

第4次南風原町障がい者計画・ 南風原町第5期障がい福祉計画・ 南風原町第1期障がい児福祉計画

平成30年度～平成32年度

写真提供者：金城 則文



平成30年3月
沖縄県南風原町



ごあいさつ

本町では、平成 27 年 3 月に「ちむぐくるの支えあい～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」を基本理念とする「第 3 次南風原町障がい者計画・南風原町第 4 期障がい福祉計画」を策定し、障がい者福祉施策の推進及び障がい者福祉サービスの充実に取り組んでまいりました。

この間、わが国では平成 28 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、さまざまな分野において、障害者差別の禁止、合理的配慮が求められることになりました。また沖縄県においては障がいのある人もない人も共にくらしやすく互いに理解し合える共生社会の実現に向け平成 28 年 4 月に「沖縄県手話言語条例」を制定しています。本町においても、平成 30 年 4 月より「南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（手話等言語条例）」の施行に向けて取り組んでいるところです。

こうした社会情勢の変化や国の動向を踏まえ、本町では、障がいの有無に関わらず、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指し、「第 4 次南風原町障がい者計画・南風原町第 5 期障がい福祉計画・南風原町第 1 期障がい児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」及び平成 30 年 4 月に改正施行される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障がい者総合支援法）」の規定による「障害者福祉計画」に加え、児童福祉法の改正に伴い新たに義務づけられました「障害児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉サービス等給付事業・相談支援・地域生活支援の充実、社会参加の推進、生命・財産の確保等の様々な分野にわたる施策を総合的に推進する計画となっております。

本計画の推進にあたりましては、町民の皆様をはじめ関係機関、関係団体と連携・協力し取り組んでまいりますので、今後とも皆様の一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力頂きました「南風原町障がい者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力頂きました皆様に心から感謝を申し上げます。

平成 30 年 3 月

南風原町長 城 間 俊 安

目 次

ごあいさつ

障がい者計画

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 計画策定の背景・趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3. 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係・・・・・ 3
- 4. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 6. 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 障害福祉を取巻く現状

- 1. 障がい者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3. 計画の基本的視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 4. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

第4章 施策の推進

- 第1節 安心して共に暮らせるまち・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 1. 理解啓発・差別解消の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - 2. 権利擁護・虐待防止の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
 - 3. 情報提供・意思疎通支援の充実・・・・・・・・・・・・ 33
 - 4. 保育・教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 - 5. 防災・防犯対策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 第2節 健やかで自立を支えるまち・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - 1. 保健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - 2. 自立生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
- 第3節 住み良い環境と生きがいの持てるまち・・・・・・ 61
 - 1. 生活環境の整備推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
 - 2. 社会参加・生きがい活動の推進・・・・・・・・・・・・ 64

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備	67
2. 地域及び関係機関等との連携	67
3. 人材の確保	67
4. 計画の周知	67
5. 計画の点検・評価	68

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 第5期障がい福祉計画

1. 成果目標	71
2. 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)及び確保方策	75
3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策	84

第2章 第1期障がい児福祉計画

1. 成果目標	91
2. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策	93
3. 子ども・子育て支援の提供体制の整備	97

資料編

■ 主なアンケート調査結果	101
■ 南風原町障がい者計画策定委員会設置条例	132
■ 南風原町障がい者計画策定委員会名簿	134
■ 第4次南風原町障がい者計画・第5期障がい福祉計画及び第1期南風原町障がい児福祉計画の策定について(諮問)	135
■ 「第4次南風原町障がい者計画」「南風原町第5期障がい福祉計画」「南風原町第1期障がい児福祉計画」の策定について(答申)	136

障がい者計画

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本町においては、平成 27 年 3 月に「“ちむぐくるの支えあい” ～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」を基本理念に、※共生社会の実現を目指し、障がい者の自立と社会参加の促進を図るために「第 3 次南風原町障がい者計画・南風原町第 4 期障がい福祉計画」を策定しました。この計画は障害者基本法に基づき福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくりなど広範な施策分野にわたる「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量並びに見込量の確保の方策等を定める「障害福祉計画」を一体的に策定した計画です。

その後、平成 28 年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」がそれぞれ施行されました。また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布され、障がい者が望む地域生活が営めるよう、生活や就労等に対する一層の支援の充実を図るための基本指針が示されました。さらに、障がい児については、健やかな育成に向けた発達支援の充実を図るために、障害児支援に係る提供体制の構築を計画的に推進するため、市町村において「障害児福祉計画」を策定することが義務付けられました。

沖縄県では、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指して「沖縄県手話言語条例」が施行されました。本町においても、平成 30 年 4 月より「南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」が施行される予定となっています。

こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

なお、策定にあたっては、新たに障がい児福祉計画を加え一体的に策定することとし、計画の名称を「第 4 次南風原町障がい者計画・南風原町第 5 期障がい福祉計画・南風原町第 1 期障がい児福祉計画」とします。

※共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のことです。

◎参考

主な法令等の動向

○障害者差別解消法

平成 28 年 4 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。同法では、公共機関において、障害のある人や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害のある人が他の者と同じように権利や機会をもち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示されました。

○自殺対策基本法の一部改正

平成 28 年 4 月に、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行されました。改正では、目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加するとともに、自殺予防週間や自殺対策強化月間を設けました。また、都道府県・市町村に対し自殺対策計画の策定を義務付けました。

○成年後見制度利用促進法

平成 28 年 5 月に、認知症や知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支援していく重要な手段である、成年後見制度の利用の促進を図るために、「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」が施行されました。

○障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正

平成 28 年 5 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が公布されました。この法律は、一部の規定を除き、平成 30 年 4 月 1 日から施行することになっています。障害者総合支援法の改正では、障害者の望む地域生活を支援するために、重度訪問介護の訪問先の拡大、就労定着支援や自立生活援助、サービス提供者の情報公表制度の創設などが規定されました。また、児童福祉法の改正では、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を図るために、居宅訪問型児童発達支援の創設、保育所等訪問支援の支援対象の拡大、医療的ケア児に対する各種支援の連携などが規定されました。

○発達障害者支援法の一部改正

平成 28 年 8 月に、「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行されました。同法では、発達障害者への支援は「社会的障壁」を除去するために行う、幼児期から高齢期までの切れ目のない支援など、発達障害者に対する支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

○沖縄県手話言語条例

平成 28 年 4 月に、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指して「沖縄県手話言語条例」が施行され、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づくり、手話の普及に関する施策の推進を図っています。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び※社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

3. 障がい者計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法の第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」で、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画（第 3 次）では下記の 11 分野の施策を掲げています。

＜国の「障害者基本計画」（第 3 次）の基本施策＞

- | | |
|------------------|-----------------|
| ①生活支援 | ⑦安全・安心 |
| ②保健・医療 | ⑧差別の解消及び権利擁護の推進 |
| ③教育、文化芸術活動・スポーツ等 | ⑨行政サービス等における配慮 |
| ④雇用・就業、経済的自立の支援 | ⑩国際交流 |
| ⑤生活環境 | ⑪推進体制 |
| ⑥情報アクセシビリティ | |

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障害児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「障がい者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

- | |
|------------------------------|
| ●障がい福祉計画 |
| ▪ 成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定 |
| ▪ 成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策 |
| ▪ 地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策 |
| ●障がい児福祉計画 |
| ▪ 成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定 |
| ▪ 成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策 |

※社会的障壁

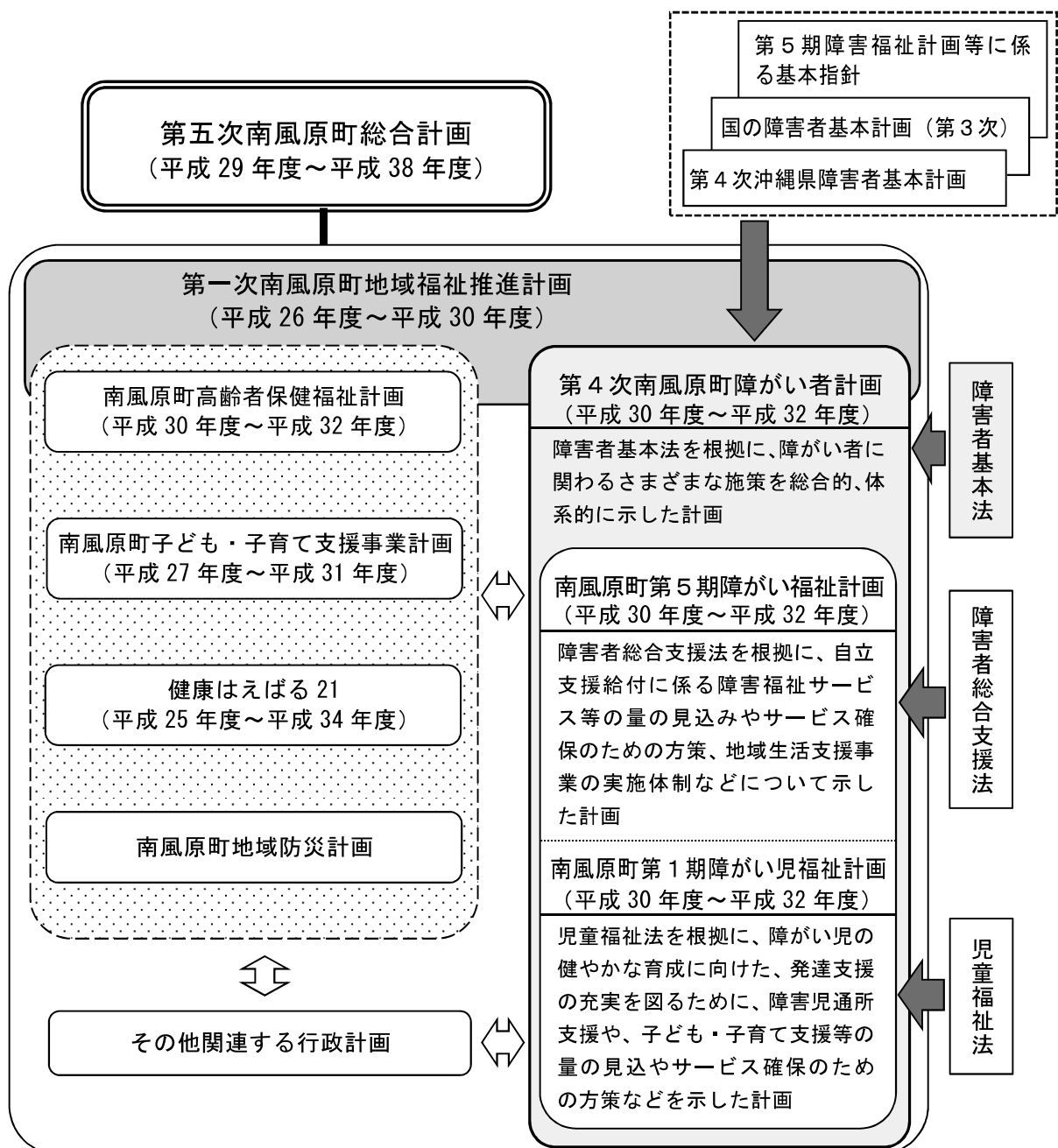
障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする原因となる社会にあるものを指す。

たとえば、ことがら（早口でわかりにくいなど）、物（段差があるなど）、制度（納得していないのに入院させられるなど）、習慣（障害のある人が子ども扱いされるなど）などがあります。

4. 計画の位置づけ

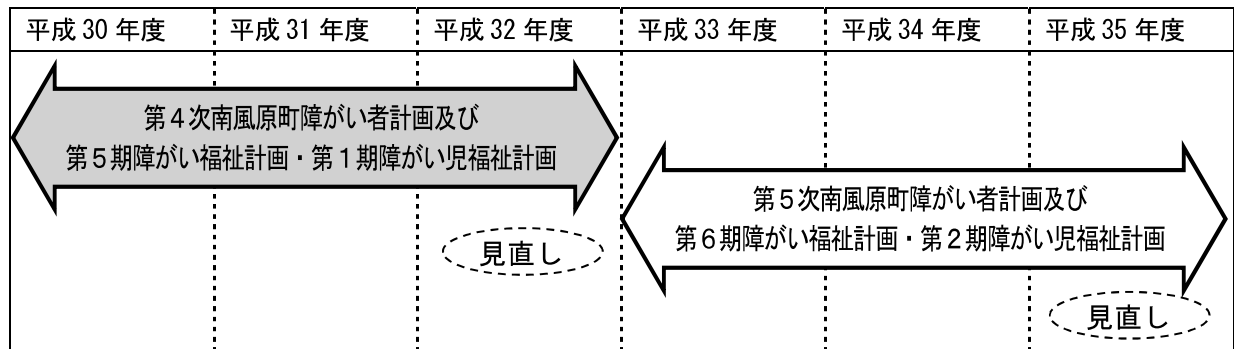
(1) 関連する計画との整合

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画」に即するもので、総合計画の個別計画として位置づけられます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である「第一次南風原町地域福祉推進計画」と整合性を図ります。
- 本計画は、「南風原町高齢者保健福祉計画」、「南風原町子ども・子育て支援事業計画」、「健康はえばる 21」、「南風原町地域防災計画」及び関連する他分野の個別計画との整合性を図ります。
- 本計画は、国の障害者計画(第3次)や第4次沖縄県障害者基本計画を基本とし、第5期障害福祉計画等に係る基本指針を踏まえた計画とします。



5. 計画の期間

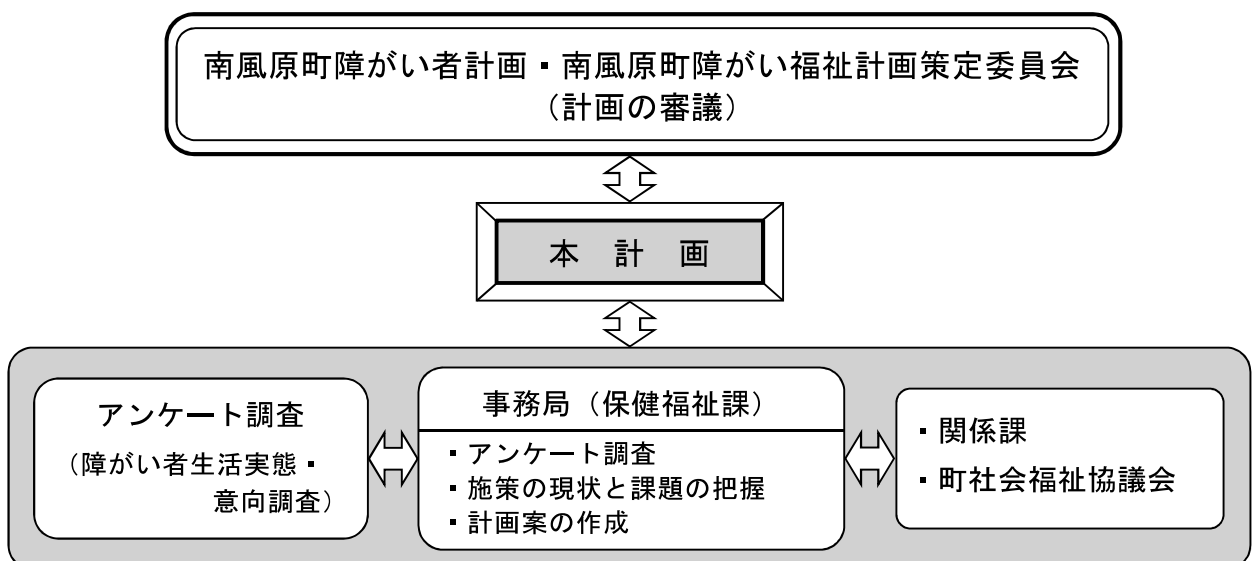
障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、基本指針で3年を1期とすることが定められているため、本計画の期間は、平成30年度から平成32年度までの3年間とし、平成32年度に見直しを行います。また、障がい者計画についても、障がい福祉計画、障がい児福祉計画との整合性を図る観点から、計画期間並びに見直しの時期を同じくします。



6. 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、事務局(保健福祉課)において、アンケート調査により障がい者の生活の様子やニーズ等を把握するとともに、関係課における事業の実施状況や課題等の把握及び町の実情を踏まえた上で、計画案を作成しました。

また、有識者をはじめ関係機関、福祉施設、関係団体の代表者及び障がい者代表によって構成される「南風原町障がい者計画・南風原町障がい福祉計画策定委員会」を設置し、計画案に対する審議を行い、委員会の意見、提言を踏まえて本計画を策定しました。



第2章 障害福祉を取巻く現状

1. 障がい者の概況

(1) 障害者手帳の交付状況

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の交付者は、いずれも増加する傾向にあります。また、「身体障害者手帳」の交付者が最も多く、平成28年度では全体の63.5%を占めます。

各手帳交付者の平成24年度に対する平成28年度の増数をみると、「身体障害者手帳」が259人増と最も多く、次に「精神障害者保健福祉手帳」が99人増、「療育手帳」が91人増となります。

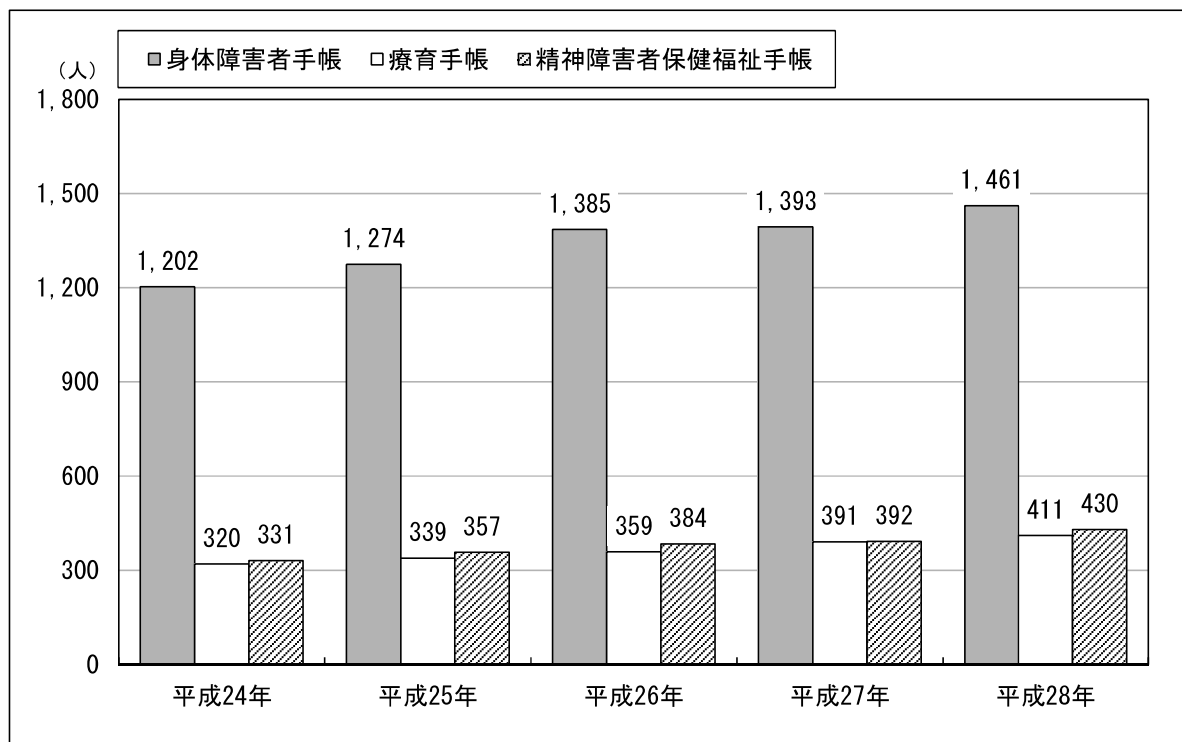
一方、手帳交付者数の伸び率では、「精神障害者保健福祉手帳」が29.9%と最も大きく、次に「療育手帳」が28.4%となります。

【障害者手帳交付状況】

(単位:人、%)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	H24-H28 増減	H24-H28 伸び率
総数	1,853	1,970	2,128	2,176	2,302	449	24.2
身体障害者手帳	1,202	1,274	1,385	1,393	1,461	259	21.5
療育手帳	320	339	359	391	411	91	28.4
精神障害者保健福祉手帳	331	357	384	392	430	99	29.9

資料：町保健福祉課(各年度末現在)



(2) 障がい者の年齢

障がい者の年齢を「18 歳未満」、「18 歳以上 65 歳未満」、「65 歳以上」の 3 区分でみると、「身体」の「18 歳未満」が 50 人前後、「精神」の「65 歳以上」が 100 人前後と概ね横ばいで推移しています。そのほかの年齢区分ごとの障がい者の人数は、いずれも増加する傾向にあります。

「身体」は「65 歳以上」が最も多く、かつ増加の伸びが大きく、平成 28 年度では「身体」全体の 60.4%を占めます。また、「知的」と「精神」は「18 歳以上 65 歳未満」が最も多く、それぞれの障がい者全体の 68.9%、73.0%を占めます。

【障がい者の年齢】

(単位:人、%)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	構成比
身体	18 歳未満	45	49	52	49	46	3.1
	18 歳以上 65 歳未満	538	552	567	530	532	36.4
	65 歳以上	619	673	766	814	883	60.4
知的	18 歳未満	73	85	91	104	111	27.0
	18 歳以上 65 歳未満	242	242	257	274	283	68.9
	65 歳以上	5	12	11	13	17	4.1
精神	18 歳未満	2	2	3	8	2	3.5
	18 歳以上 65 歳未満	223	255	277	289	223	73.0
	65 歳以上	106	100	104	95	106	23.5

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

(3) 身体障がいの内訳

身体障がいの内訳では、「肢体不自由」と「内部疾患」が多く、いずれも増加傾向にあります。平成 26 年度までは「肢体不自由」が最も多かったのが、「内部疾患」の伸びが大きく、平成 27 年度以降では「内部疾患」が最も多く、平成 28 年度では身体障がい者全体の 42.6%を占めます。

次に「聴覚障害」が多く、増加傾向にあり、平成 24 年度に対する伸び率も 29.8%と「内部疾患」の伸びと同程度となります。「視覚障害」は微増で推移しています。また、「音声・言語・そしゃく機能障害」はほぼ横ばいで推移しています。

【身体障がいの内訳】

(単位:人、%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	構成比	H24-H28 増減	H24-H28 伸び率
視覚障害	89	96	97	100	103	7.0	14	15.7
聴覚障害	114	124	131	135	148	10.1	34	29.8
音声・言語・そしゃく機能障害	16	16	16	17	14	1.0	△ 2	△12.5
肢体不自由	504	533	571	548	574	39.3	70	13.9
内部疾患	479	505	570	593	622	42.6	143	29.9
計	1,202	1,274	1,385	1,393	1,461	100.0	259	21.5

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

肢体不自由の内訳では、「上肢・下肢・四肢」が最も多く、次に「体幹機能障害」となります。両障がいとも概ね横ばいで推移していますが、「運動機能障害」は増加する傾向にあります。

【肢体不自由の内訳】

(単位:人、%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	構成比	H24-H28 増減	H24-H28 伸び率
上肢・下肢・四肢	451	481	522	491	511	89.0	60	13.3
体幹機能障害	50	45	39	45	51	8.9	1	2.0
運動機能障害	3	7	10	12	12	2.1	9	300.0
計	504	533	571	548	574	100.0	70	13.9

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

内部疾患の内訳では、毎年度「心臓機能障害」が最も多く、次に「じん臓機能障害」となります。平成 28 年度では「心臓機能障害」が全体の 68.0%と大半を占め、「じん臓機能障害」が 20.7%となります。

また、両疾患とも増加の傾向にあります。また、「じん臓機能障害」に比べて「心臓機能障害」の増加が大きく、平成 24 年度に対する平成 28 年度の伸び率は、「じん臓機能障害」が 21.7%であるのに対し、「心臓機能障害」は 36.9%となります。

「ぼうこう・直腸機能障害」は平成 26 年度まで 26 人～27 人と横ばいであったのが、平成 27 年度以降は 40 人程度に増えています。

【内部疾患の内訳】

(単位:人、%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	構成比	H24-H28 増減	H24-H28 伸び率
心臓機能障害	309	331	379	400	423	68.0	114	36.9
じん臓機能障害	106	108	121	126	129	20.7	23	21.7
呼吸器機能障害	17	18	19	18	19	3.1	2	11.8
ぼうこう・直腸機能障害	26	26	27	40	41	6.6	15	57.7
小腸機能障害	7	9	11	4	4	0.6	△ 3	△42.9
免疫機能障害	2	2	2	2	2	0.3	0	0.0
肝臓機能障害	12	11	11	3	4	0.6	△ 8	△66.7
計	479	505	570	593	622	100.0	143	29.9

資料：町保健福祉課(各年度末現在)

(4) 障がいの程度

①身体障がい

身体障がいの程度を表わす等級（数値が小さいほど重度）は、「1級」が34.6%と最も高く、次に「4級」が19.6%、「3級」が18.0%となります。また、「1級」と「2級」を合わせた重度者が51.7%と過半数を占め、「3級」と「4級」を合わせた中度者が37.6%となります。

「1級」と「3級」、「4級」では「心臓機能障害」が最も多く、「2級」では「肢体不自由(上肢・下肢・四肢)」が最も多くなります。

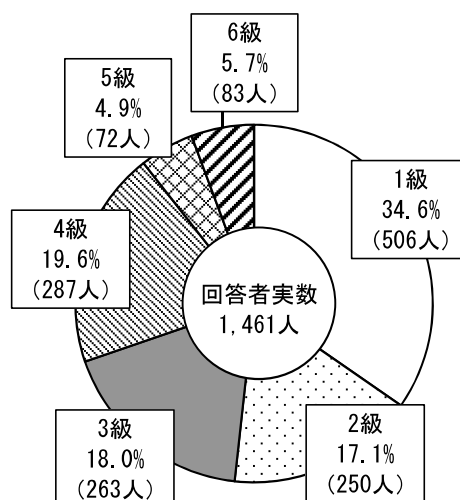
【身体障がいの等級】

(単位:人、%)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害	56	30	5	4	7	1	103
聴覚障害	10	37	8	35	0	58	148
音声・言語・咀嚼機能障害	3	0	6	5	0	0	14
肢体不自由(上肢・下肢・四肢)	110	161	71	86	59	24	511
肢体不自由(体幹機能障害)	27	12	6	1	5	0	51
肢体不自由(運動機能障害)	9	0	1	1	1	0	12
心臓機能障害	168	7	135	113	0	0	423
じん臓機能障害	110	0	18	1	0	0	129
呼吸器機能障害	8	1	9	1	0	0	19
ぼうこう・直腸機能障害	0	1	4	36	0	0	41
小腸機能障害	1	0	0	3	0	0	4
免疫機能障害	0	1	0	1	0	0	2
肝臓機能障害	4	0	0	0	0	0	4
計	506	250	263	287	72	83	1,461
構成比	34.6	17.1	18.0	19.6	4.9	5.7	100.0

資料：町保健福祉課(平成29年3月末現在)

【身体障がいの等級】



②知的障がい

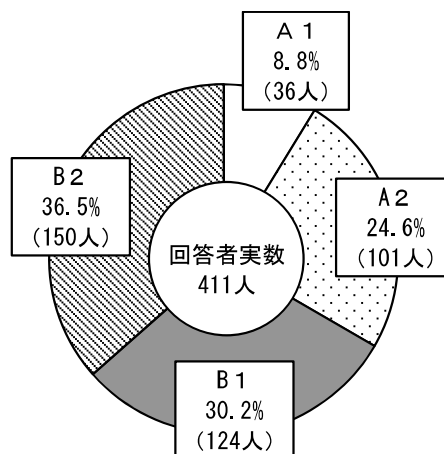
知的障がいの判定では、「B 2 (軽度)」が 36.5%と最も高く、障がいの程度が重くなるほど割合は低く、「A 1 (最重度)」は 8.8%となります。

【知的障がいの判定】 (単位:人、%)

程度	人数	構成比
A 1 (最重度)	36	8.8
A 2 (重 度)	101	24.6
B 1 (中 度)	124	30.2
B 2 (軽 度)	150	36.5
計	411	100.0

資料：町保健福祉課(平成 29 年 3 月末現在)

知的障がいの判定



③精神障がい

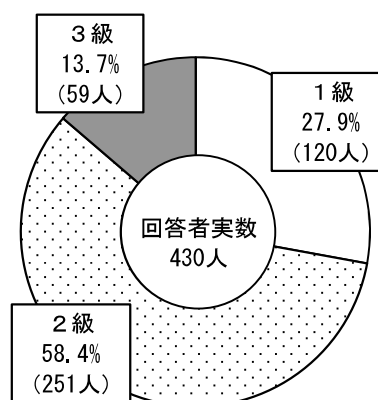
精神障がいの程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、「2 級」が 58.4%と最も高く、次に「1 級」が 27.9%となります。

【精神障がいの等級】 (単位:人、%)

等級	人数	構成比
1 級	120	27.9
2 級	251	58.4
3 級	59	13.7
計	430	100.0

資料：町保健福祉課(平成 29 年 3 月末現在)

精神障がいの等級



(5) 手当支給・医療費助成の状況

① 手当支給

※¹ 特別児童扶養手当の支給は毎年度増えてきており、平成 28 年度では 205 人と、平成 24 年度の 149 人からこの 4 年間で、56 人の増となります。

一方、毎年度※² 特別障害者手当は 30 人程度、※³ 障害児福祉手当は 40 人程度で推移しています。

【手当支給者数】

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
特別児童扶養手当	149	160	170	191	205
特別障害者手当	30	30	28	33	31
障害児福祉手当	42	42	46	42	44
計	221	232	244	266	280

資料：町保健福祉課・子ども課(各年度 8 月 1 日時点)

② 重度心身障害者(児)医療費助成

※⁴ 重度心身障害者(児)医療費助成者数は、毎年度 600 人前後で推移しています。

【重度心身障害者(児)医療費助成者数】

(単位:人)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
助成者数	608	592	595	596	614

資料：町保健福祉課(各年度 8 月 1 日時点)

※1 特別児童扶養手当

心身に重度または中度の障がいがある 20 歳未満の児童を扶養している父母、あるいは父母に代わって児童を養育している方を対象に手当を支給します。

※2 特別障害者手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の障がい者で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※3 障害児福祉手当

精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の障がい児で、福祉保健所長の認定を受けた方に手当を支給します。

※4 重度心身障害者医療費助成制度

障がい者及び家族の経済的負担を軽減するために、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を市町村と県で助成する制度です。

(6) 自立支援医療の支給状況

① 育成医療

※¹ 育成医療の支給者数は平成 26 年度の 84 人が最も多く、平成 27 年度と平成 28 年度では 70 人台となります。

支給の内訳では、平成 25 年度以降「その他内臓」が最も多く、次に平成 27 年度では「音声・言語・そしゃく」が多くなりますが、そのほかの年度では「肢体不自由」が多くなります。

【育成医療支給者数】

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
肢体不自由	16	14	15	15	18
視覚	5	3	0	0	0
聴覚・平衡	2	2	8	4	4
音声・言語・そしゃく	7	9	14	16	5
心臓	5	7	14	9	19
腎臓	0	1	0	0	0
その他内臓	13	31	33	27	30
計	48	67	84	71	76

資料：沖縄県障害保健福祉課(各年度末時点)

② 更生医療

※² 更生医療の支給者数は、平成 26 年度の 209 人が最も多く、平成 27 年度以降は減少しています。

支給の内訳では、毎年度「じん臓機能障害」が最も多く、平成 26 年度以降 120 人台で推移しています。次に「心臓機能障害」が多い状況です。

【更生医療支給者数】

(単位:件)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
肢体不自由	1	1	2	0	1
心臓機能障害	45	64	81	55	52
じん臓機能障害	103	102	120	125	120
免疫機能障害	2	2	3	2	2
その他	0	0	3	1	2
計	151	169	209	183	177

資料：町保健福祉課(各年度末時点)

※1 育成医療

児童福祉法に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

※2 更生医療

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

③精神通院医療費

※¹精神通院医療費の支給認定者数は、毎年度増え続けており、平成23年度の804人から平成27年度では922人と、この4年間で118人の増となります。

病類としては、「総合失調症」が最も多く、次に「気分(感情)障害」、「てんかん」となります。

【精神通院医療費の支給認定状況】

(単位:人)

疾 類	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
統合失調症	287	302	283	292	292
気分(感情)障害	218	229	260	256	272
てんかん	134	143	143	112	134
神経症	47	49	35	43	45
心理的発達障害	29	31	36	43	53
アルツハイマー	26	26	27	26	36
アルコール依存症	18	27	30	28	24
知的障害	10	9	9	8	11
アルコール性精神病	6	6	7	4	4
その他気分障害	6	5	1	12	13
その他器質性精神障害	5	7	8	14	15
非定型精神病	4	3	2	0	1
不明	4	0	1	0	0
接枝分裂症	3	3	0	0	0
人格障害	3	4	3	1	1
その他認知症	3	4	9	14	13
その他中毒性精神病	1	1	1	2	1
脳血管性認知症	0	0	4	6	7
計	804	849	859	861	922

資料：町保健福祉課(各年度末時点)※各年度の4月1日～3月31日の間に有効期間のあった方の数字。

※1 精神通院医療

精神通院医療は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行うものです。1割は原則自己負担であるが、沖縄県では、復帰特別措置法に基づき自己負担分についても公費負担となっています。

(7) 補装具費の交付状況

※¹ 補装具費の交付件数は、平成 23 年度以降では平成 27 年度の 68 件が最も多くなります。
補装具としては、「装具(下肢)」が比較的多い状況です。

【補装具費の交付状況】

(単位:件)

種 目			平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
肢体不自由	義肢	義足	1	0	0	1	0
	装具	下肢	9	14	7	7	15
		靴型	4	3	3	2	2
		上肢	1	1	0	1	3
	座位保持装置		3	7	5	4	7
	車いす	普通型	2	4	3	3	6
		その他	4	6	4	2	6
	電動車いす	手動兼用型	2	0	0	0	0
		その他	0	0	2	0	1
	歩行器		0	1	1	2	2
	歩行補助つえ	つえ(T字状・棒状のつえ)	1	1	2	0	2
頭部保持具(児童のみ対象)		0	5	4	0	0	
視覚障害	盲人安全つえ		6	2	2	7	3
	義眼		0	0	0	0	0
	眼鏡	矯正眼鏡	1	0	0	0	0
		遮光眼鏡	0	0	2	1	1
聴覚障害	補聴器	重度難聴用箱形	0	2	1	0	0
		重度難聴用耳掛形	5	8	3	2	12
		高度難聴用箱形	2	1	0	1	1
		高度難聴用耳掛形	5	8	1	11	7
		F M補聴器	2	0	0	0	0
		計		48	63	40	44

資料：町保健福祉課(各年度末時点)

※1 補装具費

身体障害者・障害児の失われた身体機能を補完・代替し、身体障害者の就労その他日常生活の能力の向上、また、身体障害児については、将来、社会人として自立するための素地を育成・助長することを目的に、補装具の購入又は修理に要した費用について補装具費(原則利用者 1 割負担)を支給しています。

(8) 発達支援児保育

本町では、障がいのある子や発達・発達が気になる未就学の子について、早期療育の観点から、親子同士の交流や集団生活の訓練、発達に関する指導等を行うために「親子通園事業」を実施しています。利用している子は平成 29 年が 5 人で、この 5 年間では最も少ない人数となります。

また、平成 27 年度以降に認可された 3 保育園以外の保育所(園)では、発達支援児保育として障がいのある子を受け入れています。

発達支援児保育の対象となる子は、徐々に増える傾向にあり、平成 29 年 4 月 1 日時点では 22 人となります。

【発達支援児保育】

(単位:人)

施設等名称	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
親子通園事業(ゆうな園)	10	9	11	9	5
保育所(園)	13	15	15	20	22

資料：通園事業は町保健福祉課、保育所(園)は町子ども課(各年度 4 月 1 日現在)

(9) 特別支援教育

①幼稚園

特別な支援を必要とする幼稚園児は、年々増えてきており、平成 29 年 5 月 1 日現在では、17 人となります。

【特別支援教育対象園児(幼稚園)】

(単位:人)

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
幼稚園	3	5	8	12	17

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

②特別支援学級

小中学校では、通常の学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な特別な支援を必要とする子について、一人ひとりの障がいの状況や特性に応じた指導・支援を行うために、特別支援学級を設置しており、平成 29 年では 120 人が在籍しています。

また、特別支援学級は特別な支援を必要とする子の状況に合わせて知的、言語、情緒の学級を設置しています。知的と言語の学級に在籍している子は、大きな増減はなく推移していますが、情緒の学級は毎年増え続けており、平成 28 年、平成 29 年では、情緒の学級に在籍する子が最も多くなります。

【特別支援学級】

単位：人

学校名	平成 25 年			平成 26 年			平成 27 年			平成 28 年			平成 29 年		
	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒	知的	言語	情緒
小学校	36	12	12	33	14	31	35	11	38	30	13	47	32	10	54
中学校	7	1	7	16	0	8	17	0	9	18	0	7	13	0	7
計	43	13	19	49	14	39	52	11	47	48	13	54	45	10	62
合計	75			102			110			115			120		

資料：町教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

(10) 障害福祉サービス等の利用状況

平成 26 年度以降の障害福祉サービス及び計画相談支援の利用実績(各年度 3 月分)をみると、毎年「就労継続支援(B 型)」の利用者が最も多く、平成 28 年度では 127 人が利用しています。次に「生活介護」、「施設入所支援」、「居宅介護」の利用者が多い状況です。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅介護（乗降介助除く）	52	54	52
重度訪問介護	0	0	1
行動援護	1	1	1
同行援護	22	20	17
重度障害者等包括支援	0	0	0
生活介護	85	85	88
自立訓練（機能訓練）	1	0	1
自立訓練（生活訓練）	5	3	6
就労移行支援	8	9	14
就労継続支援（A 型）	18	26	25
就労継続支援（B 型）	112	123	127
短期入所	12	7	12
療養介護	7	8	8
共同生活援助（GH）	18	22	23
施設入所支援	57	60	60
計画相談支援	28	36	35
地域移行支援	0	0	0
地域定着支援	0	0	0

資料：町保健福祉課(各年度 3 月分実績)

(11) 障害福祉サービス等の利用状況

平成 26 年度以降の障害児通所支援及び障害児相談支援の利用実績(各年度 3 月分)をみると、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」とも利用者は増える傾向にあり、中でも「放課後等デイサービス」の利用者が最も多く、平成 28 年度では 87 人が利用しています。

【障害児通所支援・障害児相談支援実利用者数】

(単位:人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	17	24	28
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイサービス	65	73	87
保育所等訪問支援	0	0	0
障害児相談支援	15	16	22

資料：町保健福祉課(各年度 3 月分実績)

(12) 町内の障害福祉サービス等事業所

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、町内の事業所数は平成 29 年 4 月 1 日現在で、86 事業所となります。平成 26 年度の事業所数と比べると 16 事業所増えています。

平成 29 年度のサービス別の事業所数としては、「放課後等デイサービス」が 11 事業所と最も多く、次に「就労継続支援(B型)」の 8 事業所となります。

【南風原町内の指定障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	平成 26 年度	平成 29 年度
訪問系サービス	24	26
居宅介護	5	6
重度訪問介護	5	6
同行援護	3	3
行動援護	3	4
重度障害者等包括支援	－	－
生活介護	8	7
日中活動系サービス	16	19
自立訓練（機能訓練）	－	－
自立訓練（生活訓練）	2	1
就労移行支援	3	3
就労継続支援（A 型）	－	－
就労継続支援（B 型）	7	8
就労定着支援	－	4
短期入所	4	3
療養介護	－	－
居住系サービス	9	8
自立生活援助	－	－
共同生活援助（GH）	5	5
施設入所支援	4	3
計画相談支援・地域相談支援	7	12
計画相談支援	3	4
地域移行支援	2	4
地域定着支援	2	4
障害児通所支援・相談支援	15	21
児童発達支援	6	6
医療型児童発達支援	－	－
放課後等デイサービス	6	11
保育所等訪問支援	－	－
障害児相談支援	3	4
計	71	86

資料：沖縄県（各年度 4 月 1 日時点）

(13) 地域生活支援事業の実施状況

平成 26 年度以降の地域生活支援事業の利用実績(各年度 3 月分)をみると、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の利用者が多く、平成 28 年度では 125 人が利用しています。次に「福祉機器リサイクル事業」で、平成 28 年度では 82 人が利用しています。そのほか、「排泄管理支援用具」、「日中一時支援事業」、「移動支援事業」、「本人活動支援事業」の利用者が比較的多い状況です。

【地域生活支援事業の実施状況】

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
(1) 相談支援事業				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	2	2
	実利用者数	205	121	125
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	0	0
(3) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	8	8	8
②手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	実利用者数	1	5	1
②自立生活支援用具	実利用者数	8	14	9
③在宅療養等支援用具	実利用者数	6	11	15
④情報・意思疎通支援用具	実利用者数	12	13	10
⑤排泄管理支援用具	実利用者数	45	50	45
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数	1	1	2
(5) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	0	5	5
(6) 移動支援事業	実利用者数	26	27	43
(7) 地域活動支援センター	実利用者数	17	16	15
(8) 日中一時支援事業	実利用者数	27	32	43
(9) 福祉機器リサイクル事業	実利用者数	113	121	82
(10) 声の広報事業	実利用者数	15	15	17
(11) 本人活動支援事業	実利用者数	23	23	23
(12) 自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実利用者数	4	3	1

資料：町保健福祉課(各年度 3 月分実績)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、「第3次南風原町障がい者計画・南風原町第4期障がい福祉計画」の理念を継承します。

障害者基本法では、障がい者を心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁(事物、制度、慣行、観念など)により、継続的に日常生活又は社会生活に相当の制限を受ける状態にあるものと定義されています。

その上で、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目的としています。

また、基本原則として、障がいを理由に差別すること、その他の権利利益を侵害してはならないとし、そのための社会的障壁の除去において、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとしています。

本町においても、障がい者の自立と社会参加を促進するために、地域社会の誰もが「必要かつ、合理的な配慮」について考えるとともに、互いに支えあうことで、障がいの有無にかかわらず、誰もが誇りと尊厳を持って、共に暮らせる地域社会の実現を目指すことが重要となります。

その観点から、本計画では共生社会、自立支援を基底とした、本町の目指すべき姿を「“ちむぐくるの支えあい” ～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～」とします。

『“ちむぐくるの支えあい”』

～ともにづくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原～

「ちむぐくる」とは

“ちむぐくる”とは、沖縄の方言で「人の心に宿る、より深い思い」を指すと言われていますが、人によって解釈が多少異なります。本計画では、「思いやり、優しさ、助け合いの精神、他者の苦しみを共有することのできる心」などを表す言葉として使います。

>> 支えあい <<

地域住民が、障がいをもつことは誰にでも起こり得ることであると受け止め、地域みんなで支え合い、障がい者が暮らしやすい社会の実現を目指します。また、障害の有無にかかわらず、互いに支え合うことにより、誰もが心豊かに暮らせるまちづくりを推進します。

>> 自立と社会参加 <<

障がい者の自己選択と自己決定に基づく主体的な生き方を尊重し、基本的人権が守られ、等しく社会活動に参加できるまちづくりを推進します。

2. 基本目標

基本理念に基づき、次の3つの基本目標を定め、基本目標に沿って施策・事業を推進していきます。

1) 安心して共に暮らせるまち

障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がい者が安心して暮らせる地域づくりを進めるために、障がいや障がい者への地域理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や※合理的配慮の提供について、普及啓発を図ります。また、障がい者の権利擁護や虐待の防止に取り組みます。

保育・教育分野においては、障がいのある子が安心して保育・教育が受けられるよう、一人ひとりの特性やニーズを踏まえた、適切な保育・教育環境を整え、集団生活を通して将来の自立の素地を助長していきます。

さらに、犯罪被害や災害時に対する障がい者の不安軽減を図るために、防犯対策や防災対策の充実を図ります。

2) 健やかで自立を支えるまち

乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、早期の治療・療育につなぎ、障がいの軽減を図ること、また、誰もが疾病により障がいをもつことがないように、保健・医療対策の充実を図ることは極めて重要です。そのため、一人ひとりのライフステージを通して、疾病等による障がいの発生を予防することや早期の治療・療育等につないでいくために、関係機関等との連携を深め、母子保健事業や生活習慣病等の疾病予防対策及び精神保健福祉の充実を図ります。

また、障がいがあっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう支援するために、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の充実に取り組みます。さらに、医療費助成や手当等の支給により、経済的な負担を軽減するほか、その他の生活支援を提供します。

3) 住み良い環境と生きがいの持てるまち

障がい者が自由に外出し社会参加が進むよう、円滑な移動や外出しやすい環境づくり及び外出・移動に対する支援を提供します。また、障がい者が生きがいを持ち充実した生活が送れるよう、生活を豊かにするスポーツやサークル活動及び文化活動等の振興を図るほか、働く意欲のある障がい者の適性と能力に応じた就労支援を行います。

※合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリーなど、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

3. 計画の基本的視点

国の「障害者基本計画(第3次)」及び「第4次沖縄県障害者基本計画」において示された、各分野・施策に共通する横断的な視点について、国・県との調和を図るため、本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

- 障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施に当たっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。
- 障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を進めます。

2) 当事者本位の総合的な支援

- 障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。
- 支援に当たっては、障害者基本法第2条の障がい者の定義を踏まえ、障がい者施策が、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

3) 障がい特性等に配慮した支援

- 障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を進めます。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

4) ※アクセシビリティ(バリアフリー)の向上

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、アクセシビリティの向上を図ります。特に、障がいを理由とする差別の解消に向けた取り組みを積極的に推進します。

※アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることです。

5) 総合的かつ計画的な取り組みの推進

- 障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携と役割分担の下で、障がい者施策の推進を図ります。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、子ども・子育て施策、健康づくり施策等障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

4. 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
『ちむぐくるの支えあい』 くともにつくり、ともにあゆむ、自立と社会参加のまち 南風原く	安心して 共に暮らせるまち	1. 理解・差別解消の推進 (1) 理解啓発活動の充実 (2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発 2. 権利擁護・虐待防止の推進 3. 情報提供・意思疎通支援の充実 (1) 情報提供の充実 (2) 意思疎通支援の充実 4. 保育・教育の充実 (1) 発達支援児保育の充実 (2) 特別支援教育の充実 5. 防災・防犯対策の充実 (1) 防災対策の充実 (2) 防犯対策の充実
	健やかで 自立を支えるまち	1. 保健・医療の充実 (1) 乳幼児の障がいの発生予防・早期支援の充実 (2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実 (3) 精神保健福祉の充実 2. 自立生活支援の充実 (1) 障害福祉サービスの推進 (2) 障がい児支援の充実 (3) 医療費等経済的支援の推進 (4) その他の生活支援の推進
	住み良い環境と 生きがいの持てるまち	1. 生活環境の整備推進 (1) 外出・移動支援の推進 (2) 住環境の整備推進 2. 社会参加・生きがい活動の推進 (1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進 (2) 就労支援

第4章 施策の推進

第1節

安心して共に暮らせるまち

1. 理解啓発・差別解消の推進

(1) 理解啓発活動の充実

【現状と課題】

- 町では、障がい者の行事への参加や地域との交流活動等について、町の広報誌やホームページ等により周知を図っています。また、障害者週間や発達障害啓発週間等の啓発期間においては、ポスターの掲示や各種パンフレットの配布により障がい者への理解啓発を図っています。
- 平成27年度より民生委員・児童委員や福祉協力員等を対象に「障がい福祉について」勉強会を年4回開催し、理解啓発を図りました。
- 町社会福祉協議会では障がい者への理解を深めるために、「社協だより」やホームページ等により、障がい者のサークル活動、就労継続支援事業所の紹介、障がい者が参加する行事及びその他関連記事を掲載することにより、地域への広報啓発を行っています。
また、「10代のボランティア研修会」、「福祉教育推進事業」、「福祉講座」等の開催を通して、障がい者への理解促進に努めています。
- 「福祉まつり」では町社会福祉協議会・民生委員・児童委員が共同で障がい体験ブースを設け、車椅子体験や点字の作成等を通して理解促進に努めているほか、町内の障がい者福祉施設・団体がパネル展示やパンフレット配布等により、それぞれの事業や活動を紹介しています。
- 障がいがある人となない人の交流活動としては、音訳サークルや手話サークルのメンバーとの交流、「新春さわやかもちつき大会」での各種福祉団体やボランティアとの交流等があります。
また、就労継続支援事業所で製造したパンやクッキー等の販売を通して、地域との交流を図っています。

（アンケート調査より）

- 5年前と比べて障がい者に対する地域の理解・認識について、「何も変わらない」が39.5%と最も高く、次に「深まっていると思う」が35.0%となります。また、日常生活で困っていることでは「社会の障がいへの理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」が22.1%となります。
今後、理解啓発の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

共生社会実現のためには、障がいや障がい者を正しく理解し認識することが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。

【今後の取り組み】

①パンフレットを活用した理解・啓発の推進

多様な障がいに対する理解を深めるとともに、それぞれの障がいの特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、障がい及び障がい者理解啓発用パンフレットを庁内関係課窓口及び関係団体等に配布します。また、町民がパンフレットを一読してもらえよう、町の広報誌やホームページ等によりパンフレットの周知と案内を継続して行います。さらに、次代を担う子ども達の理解を深めるために、教育委員会と連携し、町立中学校の生徒（特定学年）へのパンフレットの配布を検討します。

②啓発期間における理解・啓発の推進

障害者週間、発達障害啓発週間、自殺予防週間などの啓発期間においては、引き続き広報誌やホームページに関連する記事の掲載、啓発用のポスターの掲示及び講話等により理解促進を図ります。

③地域組織等への理解・啓発の推進

自治会及びその他住民組織・団体等に対し、障がい及び障がい者理解の必要性について周知を図り、自治会等からの要請に応じて、理解促進に向けた講話や研修会、講演会等の実施に取り組みます。また、障がいのある方による講話等の開催に取り組みます。

④体験・交流を通じた理解促進

町のイベントや「福祉まつり」などで、障がい体験ブースの設置や障がい者の活動を知らせるためのパネル展示、障がい者による出店・販売活動などを通して、理解が深まるよう、引き続き町社会福祉協議会をはじめ児童・民生委員、町内の障がい者福祉施設・団体等との連携を図ります。

町社会福祉協議会をはじめ、学校、ボランティア、障害福祉サービス事業所、福祉関係団体及び関係機関等と連携し、障がいのある人もない人も双方の理解が深まるよう、多様な交流活動を推進します。

(2) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

【現状と課題】

○平成 28 年 4 月 1 日から共生社会の構築を目指した「障害者差別解消法」が施行され、障がい者を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止するとともに、そのための「合理的配慮の提供」を規定しています。合理的配慮の提供にあたる行為は、地域社会ですでに実践されているものもありますが、町の障がい者に対する合理的配慮については、庁舎のバリアフリー、手話通訳者の設置等に努めているほか、身体障害者専用駐車場を庁舎に最も近い位置に整備するなどの配慮に努めてきました。また、投票場においては段差解消や案内等の支援を行う人員を配置しています。

○国の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においては、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項が示されており、市町村では障がい者への適切な対応を図るための「職員対応要領」を作成することが規定されています。本町では、平成 28 年 6 月に「南風原町職員における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（以下「南風原町職員対応要領」という）を作成し、ホームページ等での公表や役場内職員を対象とした研修会を開催しました。

（アンケート調査より）

- 障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことについて、32.3%の障がい者が「ある」と答えています。また、障がい児の保護者では 50.7%が「ある」と答えています。差別や嫌な思いをした場所として職場、学校、地域、医療機関、飲食店、スーパー、投票所等さまざまです。
- 「障害者差別解消法」や「合理的配慮」について、「名称も内容も知っている」は、それぞれ 8.9%、5.2%であることから、周知強化に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

【今後の取り組み】

①職員対応要領の徹底

障がいを理由とする差別の解消とそのための合理的配慮について、行政職員の遵守すべき規律として「南風原町職員対応要領」に基づき、職員への対応の周知徹底を図ります。

②事業者による差別解消の促進

営利・非営利、個人・法人の別を問わず、サービスなどを提供する事業者(企業や店舗、福祉事業者など)の合理的配慮について、国から示された「対応指針」の周知と指針に基づく差別解消への自主的な取り組みを促します。

③地域への差別解消の普及啓発の推進

差別による障がい者や家族等の地域における生活のしづらさを解消するため、障がい者等との相互理解が促進されるよう、障害者差別解消法の趣旨について、町のホームページや広報誌による啓発のほか、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会の開催など、多様な手段により、障がい者も含め広く地域への普及啓発に取り組みます。

④選挙における配慮の推進

障がい者の参政権を保障するため、障がい者が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや手助けを行なう人員の配置等必要な配慮を継続します。また、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するために、状況に応じて、郵便等による不在投票の実施及びその他必要な配慮に努めます。

2. 権利擁護・虐待防止の推進

【現状と課題】

- 知的障がいや精神障がい等により、判断力が十分でない障がい者の権利を擁護するために、成年後見制度があります。制度についてパンフレット等により周知を図っていますが、相談はあるものの、申請までは至っていません。また、必要ケースについては、成年後見制度利用支援事業により、制度利用にかかる費用の助成を行っており、相談も年間数件程度あります。
- 障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期対応を図るために、障がい者虐待防止に関するパンフレットを作成し、役場窓口への設置及び町内各種団体に配布しました。
- 虐待防止センターは設置していませんが、虐待に関する相談は毎年度あり、虐待の疑いがある際には、各関係機関と連携し適切な支援につないでおり、虐待防止センターの機能は確保しています。また、隣市の障がい者施設を一時避難先として利用しています。

（アンケート調査より）

- 権利擁護に関する制度等の周知状況について、「名前も内容も知っている」は成年後見制度が23.3%、※日常生活自立支援事業(社協が窓口)が14.9%で、いずれも十分周知されているとは言えません。
- 将来的に家族等支援者がいなくなった時にどのような方法で支援を受けるか、権利を守ってもらえるか周知しておくことが、将来に対する不安感を和らげるとともに、必要な対策を講じておくことができます。そのため、成年後見制度や日常自立生活支援事業等の周知に努める必要があります。
- 虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が11.2%で、障がい別では「精神」が14.7%、「知的」が13.0%と高くなります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者も障がいのない人と同じ権利を有し、等しく権利が守られるよう、障がい者やその家族等への権利擁護のための制度周知と制度の適切な利用を支援します。また、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行なうとともに、関係機関等と連携した虐待防止に取り組めます。

※日常生活自立支援事業

生活に不安のある高齢者(認知症高齢者など)や知的障がい者・精神障がい者等判断能力が十分でない方が安心して地域生活が送れるよう「生活支援員」が福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類等の預かりサービスを行います。市町村社会福祉協議会が窓口となって提供されるサービスです。

【今後の取り組み】

①成年後見制度等の周知と利用支援の充実

成年後見制度や日常生活自立支援事業について、障がい者やその家族をはじめとする、地域への周知強化に取り組みます。また、障がい者等からの相談に対し、必要に応じて制度等への理解を深め、利用を促します。

②成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の利用において、申立てに要する費用や後見人等の報酬費の負担が困難な場合等において、成年後見制度利用支援事業により必要な利用支援を行います。また、事業の周知強化を図ります。

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

障がい者への虐待の対応においては、障がい福祉担当課を中心に庁内関係課、医療機関、障がい者支援施設、警察、民間団体等ケースに応じた各関係機関等との円滑な連携のもとで、被虐待障がい者及び養護者等への適切な支援に取り組みます。また、虐待からの一時避難先の確保を継続します。

④虐待に関する広報啓発の推進

障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、障がい者や家族を含めた地域への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や住民の通告義務等について周知を図ります。

サービス事業所における虐待の早期発見につながるよう、虐待への理解・認識等を深めるために、事業所への学習会等を開催します。

⑤日常生活自立支援事業等の利用支援

成年後見制度のほか、ケースによっては、町社会福祉協議会が窓口となって提供される日常生活自立支援事業や※日常的金銭管理支援事業の利用が適する場合もあり、事業の周知と町社会福祉協議会と連携した利用支援を行います。

※日常的金銭管理支援事業

高齢者及び心身に障がいのある方等、金銭管理が不十分のため日常生活に支障をきたしているが、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の活用が困難である方に対し、他の社会資源の活用が可能となるまでの期間、日常的金銭管理等の支援を行うことにより、その方の権利を擁護し安心して生活ができるようにします。

3. 情報提供・意思疎通支援の充実

(1) 情報提供の充実

【現状と課題】

- 障がい福祉に関する情報提供は、相談業務を通して必要情報提供を行っているほか、保健福祉課窓口に「福祉のしおり」(町社協が作成)や事業所等のパンフレットを備え、必要な方に提供しています。また、広報誌やホームページ等により提供しています。
- 町社会福祉協議会に委託し、文字による情報の入手が困難な方を対象に、町広報誌や社協だよりを音訳し、希望者に音訳テープや音訳CDを定期的に無料で提供する、声の広報事業を行っています。
- 本町のホームページは、障がい者が情報を得やすいよう音声読み上げ機能や文字拡大機能、背景色変更機能が備わっています。
- 日常生活用具給付等事業では携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字器等の情報・意思疎通支援用具の給付等行っています。
- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、障害者総合支援法の改正により、サービス利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上を図るために、施設・事業者に対してサービスの内容等を公表する制度が創設されました。この制度に基づき施設・事業者への情報公表を働きかける必要があります。

(アンケート調査より)

- 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことでは、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」と「知りたい情報について相談できる所がほしい」がともに31.8%と最も高く、町では情報の提供は行っているものの、十分行き届いていない状況や、情報は得たものの内容が十分に理解できない状況があり、相談窓口の周知や、情報をわかりやすくするための工夫が必要です。
- 障害福祉サービス等を利用していない理由として、「サービスの内容がよくわからないから」が16.3%と3番目に高く、サービスを選択するためのわかりやすい情報提供が必要です。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報を入手できることが基本となります。そのため、障がい者の求める情報が得やすい環境づくりを進めるとともに、わかりやすい内容となるよう配慮するなど情報提供の充実に取り組みます。

【今後の取り組み】

①広報手段を活用した情報提供の推進

障がい福祉に関する情報を、「福祉のしおり」や広報誌、ホームページ、パンフレット等多様な広報手段を活用して提供するとともに、わかりやすい内容となるよう工夫していきます。

②ウェブアクセシビリティの向上

ホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、音声読み上げ機能や文字拡大機能、背景色変更機能を維持するほか、本町の障がい者等のニーズを踏まえて、ふりがな機能及び操作性の向上など、ウェブアクセシビリティの向上に取り組みます。

③声の広報等事業の推進

文字による情報の取得が困難な方に対し、町の広報誌や社協だより等の内容を音訳テープ、音訳CDによる情報提供を継続します。

④難病患者へのサービス等周知の推進

障害福祉サービス等の利用が可能な難病の範囲は広がっており、難病患者が必要な福祉サービス等を利用することができるよう、サービス利用に関する制度等について、広報活動による周知や相談窓口来訪時等で周知を図ります。

⑤情報に関する相談支援体制の構築

知りたい情報や情報に関する内容の説明について、相談窓口の周知を図るとともに、わかりやすい情報の提供、わかりやすい説明となるよう配慮します。また、相談内容に応じて必要な情報の収集と提供を行います。

⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進

障害福祉サービス等の情報公表制度について、町内の施設・事業者への周知を図るとともに、情報の公表促進を働きかけます。

(2) 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- 意思疎通支援事業として、聴覚障がい者及び音声又は言語機能障がい者（以下「聴覚障がい者」という）の来庁時のコミュニケーションの円滑化を図るために、手話通訳者（1人）を担当課窓口を設置しています（手話通訳者設置事業）。また、聴覚障がい者等のコミュニケーション支援を行うために、ニーズに応じて手話通訳者や要約筆記者を派遣しています。その際、担当課窓口に配置された手話通訳者がコーディネートを行っています。
- 聴覚障がい者等の意思疎通支援による社会参加の促進に向けて、派遣できる人材を養成するために、手話奉仕員養成講座を沖縄聴覚障害者情報センターに委託しています。（手話奉仕員養成事業）
- 日常生活用具給付等事業により、携帯用会話補助装置、聴覚障がい者用通信装置、人口喉頭等の情報・意思疎通支援用具の給付等行っています。
- 平成 27 年度より身体障害者手帳の交付対象とならない 18 歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成する「軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業」を実施しています。
- 町の福祉まつりでは、音訳・点字ブースを設けて、点字体験を行っています。また、南風町地域学校協働本部事業により、ろう講師と聴講師が各小学校に年 1 回派遣され、手話などの授業を行っています。
- 平成 28 年 4 月に「沖縄県手話言語条例」が施行されましたが、本町でも平成 30 年 4 月から「南風原町手話及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例」（以下「町手話言語等条例」という）が施行される予定となっています。町の条例では、「手話は言語であるという認識に立ち、手話を含む言語、触手話、要約筆記、音訳又は点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進し、障がいのある人もない人も双方が心豊かに暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定する」としています。

（アンケート調査より）

- 「聴覚障がい」または「音声・言語・そしゃく機能障がい」のある者の内、手話の使える者の割合は 23.8%となります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報の入手とともに、意思疎通が図れることが基本となります。そのため、「町手話言語等条例」を踏まえて、意思疎通のための多様なコミュニケーション手段の普及と利用の促進に取り組みます。

【今後の取り組み】

①手話言語等による意思疎通支援の推進

聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び設置手話通訳者の配置を継続します。要約筆記者の派遣については、中途失聴者・難聴者にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。

②手話言語等による情報取得の推進

会議や講演会等への参加において、聴覚障がい者等が町の会議や行事等の内容・状況等を、取得・理解できるよう、手話通訳者を派遣するほか、パソコン等を活用した文字による情報取得ができるよう取り組みます。

町の広報誌や社協だよりの情報を音訳テープ、音訳CDで取得できるよう声の広報等事業を継続するとともに、視覚障がい者のニーズを踏まえた上で点字による情報取得について検討します。

町のホームページの情報が取得しやすいよう、文字拡大機能、音声読み上げ機能、背景色変更機能を維持するとともに、今後も情報取得機能の向上を進めます。

日常生活用具給付等事業により、情報・意思疎通支援用具の給付等を継続します。

③手話言語等の習得の推進

手話言語の習得者を確保し、聴覚障がい者等の日常生活の支援及び手話の普及につながるよう、手話奉仕員研修養成講座を継続します。

手話奉仕員や要約筆記奉仕員、手話サークル等の理解・協力を得て住民向けの初歩的な手話、要約筆記、点字等の講座の開催に取り組みます。

手話ができない、点字が読めない障がい者が手話や点字を習得できるよう、手話等のスキルを持つ人材を活用した、手話等の講座開催を地域のニーズを踏まえた上で検討します。

④学校等が行う手話言語等の理解促進

小学校児童に手話等の理解を図るために、地域学校協働本部事業により、ろう講師や聴講師等の小学校への派遣を継続します。また、中学校における手話等の理解を図るための取り組みについて検討します。

⑤その他手話言語等への理解促進及び普及

「町手話言語等条例」の普及を図るために、町の広報誌やホームページで紹介するほか、チラシやパンフレット等により地域への周知を図ります。

手話や点字等による障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段について、パンフレット等により地域への理解促進及び普及を図ります。

町社会福祉協議会と連携し、町の「福祉まつり」で音訳・点字ブースの設置継続に努めるとともに、そのほかの言語等の理解促進及び普及を図るためのブースの設置に努めます。

4. 保育・教育の充実

(1) 発達支援児保育の充実

【現状と課題】

▶親子通園事業「ゆうな園」

- 町立宮平保育所建物内にある親子通園事業施設「ゆうな園」で、心身の発達に何らかの不安や心配のある未就学児とその保護者を対象に、小集団保育の中で集団生活の訓練や保護者同士の交流、遊びを通した発達支援、より良い親子の愛着関係をつくる支援を行っています。
- 毎週火曜日から金曜日の午前中にかけて事業を実施しており、月曜日は町内の保育所や幼稚園に訪問し、発達が気になる児童やその保護者、職員への支援を行っています。火曜日の午後には個別の発達相談を受けており、これにより「ゆうな園」の通園に繋がることもあります。
- 月に1回程度、言語聴覚士や音楽療法士による専門的な発達指導を行っています。また、心理士による通園時の発達記録を基に、半年に一度、保護者と面談を行った上で、今後の支援について検討・相談を行っています。
- 乳幼児健康診査に立ち会い発達相談支援を行っています。
- 毎年度、定員数10名程度の未就学児とその保護者を受け入れ、支援しています。(年度途中での入園、退園あり)
- 月1回、身体測定やクッキングなどがあり、また隣接する子育て支援センター「ふくぎの家」と合同で遠足などの行事を開催したり、宮平保育所の園庭での遊びなど、保育所の児童との交流を図っています。
- 「ゆうな園」を退園し、幼稚園へ進学または保育所への入所する児童については保護者の同意を得た上で引き継ぎを行うことで、切れ目のない支援を行っています。
- 乳幼児健康診査に「ゆうな園」の職員も参加し、より早い段階で発達が気になる児を把握しています。また、健康診査会場で療育に関する相談や助言を行うことができることから、保護者への早期アプローチにもつながっています。

▶ 発達支援児保育

- 障がいがあっても、集団生活の中で様々な体験を通して発達・成長が促進される面が多く、本町では、町立保育所及び認可保育園で発達支援児保育を行っています。
- 発達支援児保育の対象児は特別措置会議で認定され、発達支援児保育を行うために、加配の保育士が配置されます。
- 発達支援児保育を支援するために、専門家による保育所(園)の巡回訪問指導を実施し、保護者や保育士への相談指導等を行っています。また、研修会等により保育士の資質向上を図っています。
- 発達支援児保育を実施するにあたっては、保護者の同意が前提となりますが、保護者が子どもの障がいを認めたくない等のケースもあるため、保護者の理解が得られない場合等にどのような対応を行っていくか検討していく必要があります。
- 障がいのある子が保育所(園)から幼稚園や小学校に進むにあたっては、町内教育関係機関から保育所(園)に対し、必要な調査・問合せ等がありますが、幼児期から子どもの成長・発達過程を踏まえ、一人ひとりに応じた適切で一貫した支援を行うためには、幼児期から関わりを持つ関係機関・関係者等が連携し、支援が必要な子の情報を共有する必要があります。
- 発達が気になる子の経過を記録する新サポート「えいぶる」(県が推奨)の保護者や関係機関への周知を図っており、利用を希望する保護者は年々増えてきています。

【施策の基本的な考え方】

早期療育の観点から、障がいや発達に不安のある未就学の子を対象に、親子通園事業により心身の発達を助長するとともに、集団生活への円滑な適応及び保護者への療育上の指導等を行います。また、発達支援児保育においては、加配の保育士を配置するほか、専門家等との連携などにより、保育士のスキル向上や保護者への相談体制の充実を図り、地域で障がい児の療育・保育に関する支援が安心して受けられる環境を整えます。

【今後の取り組み】

①親子通園事業「ゆうな園」の推進

早期療育の観点から、今後も、心身の発達に何らかの不安や心配がある未就学の児について、親子で通園し、望ましい親子関係を築くとともに、遊びや集団生活の訓練、保育所(園)の子ども達との交流を図ります。

保護者同士の交流や情報交換及び親子通園事業のスタッフ(常勤の心理士・保育士)や言語聴覚士・作業療法士等による相談・指導等により、保護者の育児不安の軽減を図ります。また、今後は音楽療法を取り入れるとともに、午後の預かり保育の日数の増に取り組めます。

町内全ての親子を対象とした発達相談に加え、乳幼児健康診査や認可保育園へ積極的に向向いて発達が気になる子への支援を行います。

②発達支援児保育の充実

心身の障がいや発達が気になる子について、保育所(園)での集団生活を通して成長・発達を促すために、今後も、発達支援児保育を実施し、加配の保育士を配置します。また、加配の保育士の年度途中の配置については、関係機関と必要な調整を行います。

専門家による巡回訪問指導の実施や「発達支援児保育運営委員会」の開催、その他必要な研修等への参加及び関係機関との連携を通して、保育士等の資質向上を図ります。

③障がい者自立支援協議会と発達支援児保育運営委員会の連携

「南風原町障がい者自立支援協議会」は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議を行う場となります。そのため、「発達支援児保育運営委員会」で把握された課題についても協議会と情報共有を図るほか、緊急的な案件についてはケース会議にて迅速に対応できるよう連携体制を強化します。

④保護者の早期療育への理解促進

心身の発達が気になる子が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、保健師、「ゆうな園」、保育所(園)等が連携し、保護者の心情に配慮しながら、療育に関する情報の提供や相談・助言及び親子通園事業や保育所(園)での体験保育を行うなどにより、早期療育への理解を促していきます。また、心理士や作業療法士等による保護者への積極的なアプローチを行います。

⑤療育の連続性の確保

乳幼児健康診査やその後の経過観察から、親子通園事業、保育所(園)、幼稚園、小学校と一貫した支援が行われるよう、保護者とともに、保健・保育・教育の関係機関及び障害児通所支援事業所等が連携し、支援を必要とする子の情報を共有するとともに、一人ひとりに応じたより適切な支援につながるよう、関係者間の連携・協力体制の構築に取り組みます。

関係者が障がいのある子や成長発達が気になる子の情報を共有し、適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する、新サポートノート「えいぶる」(沖縄県推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

- 特別な支援を必要とする子への適切な教育や支援を行う特別支援教育の推進にあたっては、各小中学校に特別支援教育校内委員会を設置し、支援が必要な子の実態把握及び学習面や生活面での支援のあり方等について検討を行うとともに、全ての教職員の共通理解のもとで、適切な指導や支援及び保護者との連携を図っています。
- また、幼稚園・小・中学校では、校内の関係者や関係機関との連絡調整、担任と連携した個別の支援計画・指導計画の作成、保護者に対する相談窓口などの役割を担う、特別支援教育コーディネーターを置いています。さらに、主として学校生活の安全を確保するために、町では特別支援教育支援員(ヘルパー)を派遣しています。
- 特別な支援を必要とする子の特性に応じた、適切な教育的支援や教育相談等の専門性を高めるために、特別支援教育コーディネーターや教職員、特別支援教育支援員を対象とした研修(年1回)、特別支援教育コーディネーター連絡会の開催(年4回)、特別支援教育支援員研修会(年3回)を実施しています。また、外部講師による研修を各学校で実施しています。なお、年1回町内各幼稚園及びちむぐくる館において、就学相談会を実施しています。
- 特別支援教育では、普通学級で支援を受ける子がいるほか、障がいの特性に応じた教育が効果的に行えるよう、特別支援学級として、これまでの知的、言語、情緒のクラスに加え、肢体不自由支援学級(2学級)と病弱支援学級(1学級)を設置しました。
- 町内各学校においては、特別な支援を必要とする子とそうでない子が、相互理解を深めるために、特別支援学級と普通学級との交流、共同学習を行っているほか、特別支援学校との交流学習(学校間交流、住居地校交流)を行っています。
- 学校設備については、安心して学校生活がおくれるよう、各幼稚園、小・中学校からの申請により必要な備品を整備しています。また、各小・中学校にはエレベーターと障がい者用トイレが設置されています。
- 特別支援教育を支援するために、幼稚園、学校からの要請に応じて、県から※特別支援教育巡回アドバイザーが派遣され、関係者への必要な相談指導等を行っています。また、中学校には県からスクールカウンセラーが週1回派遣され、発達障がいに関して保護者や担当教諭等からの相談に対応しています。しかし、こうした県からの支援はあるものの、必要時にいつでも相談が受けられる状況ではなく、関係者への相談体制の充実を図る必要があります。

※特別支援教育巡回アドバイザー

各地域の幼・小・中・高等学校の教員に、在籍する発達障がい等の幼児児童生徒に対する指導内容・方法、個別の指導計画の作成等に関する助言等を行います。

（アンケート調査より）

- アンケート調査では、保護者から「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」といった要望が依然として多く、今後も特別支援教育の充実に努める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

幼稚園、小・中学校では、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、障がいに基づく学校生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や支援を提供するという視点に立ち、必要な諸条件の整備を進めるとともに、関係機関・関係者間の連携を密にし、特別支援教育の効果的な推進を図ります。

【今後の取り組み】

①校内特別支援教育推進体制の充実

今後も、特別支援教育校内委員会を開催し、一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育や支援を、全ての教職員の共通理解のもとで、組織的・計画的に進めます。個別のケースについて検討を要する場合は、関係教職員による個別検討会議を開催します。

関係教職員や保護者及び外部の専門家等が連携・協力しながら、適切な教育的支援・指導が行われるよう、関係者間の連絡・調整や個別の指導計画の作成支援などを行うために、特別支援教育コーディネーターを配置します。

特別な支援を必要とする子一人ひとりの能力・特性に応じた教育が効果的に行えるよう、必要な特別支援学級を設置するほか、学校生活の安全を確保するために、特別支援教育支援員（ヘルパー）を引き続き配置します。

②教職員の資質向上

特別支援教育コーディネーターをはじめ、全ての教職員が特別な支援を必要とする子の特性に応じた、適切な教育的支援や教育相談等の専門性を高めていくために、引き続き研修等を通して資質向上を図ります。

③関係教職員への相談支援の充実

特別支援教育に関わる教職員への相談支援の充実を図るために、県の巡回アドバイザー、スクールカウンセラー、県のスクールソーシャルワーカー等の活用を図ります。また、いつでも気軽に相談できるよう、障害児通所支援事業所や計画相談支援事業所及びその他専門機関等と相談支援のネットワークの構築を進めます。

④交流及び共同学習の推進

特別な支援を必要とする子とそうでない子、双方の理解を深めるために、特別支援学級と普通学級との交流・共同学習、特別支援学校との交流学习等を推進します。

⑤教育支援の充実

特別な支援を必要とする子の教育支援においては、生育歴調査や行動観察及び医学的・心理学的診断を通して状態を適切に把握した上で、保護者との相互理解と信頼関係を築き、各関係機関等と情報の共有を図り、特別な支援を必要とする子の教育的ニーズに適した教育の内容や方法を助言するとともに、保護者の意向を尊重した教育支援を行います。

教育支援にあたっては、保護者があらかじめ十分に判断できるよう、教育支援に関する調整等が始まる以前のより早い時期から、特別支援教育に関する情報の提供や教育相談を行う体制づくりに取り組みます。

教育支援体制の充実を図るために、引き続き各幼稚園及びちむぐくる館において就学相談会を実施します。

⑥学校等施設の整備推進

特別な支援を必要とする子が安心して充実した幼稚園・学校生活が送れるよう、今後も、必要に応じて幼稚園及び小・中学校施設の設備・備品等について、適切な整備・改善を進めます。

5. 防災・防犯対策の充実

(1) 防災対策の充実

【現状と課題】

- 本町では、「南風原町地域防災計画」に基づき、災害に関する地域の危険ヵ所や避難所の位置等が一目でわかる「防災・減災お役立てマップ帳」を活用し、災害に対する知識の普及啓発等を行っています。また、自然災害や各種有事における災害情報、各種行政情報を住民へ知らせるために、デジタル防災行政無線を運用しています。
- 災害対策基本法の一部改正(平成 25 年 8 月)に伴い、国から「*避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組方針」が示されたことから、本町においても指針に基づき、災害時において自力で非難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、避難行動要支援者名簿を作成し、名簿を基に本人の同意を得た上で、個別の支援計画の作成に取り組んでいます。
- 災害時などの情報伝達手段として、聴覚障がい者用 F A X、屋内信号設置（火災警報器付）、視覚障がい者用情報受診装置（ワンセグラジオ）、視覚障がい者用情報装置（パソコン）等の給付を行なっていますが、視覚・聴覚障がい者は年々増加しており、今後も事業の周知を図る必要があります。
- 一般の避難所では生活に支障のある避難行動要支援者の避難先として、福祉避難所を確保する必要がありますが、本町では確保できていません。また、本町には、自主防災組織がないため、その育成に努める必要があります。

（アンケート調査より）

- アンケート調査では、障がい者の 37.7%が災害時の避難に対する不安を感じており、具体的には避難先を知らないことや避難所における設備、避難所で必要な介助をうけられるか不安を感じている方が多い状況です。そのほか「自分や家族だけでは避難できない」、「災害に関する情報を得るのが難しい」、「助けを呼ぶことができない」などがあがっており、今後、災害時におけるきめ細かな支援体制を構築する必要があります。

【施策の基本的な考え方】

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携した避難支援を行います。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難支援体制の充実に取り組みます。

※避難行動要支援者

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人のことです。

【今後の取り組み】

①防災に関する知識の普及啓発

南風原町地域防災計画に基づき、防災週間における啓発活動、「防災・減災お役立てマップ帳」等を活用し、住民への防災に関する知識の普及啓発を進めるとともに、避難訓練の実施や避難先の確保と周知を図ります。

②福祉避難所の確保推進

避難行動要支援者が避難先で安心して過ごすことができるよう、福祉施設や医療機関等と連携した、福祉避難所の確保に取り組みます。

③避難支援のための関係者との連携推進

災害時においては、避難行動要支援者名簿に基づき、社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び消防や警察等の関係者が連携し、避難行動要支援者の迅速な避難を支援するために、個別支援計画の作成に引き続き取り組みます。そのためには、日頃から関係者の意識の共有化、連携体制の構築を図ります。

④避難行動要支援者の防災訓練への参加促進

在宅の避難行動要支援者の災害時における避難等への不安や被害の軽減を図るために、要支援者やその家族が備えておくべき事項、周りからの支援について周知を図るとともに、避難訓練への要支援者の参加促進を図ります。

⑤障害の特性に応じた災害情報伝達手段の普及推進

障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。また、視覚障がい者への携帯ラジオの普及、避難所での聴覚障がい者への文字(張り紙等)による情報伝達、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。

聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」による通信体制の継続実施を図るとともに、スマートフォンから119番通報(画面へのタッチ又は文字入力により)できる「Net119緊急通報システム」の導入について検討します。

⑥自主防災組織の立上げ推進

地域の防災力を高めるとともに、災害時要配慮者の避難支援体制の充実に資するよう、自主防災組織の立ち上げを目指します。

(2) 防犯対策の充実

【現状と課題】

- 障がい者が事件・事故に巻き込まれた事例は確認されていませんが、障がいにより迅速な行動が取れないことや判断能力等が十分ではない場合に、犯罪被害に会う可能性が高くなると予測されるため、障がい者が事件・事故に巻き込まれないよう防犯対策を講じておく必要があります。
- 聴覚障がい者に対し、事件・事故が起きた際の情報共有の困難さ・重要性について周知を図っており、希望者には警察署や消防署と連携し「メール 110 番」や「F A X 110 番」への登録を行なっています。
- 事件・事故等の情報を来庁時に窓口で伝えるとともに、町社会福祉協議会に随時連絡しています。また平成 28 年には民生委員・児童委員への周知を行いました。さらに、町身体障がい者福祉協会、町社会福祉協議会と共に、障がい者にとって危険と思える箇所の見回りを行いました。

（アンケート調査より）

- 消費者被害・詐欺被害にあった、又はあいさうになったと答えた障がい者が 11.9%で前回調査(11.5%)よりわずかに上回っています。

【施策の基本的な考え方】

事件・事故に障がい者が巻き込まれることなく、安心して暮らしていけるよう、地域や関係機関と連携した防犯対策の充実を図ります。また、障がい者の消費者被害に対しても、関係機関と連携した支援を行います。

【今後の取り組み】

①防犯のための情報提供の推進

関係機関・関係団体等との連携により、犯罪や消費者被害に関する情報の共有化を図るとともに、被害防止の方法を含めた地域への情報発信を行います。

②障がい者等の防犯意識啓発の推進

障がい者等が事件・事故に巻き込まれることがないように、地域活動支援センターやサービス事業者等に対し、利用者への犯罪被害・消費者被害防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がい者の家族等への啓発を行います。

③通報システムの普及推進

耳や言葉が不自由な人の事件・事故に関する通報について、警察と連携した「F A X 110 番」や「メール 110 番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

④消費者被害に対する相談支援の推進

障がい者の消費者被害に関する相談に対応し、被害にあった際には、消費生活センター等関係機関と連携した、トラブル解決を支援します。

第2節

健やかで自立を支えるまち

1. 保健・医療の充実

(1) 乳幼児の障がいの発生予防・早期支援の充実

【現状と課題】

▶母体の健康管理

- 妊婦の健康状態(喫煙、飲酒、疾病、栄養状態など)が、胎児に影響を及ぼし障がいが発生する要因となることがあるため、安全・安心な出産が迎えられるよう親子手帳交付時やマタニティ教室及び妊婦健康診査の結果等に基づき、母体の健康管理に必要な情報の提供や相談指導に努めています。
- 本町の低出生体重児の出生率は、国・沖縄県と比較しても高い状況にあります。低出生体重児に関しては母体側・胎児側と様々な発生要因がありますが、妊婦健康診査等の結果から妊娠中の適正な体重増加・糖尿病・高血圧等の発症予防や重症化予防に向けた保健指導・栄養指導等、引き続き母体の健康管理に努める必要があります。

▶乳幼児健康診査

- 本町では、子どもの健やかな成長・発達を支えるための、4ヶ月児健康診査から3歳児健康診査まで5回の乳幼児健康診査を実施しており、切れ目のない支援に努めています。
- 乳幼児健康診査では、乳幼児の疾病や発育・発達の状態を把握し、必要に応じて育児支援や早期の治療・療育につなぎ、心身の障がいの未然防止や軽減に努めていますが、発達等が気になる児の保護者への相談支援の充実を図るために、健康診査の場に臨床心理士等の専門員の配置を考えていく必要があります。
- 乳幼児健康診査の未受診率は、毎年度1割前後あり、健康診査の大切さについて保護者への意識啓発を強化する必要があります。

▶発達相談

- 子供の健やかな成長・発達を支援するために発達に不安のある幼児や保護者へ、のびのび発達相談を案内し臨床心理士や言語聴覚士等からのアドバイスをもとに、日常生活での関わり方などを学んでいます。平成26年度からは乳幼児健康診査に「ゆうな園」の臨床心理士と保育士が入ることで、のびのび発達相談の件数は減少していますが、発達に不安がある保護者へはタイムリーな相談支援の体制が整ってきています。
- 発達相談で、療育が必要なケースについては、親子通園事業(ゆうな園)の紹介や専門機関への受診を勧めています。そのほか、定期健康相談・栄養相談や毎月1回開催している「もぐもぐごっくん教室(離乳食教室)」で、乳幼児の発達・育児・食育に関する保護者からの相談に対応しています。

【施策の基本的な考え方】

妊婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、乳幼児の疾病や発育・発達の異常を早期に発見し、早期の治療・療育により障がいの予防や軽減を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であり、関係機関と連携した妊婦及び乳幼児の健康診査や保健指導、発達支援の充実を図ります。

【今後の取り組み】

①妊婦の健康管理の充実

障がいのリスクが高くなる低出生体重児や未熟児の出現を予防するなど、安全・安心な出産が迎えられるよう、全ての妊婦に対して親子手帳交付時に面接を行い、妊婦の健康状態や生活習慣、家庭の状況等を把握し、適切な母体の健康管理や生活習慣の改善等について相談・助言・指導を行います。

面接や妊婦健康診査の結果より、低出生体重児の出現の可能性が高くなる糖尿病や高血圧症、肥満などを有する妊婦については、電話や訪問等により継続した相談指導等を行います。

②乳幼児健康診査の充実

乳幼児健康診査では、今後も、乳幼児の疾病や障がい、発達が気になる子を早期に発見し、早期の治療・療育や相談・指導等の適切な支援につなぐことで、障がいの防止や軽減を図ります。そのためには、保護者の不安感を和らげ、治療・療育等により前向きになるよう、1歳6ヶ月児と2歳児、3歳児の健康診査の場に、臨床心理士が配置できるよう取り組みます。

乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、広報啓発や母子保健推進員等と連携した未受診児の保護者への受診勧奨を強化します。

③のびのび発達相談の充実

1歳6ヶ月児と2歳児、3歳児の健康診査等で把握された、発達が気になる子を対象に、のびのび発達相談を開催し、臨床心理士や言語聴覚士等による相談指導を実施します。

療育が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、情報の提供や相談・助言等を行います。

④相談等による支援の推進

定期健康相談・栄養相談及び「もぐもぐごっくん教室」等において、乳幼児の保護者からの相談にも対応し、身長・体重の測定・離乳食指導などを行い、その結果を踏まえて成長・発達に関する必要な助言・指導及び情報の提供を行います。

⑤経過観察を通した支援の推進

未熟児等について、養育上必要があると認められる場合は、訪問等により保健所等関係機関と連携を取りながら必要な指導等を行います。また、障がいや発達が気になる乳幼児について、親子通園事業、発達支援児保育と連携した経過観察を行い、必要に応じて適切な支援が受けられるよう、保健・福祉・医療・療育等の専門機関との連携を図ります。

⑥養育医療の給付

養育のために病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(「養育医療」)の給付を行います。

(2) 障がいの原因となる疾病予防対策の充実

【現状と課題】

▶ 身体障がいの原因疾患

- 身体障がい者のうち、「心臓機能障がい者」、「じん臓機能障がい者」といった循環器疾患による内部障がい者が増えてきています。
- 循環器疾患を発症する基礎疾患として高血圧、糖尿病などの生活習慣病によることが多く、特に、糖尿病は、神経障がいや心疾患、腎疾患、その他様々な疾病を引き起こす重要な危険因子であることから、生活習慣病の中でも糖尿病対策がもっとも重要となります。また、人工透析を受けている者の中でも糖尿病性腎症によるケースが多い状況です。
- 本町では、特定健康診査の新規受診者に高血糖者が多いこと、糖尿病の要治療者で治療中断者や医療未受診者がいるほか、治療中であっても血糖値のコントロールが良くない者がおり、その対策に努めています。

(アンケート調査より)

- 身体障がいとなった原因として「生活習慣病」が 22.2%と最も高くなります。

▶ 特定健康診査・特定保健指導

- 特定健康診査の受診者の増を図るために、特定健康診査受診率向上対策指導員(嘱託)や特定健康診査受診協力員による未受診者への受診勧奨を行っています。
- 主として働き盛りの年代を対象とした、日曜特定健康診査(年4回)やナイト特定健康診査(年2回)を実施しています。日曜特定健康診査では、若い人の受診や初めて受診する人が増えてきています。また、ナイト特定健康診査も徐々に受診者が増えてきています。
- 特定健康診査の受診率は年々高くなってきており、平成28年度の受診率は43.9%で、沖縄県平均の39.4%より高く、目標受診率60%の達成を目指しています。
- 特定保健指導実施率も年々高くなってきており、平成28年度は84.0%と県平均を大きく上回っています。一方、特定健康診査受診者における受診勧奨判定者のうち、医療機関を受診しない者が多いことから、生活習慣病の重症化予防のためにも医療機関への受診勧奨を強化する必要があります。
- 特定保健指導対象のみならず、特定健康診査受診者へ保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防・重症化防止に努めています。

▶ 学童期の生活習慣病予防

- 全国的に肥満や小児糖尿病の子どもが増えてきていますが、子どもの頃の栄養状態の偏りが大人になってからの生活習慣病発症の大きな要因となります。
- 本町では、平成28年度から学童期の生活習慣病予防健診を開始しました。その結果をもとに、学童の健康実態について学校、養護教諭と情報共有を図っています。

【施策の基本的な考え方】

生活習慣病等に起因する障がいの発生を防ぐために、住民一人ひとりが自らの健康を意識し、主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくりの動機付けやきっかけづくり、必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図ります。また、特定健康診査受診者の増大と特定健康診査健診による疾病の早期発見、早期の適正治療を促進するとともに、健康管理に関する相談・指導の強化を図ります。さらに、生活習慣病は長年の生活習慣が影響するため、学童期からの生活習慣病の予防等の対策に取り組みます。

【今後の取り組み】

①特定健康診査受診率向上

特定健康診査の受診者の増を図るために、広報や各種保健事業を通して、特定健康診査の大切さについて地域への啓発を図るとともに、未受診者対策として、特定健康診査受診率向上対策指導員や特定健康診査受診協力員による未受診者への受診勧奨を引き続き行います。

特定健康診査未受診者へのアプローチにおいては、過去の特定健康診査データをもとにリストを作成し、過去の2次検査等の受診者及び糖尿病・糖尿病予備群の人に対しては、治療状況の確認を含めて重点的なアプローチを行います。

働き盛りの人で、平日や昼間に特定健康診査に行くことができない人のために、受診しやすいよう、今後も日曜特定健康診査やナイト特定健康診査を実施します。

②特定保健指導の充実

特定保健指導の対象者が身体の状態と生活習慣との関係を理解し、生活習慣の改善につながるよう、今後も特定健康診査の結果を直接手渡すとともに、保健師・管理栄養士による結果説明と必要な保健指導や栄養指導を行います。

糖尿病等の生活習慣病への早期介入を図り重症化を防止するために、2次検査や町独自の詳細健康診査等を行い、必要な保健指導を行うとともに、適切な医療受診や生活改善等について継続したフォローを行います。

③健康づくり普及啓発活動の推進

健康づくりへの意識の普及啓発を図るために、今後も町広報紙による健康に関する情報の提供や各種団体への講話及び特定健康診査等の結果に基づき、町の健康実態に応じた学習会等を開催します。

④乳幼児期からの生活習慣病対策の推進

子どもの頃から将来的な障がいの要因となる生活習慣病を予防するために、乳幼児期から望ましい生活習慣が確立されるよう、広報や各種保健事業を通して保護者への意識啓発を図ります。

小学校と連携しながら、学童期の生活習慣について今後も実態の把握と情報を共有し、生活習慣病予防に向けた必要な対策を講じていきます。

(3) 精神保健福祉の充実

【現状と課題】

- 精神障がい者は年々増えてきており、町内精神科医療機関が実施する精神科デイケアの利用者が多いほか、地域活動支援センターや地域の就労継続支援事業所の利用者もいます。
- 平成 27 年度より障害者相談支援事業を町社会福祉協議会に委託した事で、精神を含む障がい者及びその家族が、相談しやすい体制が整いました。また、町社会福祉協議会では町内 15 箇所(公民館・集会所等)に移動相談所を設置し、月 1 回各相談所において、地域担当コミュニティソーシャルワーカーやふれあい福祉相談員による相談支援が行われています。
- 精神科医療機関からの退院者については、医療機関が主催する退院時調整会議に町の障がい福祉担当課や保健師及び保健所が参加し、医療機関と連携した退院後のフォローに努めています。また、退院後も必要に応じてケース会議が開催されています。しかし、退院者の半数程度が入退院をくり返しています。
- 国の指針では、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保された、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しています。これに伴い市町村では保健・福祉・医療関係者による協議の場を設置ことが求められています。本町でも、精神障がい者について入退院を繰り返す者や医療受診につながらない者がいるなどの課題があり、こうした課題に対応していくため本町においても、関係者による協議の場の設置が必要です。

【施策の基本的な考え方】

精神疾患に対する早期の適切な相談支援、医療受診等につながるよう、精神疾患に関する地域への理解啓発を進めます。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、精神疾患者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中等活動の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

【今後の取り組み】

①理解啓発と相談支援の充実

精神疾患は誰にでも起こりうる疾患であること、また、適切な治療により症状の安定化を図ることが可能な疾患であること、早期の気づきと相談支援の必要性などについて、あらゆる機会を通じて、精神疾患に関する地域への理解啓発を積極的に推進します。

地域の相談窓口の周知徹底を図るとともに、関係機関と連携した相談支援体制の充実を図り、家族等と連携した早期の医療受診や日常生活及び社会生活の自立を支援します。

②日中活動の支援の推進

精神障がい者が自宅に引きこもることなく、社会参加の意欲が高まるよう、地域デイケア事業、町内精神科デイケアや地域活動支援センター、就労継続支援事業所等日中活動の場の紹介と利用促進を図ります。

③退院者の地域生活支援の推進

精神科医療機関を退院し、地域生活への移行を円滑にするため、今後も医療機関が主催する退院時調整会議や退院後のケース会議に参加し、南部保健所との連携も図りつつ、地域生活への移行と継続に対し、必要な支援を行います。また、生活上の課題に応じて関係機関から必要な支援が受けられるよう調整を行います。さらに、今後は地域相談支援事業所(地域移行支援・地域定着支援)との連携を図ります。

④関係者による協議の場の設置

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して、保健・福祉・医療関係者による協議の場の設置に取り組みます。

2. 自立生活支援の充実

(1) 障害福祉サービスの推進

【現状と課題】

- 障害福祉サービスについては、全体としてはサービスの周知が拡がるとともに、相談支援体制を強化したことで利用者は増えてきています。事業所の数も増えてきていますが、今後も必要なサービスの量的確保に努める必要があるほか、サービスの質の向上に努める必要があります。
- 訪問系サービスでは、これまで「居宅介護」の利用者数が最も多く、かつ増加傾向にあります。一方、これまで「重度障害者等包括支援」の利用実績はありません。そのほかのサービスについては、利用者は微増若しくは横ばいで推進しています。なお、障害者総合支援法の改正により、「重度訪問介護」の訪問先が医療機関まで拡大されたため、サービス利用者への周知を図る必要があります。
- 日中活動系サービスでは、「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、次に「生活介護」、「就労継続支援(A型)」が多く、いずれも利用者は増加傾向にあります。しかし、「就労継続支援(A型)」については、町内に事業所がなく、今後町内確保に取り組む必要があります。次に、「就労移行支援」、「短期入所」が多く、そのほかのサービスについては、微増若しくは横ばいで推移しています。なお、障害者総合支援法の改正により、通常の事業所に新たに雇用された障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業主、サービス事業者、医療機関等との連絡調整等の支援を行なう「就労定着支援」が新たに創設されました。
- 居住系サービスについては、「共同生活援助」、「施設入所支援」の利用者は増える傾向にありますが、「施設入所支援」については入所施設が不足しており、利用に至っていない状況があります。一方で、入所者の地域生活への移行を進める必要があります。なお、障害者総合支援法の改正により、施設等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者の地域生活を支援するために、新たに「自立生活援助」が創設されました。
- 「計画相談支援」については、サービス利用者の増に伴い年々増えてきており、今後も増えていくと見込んでいます。サービス利用計画の作成が義務付けられていますが、本町では完全実施を図っています。今後は個々に即したサービス提供を目指し、サービス利用計画の評価に努める必要があります。「地域移行支援」、「地域定着支援」については、これまで、利用実績はありませんが、国の方針として福祉施設や医療機関から地域生活への移行を進めることから、今後はニーズが出てくると考えられます。
- 国の基本指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活をさらに推進するために、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を市町村または障がい福祉圏域内に整備することとしています。

（アンケート調査より）

○主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が 50.9%と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が 35.5%と 3 番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、本町においても地域生活拠点等の整備に向けた取り組みを進める必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が希望する生活の実現に向けて、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供体制の確保に取り組みます。また、障害者総合支援法の改正の内容と町の実情を勘案して、サービスの拡充に向けた取り組みを進めます。

【今後の取り組み】

①訪問系サービスの充実

日常生活を営むのに支障のある障がい者の在宅生活を支援するために、障がい者のニーズを的確に把握し、在宅における介護や外出時の支援、行動に対する危険回避等必要な支援が受けられるよう、訪問系サービスの適切な確保を進めます。

重度訪問介護については、医療機関への入院時も一定の利用が可能となるため、サービス提供について事業所や医療機関と必要な調整等を行います。

②日中活動系サービスの充実

障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、サービス事業所や障がい者支援施設及び医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。

就労に関しては、一般就労に伴う生活面の課題に対応し、職場定着率を高めるために、「就労定着支援」の確保に取り組みます。

③居住系サービスの充実

自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保については、障がい者のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して必要な確保を図ります。

また、障がい者支援施設やグループホーム等から、一人暮らしへの移行を希望する障がい者などの、地域生活を支援するための「自立生活援助」について、地域の実情を勘案した上で、適切な確保に取り組みます。

④計画相談支援・地域相談支援の推進

計画相談支援については、サービス利用者の増に対応していけるよう、サービス利用計画作成状況を適時把握し、必要に応じて事業所や関係機関と連携し、計画相談支援の適切な提供体制の確保に取り組めます。

地域移行支援、地域定着支援については、精神科医療機関や施設から円滑な地域生活への移行と安定した地域生活が送れるよう、サービスの提供を進めるとともに、医療機関、障がい者入所施設、相談支援事業所等の関係機関が連携した支援を行います。

⑤サービスの質的向上の促進

サービス利用者一人ひとりのニーズに沿った適切なサービス提供を行うために、利用者の意向、障がいの特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行います。

⑥地域生活支援拠点等の整備推進

地域生活支援拠点等の整備については、地域の実情を勘案しながら、自立支援協議会等で拠点の機能や整備に関する検討を行い、関係機関と連携しながら整備に向けた取り組みを進めます。

(2) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

○障害児童通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用者が最も多く、かつ増加傾向にあります。また、「児童発達支援」の利用者も徐々に増える傾向にあります。サービス利用者の増に伴い「障がい児相談支援」も年々増えてきており、今後も増えるの見込んでいます。サービス利用計画の作成が義務付けられていますが、本町では完全実施を図っています。今後は個々に即したサービス提供を目指し、サービス利用計画の評価に努める必要があります。

○児童福祉法の改正により、重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスとして「居宅訪問型児童発達支援」が新たに創設されました。

【アンケート調査より】

○医療的ケアを受けていると答えた保護者が 8 人(11.3%)います。回収率を考えると実際にはもう少し多いと思われますが、こうした、医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で、適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を図る必要があります。

【施策の基本的な考え方】

障がいのある子の健やかな育成のための発達支援を図るために、地域の実情に即した障害児通所支援等のサービス提供体制の確保に取り組みます。また、国の基本指針や児童福祉法の改正の内容と町の実情を勘案して、障がい児支援体制の拡充に向けた取り組みを進めます。

【今後の取り組み】

①障がい児支援の拡充

障がい児のニーズに応じた障害児通所支援事業の確保と提供を推進します。また、「保育所等訪問支援」が利用できるよう、幼稚園、学校等との連携を図ります。さらに、新たに創設された「居宅訪問型児童発達支援」について、地域の障がい児のニーズを踏まえた上で、サービス提供体制の確保に取り組みます。

②障害児通所支援の質の向上

サービス利用者一人ひとりのニーズに沿った適切なサービス提供を行うために、利用者の意向、障がいの特性及びその他の事情を踏まえた個別支援計画を作成するとともに、その効果について継続して評価を行います。

③児童発達支援センターの設置推進

本町では、町立保育所(1 箇所)、親子通園事業、子育て支援センターの 3 つの機能を合わせるとともに、新たに保育所等訪問支援との連携機能を加えて、児童発達支援センターとして設置します。

④主に※重症心身障がい児を支援する通所支援事業所の確保推進

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の確保については、町単独での確保は困難なため、近隣市町村と連携し圏域内での確保を目指します。

⑤医療的ケア児支援の充実

人工呼吸器を装着している障がい児及びその他の日常生活を営むために医療を必要とする状態にある障がい児が、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉等の支援を受けられるよう、本町の医療的ケア児の実情を踏まえた上で、これらの支援を行なう関係機関等との連携体制の構築に取り組みます。また、そのための保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置します。

※重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児という。さらに成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)です。

(3) 医療費等経済的支援の推進

【現状と課題】

- 「障害者総合支援法」のもと、心身の障がいを軽減するための医療については、「自立支援医療制度」に基づき、医療費の自己負担額を軽減するために公費負担を行っています。対象となるのは育成医療(18歳未満)、更生医療(18歳以上)及び精神通院医療で、いずれも利用者は増える傾向にあります。
- 身体障がい者・障がい児の失われた身体機能を補完・代替し、就労や日常生活の能率の向上などを図るために、補装具費の支給を行っています。補装具費については、障害者総合支援法の改正により平成30年4月1日より支給範囲が拡大されます。
- 障がい者等の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを行っています。また、重度心身障害者(児)医療費助成事業により、重度の心身障がい者・障がい児が医療機関を受診した場合の自己負担について助成を行っています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者・障がい児の適切な医療受診と自立生活を支援するために、医療費や補装具購入費にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、介護の経済的負担感を軽減するために手当の支給手続きを行います。

【今後の取り組み】

①自立支援医療の推進

「自立支援医療制度」に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図るとともに、制度の周知を図り適切な利用を促します。

②補装具費の支給推進

障害者総合支援法に基づき、補装具の購入又は修理に要した費用を支給するとともに、サービスの周知と適切な利用を促します。また、成長に伴ない短期間で補装具を取り替える必要のある障がい児の場合等に、貸与の活用も可能となるため、実施に向けて対象となる障がい児等のいる世帯への周知を図ります。

③手当の支給推進

介護における経済的な負担軽減を図るために特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の支給手続きを継続します。

④重度心身障害者(児)医療費助成推進

重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。また、医療費支払いの負担軽減を図るために、県の動きに合わせて、自動償還払いの導入に取り組みます。

(4) その他の生活支援の推進

【現状と課題】

- 平成 27 年度より「障害者相談支援事業」は町社会福祉協議会に委託し実施しており、利用者は年々増加しています。また、地域における障がい者の自立支援体制の充実を図るために毎年「南風原町障がい者自立支援協議会」を開催しており、平成 27 年度には近隣の事業所との調整会議を行い、情報共有や顔の見える関係づくりを行いました。
- 障がい者等の日常生活がより円滑に行われるよう、日常生活用具給付等事業により、自立生活を支援しています。用具としては排泄管理支援用具の利用が多い状況です。
- 通所により、障がい者の創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るために、地域活動支援センター事業を実施しています。本事業は町内事業所に委託しています。
- 障がい者等の家族の就労支援及び一時的な休息を目的に、日中一時支援事業を実施しています（土曜日及び休日を含む）。
- 障がい者等が自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援するため、本人活動支援事業により、町内事業所に委託し、障がい者のサークル活動を開催しています。
- 不要になった福祉機器を再利用できるよう修繕等を行い貸し出すことにより、在宅医療者の日常生活の支援、制度利用までの応急的支援を行う福祉機器リサイクル事業を実施しています。事業は、町社会福祉協議会に委託しています。

【施策の基本的な考え方】

障害福祉サービスとともに、地域の障がい者・障がい児の実情やニーズを踏まえ、日常生活の自立や社会参加等を支えるために、地域生活支援事業の充実を図ります。

【今後の取り組み】

① 相談支援体制の充実

今後も委託による相談支援事業を実施し、障がい者の様々な相談に対し、相談支援事業所と連携した支援を行います。また、相談支援事業では相談に来るのを待つだけではなく、訪問（アウトリーチ）による相談支援に力を入れていくとともに、相談支援の質の向上を図るため、積極的に勉強会等への参加を働きかけます。

地域における障がい者の自立支援体制の充実を図るために、「南風原町障がい者自立支援協議会」の開催を通して、関係機関・関係者間のネットワークの充実を図ります。

② 日常生活用具給付等事業の推進

障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も適切な日常生活用具の給付等を行います。

③ 地域活動支援センター事業の推進

今後も町内事業所への委託により、障がい者の創作的活動や生産活動等の機会の提供及び地域社会との交流促進などを図り、障がい者の地域生活を支援します。また、事業の周知と利用促進を図ります。

④日中一時支援事業の推進

障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、親子通園事業の預り保育や放課後等デイサービスの土曜日実施を継続するほか、その他地域の実情を踏まえて必要な支援に取り組めます。

⑤本人活動支援事業

町内事業所に委託し、障がい者のサークル活動の開催及びその他必要な活動支援に取り組めます。

⑥福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器を再利用し、在宅療養者の生活支援や制度利用までの応急的な支援等を行うために、福祉機器リサイクル事業を継続します。

第3節

住み良い環境と生きがいの持てるまち

1. 生活環境の整備推進

(1) 外出・移動支援の推進

【現状と課題】

- 新設の建物や道路等の公共施設の整備にあたっては、県の基準に沿って、安全かつ快適に利用できるよう、障がい者や高齢者等の円滑な移動に配慮したバリアフリーが行われており、音声信号機等の整備、歩道の段差解消・点字ブロックの修繕等を進めています。
- 一方、既設の公共施設については、必要な箇所について改善を進めてきましたが、依然として物理的な障壁が多くみられます。
- 年に1回、※ユニバーサルデザインの成り立ちを考え推進を図るために、町内各小学校において出前講座を行なっています。また、福祉まつりにおいて、ユニバーサルデザインが用いられた製品（シャンプー・リンスの容器やアルコール類・ソフトドリンクの飲料缶等）に触れ、理解を深めるための体験コーナーを設置しました。
- 屋外での移動が困難な障がい者等について、移動支援事業により、町と契約した事業所からガイドヘルパーを派遣し外出支援を行っています。利用者は増加傾向にありますが、通学での利用ニーズがあるものの、利用が認められていません。今後、利用範囲の拡大について検討する必要があります。また、自動車の運転免許取得費や改造費の一部助成を行っています。
- 障害福祉サービスでは、重度訪問介護による外出支援、同行援護による視覚障がい者の移動等の援護、行動援護による判断能力が制限されている人の危険回避のための外出・移動等の支援を行っています。

（アンケート調査より）

- 障がい者が外出しやすくなるために必要なこととして歩道や建物などの段差解消、障がい者用トイレの設置、通路・階段の手すり設置、エレベーターの設置など、物理的な障壁が多くあがっています。また、わかりやすい案内表示の設置を希望する割合が比較的高くなっています。知的や精神及び発達に障がいがある人にとっては、必要な情報を広い空間の中から読みとることが難しいことがあり、案内を見やすい位置や高さ、向きに掲示することは、情報の得やすさを向上するうえで有効です。また、漢字標記だけでなく、平仮名併記やピクトグラム（絵文字）等の活用によって、多様な表示がなされることも有効です。そのため、公共施設等の案内表示について配慮していく必要があります。
- 外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」に次いで、「外出時に介助者や付添がいてくれる」が高く、外出時の人的支援を希望する障がい者が多い状況です。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物、製品等のデザインをしていこうという考え方です。

【施策の基本的な考え方】

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

【今後の取り組み】

①公共施設の整備推進

新たに整備する道路や公共建築物、公園等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」等に基づく設置基準に従って、障がい者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。

既存の公共施設については、障がい者をはじめ、誰もが快適に利用できるように、身体障がい者用のトイレ、スロープ、手すり、エレベーターの設置、身体障がい者専用駐車スペースの確保等について、必要な整備等を進めます。

安全な歩行を妨げる車の違法駐車や障害物の設置及び身体障害者専用駐車場への健常者の駐車防止等について、地域への啓発を行います。

②ユニバーサルデザインの普及啓発

できるだけ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようデザインすることも大切であり、その観点から引き続きユニバーサルデザインの考え方の普及啓発に努めます。

また、町内各小学校に出前講座を実施するほか、福祉まつり等各種イベントにおいて体験コーナーを設けるなどの理解啓発に取り組みます。

③わかりやすい案内表示の整備推進

障がい者が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。

④外出時の同行支援の推進

障がい福祉サービスの同行援護、行動援護及び重度訪問介護といった、外出・移動等の際にヘルパーによる支援が受けられるサービスの利活用を進めます。

また、移動支援事業により屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行なうヘルパーの派遣を継続するとともに、通学での利用について検討します。

⑤自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。

(2) 住環境の整備推進

【現状と課題】

- 障がい者の在宅生活を支援するために、日常生活用具給付等事業により、自立生活支援用具や住宅改修費等を給付しています。また、住宅改修等を希望する障がい者に対しては、事前に関係機関と連携し、適切な給付に努めており、介護保険や住宅リフォーム制度など他の制度との調整を行い、適切な利用につないでいます。
- 施設や医療機関から地域への移行が進められている中で、グループホーム等の共同生活の場のニーズも高まっています。
- グループホーム入所希望者に対しては、関係機関と連携を図り、入所案内及び体験入所を行っています。また、新規開所事業所についての情報は、町役場や町社会福祉協議会の相談窓口において、提供しています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者それぞれの状態やニーズに応じた安心、安全、快適な住まいが確保できるよう、住宅改修等の相談支援の充実やグループホーム等の共同生活の場の整備を進めます。

【今後の取り組み】

①住環境の改善に関する相談支援の充実

障がい者の住まいが安全で快適に暮らせる場となるよう関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。また、日常生活用具給付等事業による自立生活支援用具等の周知と理解促進を図ります。

②共同生活の場の整備推進

障害福祉サービスの居住系サービスである「共同生活援助(グループホーム)」といった共同生活の場について、障がい者のニーズを踏まえて、障害福祉サービス事業所や関係機関と連携し必要な確保を図ります。

2. 社会参加・生きがい活動の推進

(1) スポーツ・レクリエーション及び文化活動の推進

【現状と課題】

○本町における、障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動として、町社会福祉協議会及び身体障害者福祉会と連携を図り、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を支援しています。また、南部圏域でのレクリエーション活動にも参加し、他市町村の関係団体とも交流を図っています。

【施策の基本的な考え方】

障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動等多様な活動への参加は、障がい者の生活の質の向上や自己実現につながるとともに、障がい者の社会参加の促進と地域の障がい者に対する理解と認識を深めることから、障がい者のニーズに基づき必要な支援を行います。

【今後の取り組み】

①スポーツ・レクリエーション活動の振興

障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るため、今後も「沖縄県身体障害者スポーツ大会」への参加や「障がい者スポレク交流事業」及び障がい者のグループ活動等について、地域の関係団体や関係機関等と連携し、必要な支援を行います。

②文化活動の振興

障がい者の文化活動の振興を図るため、引き続き「障がい者パソコン教室」の開催を支援するとともに、障がい者の具体的なニーズを踏まえて、障がい者に対応した生涯学習講座の開催やサークル活動等に参加しやすい環境づくりを進めます。

(2) 就労支援

【現状と課題】

- 本町では、町内の就労継続支援事業所に家庭の資源ゴミの回収や食品の残さ回収(養豚の飼料を生産する)を委託しています。また、「南風原町障がい者優先調達推進方針」に基づき、祭りや陸上大会等各種イベント時におけるスタッフ用のお菓子や弁当等について、町内障害者就労支援施設から優先的に調達しています。
- 一般就労に移行した方が、可能な限り継続して働くことができるよう、就労移行支援事業所等関係機関と連携を図り、就労に関する悩みや困りごとを傾聴する等、継続的な支援を行なっています。なお、障害者総合支援法の改正により、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、新たに「就労定着支援」が創設されました。

(アンケート調査より)

- アンケート調査では、47.9%の障がい者が「就労している」と答え、そのうち「正規職員として働いている」が25.4%と最も高く、次に「就労継続支援事業所に通っている」が20.7%、「パート・アルバイトをしている」が20.2%、「非正規職員として働いている」が12.4%となります。
- 仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が32.1%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が24.9%、「身体的な負担が大きい」が19.2%、「職場の人間関係」が18.7%となっています。また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が5.7%います。
- 今後の就労移行については、全体の70.2%が「働きたいと思う」と回答しており、今後も、障がい者の就労を支援していく必要があります。
- 特に早めに取り組んでほしいことでは、「一般企業で働くことが難しいので、就労支援事業所を増やしてほしい」が12.4%、「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が11.9%となります。

【施策の基本的な考え方】

障がい者が働くことを通じて生きがいを持ち、自立した生活を営み、社会参加を図るために、障がいの特性や障がい者のニーズに応じた、多様な働き方ができるよう、事業所や関係機関等と連携します。

【今後の取り組み】

①一般就労への移行・定着促進

就労移行支援事業所から一般就労への移行を促進するために、就労移行支援事業所の個別支援計画・評価の提出徹底を図るとともに、就労移行支援事業所、計画相談員との連携強化を図り、個別支援計画・サービス等利用計画の中身を点検し、利用者支援に生かすなど、一般就労への移行促進を図ります。

職場定着率の向上を図るために、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、ケースに応じて新たに創設された「就労定着支援」を提供します。

②就労継続支援の推進

一般就労が困難な障がい者の就労の場を提供していくために、就労継続支援事業所(A型・B型)の周知と利用促進を図ります。

③障がい者優先調達推進

「南風原町障がい者優先調達方針」に基づき、障害者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。また、毎年度の調達実績について、ホームページ等での公表を継続します。

地域においても、障害者就労支援施設等から物品等の優先調達が図られるよう、町内障がい者就労支援施設等が提供できる物品等の情報を地域に広く周知するために、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組めます。

④町の障がい者法定雇用率の維持

町及び町教育委員会で障がい者を対象とした職員採用試験の実施を継続し、法定雇用率の維持に取り組めます。また、障がいのある職員が働きやすいよう、必要に応じてその能力と適正に応じた業務内容等について検討します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、都市整備障がい者・児の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、町の全ての部署に計画の周知と啓発を行うとともに、障がい福祉の担当課を中心に関係課との連携を密にし、全庁的な計画の推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、町社会福祉協議会、町民生・児童委員協議会、町障がい者団体及び住民やボランティア等の理解・協力、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。このため、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。

また、近隣市町村とは広域的な調整を図られるよう連携します。

3. 人材の確保

本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障がいを予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用などにより、必要となる人材の確保に取り組めます。また、国や県に対し、財政的支援とともに人材確保について要請していきます。

4. 計画の周知

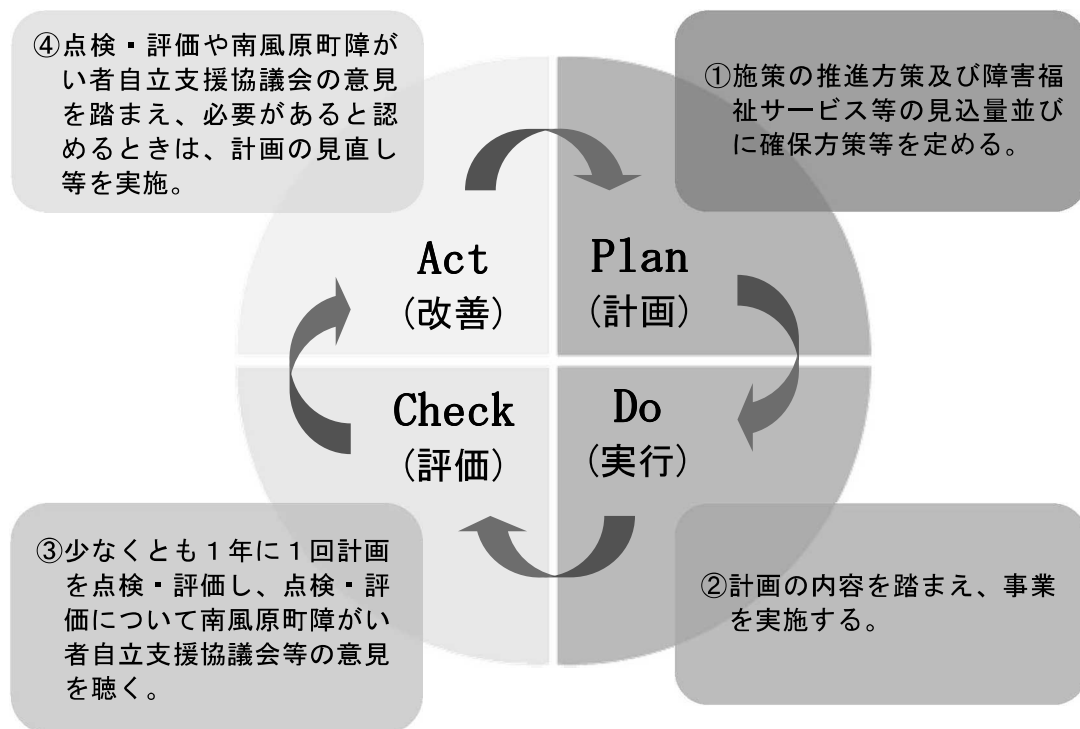
地域の人達や事業所、関係機関・団体等が障がい及び障がい者に対する理解を深め、本計画の推進に積極的にかかわり、各施策の効果的な展開を図るために、町の広報紙やホームページ、パンフレット及び適切な機会を活用して、本計画の周知を図ります。

5. 計画の点検・評価

本計画の推進にあたっては、各々の取り組みの進捗管理が重要となります。また、障害者総合支援法(第 88 条の 2)では、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めた時は、計画を変更するなどその他の必要な措置を講じるとされています。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、少なくとも年に 1 回は進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

そのためにも、施策の点検・評価の結果を「南風原町障がい者自立支援協議会」に報告し、協議会の意見・提言を得て計画の推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第 1 章 第 5 期障がい福祉計画

1. 成果目標

障がい者の日常生活及び社会生活における自立に向けた支援を進めていくために、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえた成果目標を設定するとともに、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

施設入所者のうち地域生活を希望する者が、地域に移行することができ安心して暮らし続けていけるよう、関係機関等と連携した支援を行う必要があります。

ア. 成果目標の設定

目標年度(平成 32 年度末)における、福祉施設から地域生活への移行者数は 1 人を見込みます。

事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	60人	平成28年度末(H29.3.31現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	58人	平成32年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	2人(3%)	$C=A-B=E-D$ (国指針：目標 2 %以上削減)
新規入所者数(D)	4人	平成30年～平成32年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	6人	平成30年～平成32年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	1人(2%)	(E)のうち、地域移行目標者(国指針：目標 9 %以上移行)

イ. 削減見込み数及び地域移行者数設定の根拠(考え方)

- ・平成 26 年度から平成 29 年度(9 月末時点)までの施設入退所の動向を踏まえて、平成 32 年度末までの新規入所者数を 4 人、退所者数を 6 人と見込み、削減目標を 2 人とします。
- ・本人及び家族の意向を把握しながら、退所者のうち 1 人が地域に移行することを目標とします。

ウ. 施設入所者の地域生活への移行に係る方策

- ・施設のケースワーカー等と連携を行い、地域へ移行できる方々の人選を行うと同時に、希望する地域生活を送ることができるよう、早い段階から入所施設と委託相談支援事業所や地域移行支援事業所、計画相談支援事業所等との連携を図るとともに、その他の関連機関が連携した支援体制を構築します。
- ・地域で生活するには、地域住民の障がい者に対する理解・協力が不可欠であるため、障がいに関する地域への理解・啓発活動を推進する。
- ・施設を出て一人暮らしを希望する障がい者については、随時の相談に対応するほか、定期的に居宅を訪問するなど地域生活を支援する「自立生活援助」の確保に取り組みます。
- ・地域生活移行者のニーズを踏まえて、グループホームの確保に取り組みます。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

アンケート調査では、特に早めに取り組んでほしいこととして「一般企業で働くことができるよう、訓練する場所や支援を強化してほしい」が 12.4%(50 人)あることから、今後も福祉施設から一般就労への移行促進を図る必要があります。

ア. 福祉施設から一般就労への移行者数

目標年度(平成 32 年度)における 1 年間の一般就労移行者数は、国の指針とこれまでの町の実情を踏まえて平成 28 年度末実績(3 人)の 1.67 倍(5 人)とします。

事 項	数 値	備 考
平成28年度の年間一般就労移行者数	3 人	平成28年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度(平成32年度)における年間一般就労移行者数	5 人 (1.67 倍)	平成32年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針：平成28年度実績の1.5倍以上)

※ここでの福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を行う事業所を指す。

イ. 平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数

目標年度(平成 32 年度末)における障害者就労移行支援事業の利用者については、国の指針と町の実情を踏まえて平成 28 年度末実績(14 人)の 2 倍(28 人)とします。

事 項	数 値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数	14 人	平成28年度末の就労移行支援事業所の利用者数
目標年度(平成32年度末)における障害者就労移行支援事業所の利用者数	28 人 (2.00 倍)	平成32年度末の障害者就労移行支援事業所の利用者数 (国指針：平成28年度末の 2 割以上の増加)

ウ. 平成 32 年度末における管内(町内)の就労移行支援事業所の就労移行率

平成 32 年度末の管内(町内)就労移行支援事業所数は、平成 27 年度末と同じ 2 か所を見込んでおり、そのうち就労移行率が 3 割以上となる事業所についても、平成 27 年度末の実績と同じく 1 か所を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数	2 か所	平成27年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数（県提供資料から転記）
平成27年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1 か所 (50.00%)	
平成32年度末の管内就労移行支援事業所数（見込み）	2 か所	平成32年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数
平成32年度末の管内就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業所数	1 か所 (50.00%)	国指針：平成32年度末の管内障害者就労移行支援事業所の就労移行率が3割以上の事業者が全体の5割以上

エ. 就労移行支援事業所の就労移行率増に係る方策

- ・就労移行率の高い事業所への利用を案内します。
- ・就労移行支援事業所の効果的な運営を図り一般就労への移行率を高めるために、事業者によるアセスメントの徹底を促すとともに、アセスメント等の結果、改善が見込まれない暫定支給者について、暫定支給期間内であっても速やかに支給決定取り消しの手続きを行うよう促します。
- ・就労移行支援事業所とハローワーク、障がい者就業・生活センター、商工会等の関係機関とのネットワークにより障がい者の就労に関する情報が共有できる体制を構築するとともに、関係機関と連携し、一般事業所への障がい者雇用に関する情報の提供と理解促進に取り組みます。
- ・毎年度県から提供される管内事業所数及び就労移行率の資料より達成状況を把握し、必要な対策を講じます。

オ. 就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率(新規)

平成32年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者数は3人を見込みますが、1年後(平成32年度末)の職場定着人数は、そのうちの2人(66.67%)を見込みます。

事 項	数 値	備 考
平成32年度支援開始時点における就労定着支援利用見込み者数	3 人	平成32年度の就労定着支援事業による支援開始時点における利用者の見込み人数
平成32年度末の職場定着人数	2 人 (66.67%)	平成32年度末の就労定着支援事業の開始から1年後(年度末)における職場定着人数 (国指針：就労定着支援事業による支援を開始した時点から一年後の職場定着率を8割以上)

カ. 職場定着率の目標達成のための方策

- ・就労定着支援事業所と就労移行支援事業所、障がい者が働く企業、医療機関及びその他関係機関による就労定着に向けた連携体制を構築します。
- ・各事業所へ離職率分析の促しを行うと同時に、職場定着率の高い事業所へ案内します。
- ・職場定着率を高めるために、状況を見極めながら就労定着支援の確保に取り組みます。

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築(新規)

アンケート調査では、障がい者が悩んでいることとして「自分の健康・病気の治療」、「収入や生活費」の割合が、身体、知的に比べて精神の割合が特に高く、地域生活のしづらさがうかがえます。また、入退院をくり返す者がいるほか、家族が同居を拒むケースや医療受診が困難なケース等があります。こうした課題に対応し、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしく暮らしていけるようにするには、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムを構築する必要があります。そのため、包括的なケアシステムの構築に向けた保健、福祉、医療関係者による協議の場を設置します。

ア. 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置にあたっては、南風原町自立支援協議会に必要な関係者を加えた上で協議会を活用し、町単独で平成32年に設置します。

設置方法		設置時期			備 考
単独設置	共同設置	平成30年	平成31年	平成32年	
○				○	国指針：市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

イ. 精神病床における一年以上長期入院患者の減少

国の基本指針では、平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数及び65歳以上の一年以上長期入院患者数について、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及見通しや、これまでの認知症施策の実績等を踏まえて目標設定することとしています。

これについては、沖縄県において県内各市町村ごとの減少数の目標値を算出しています。本町では長期入院患者の地域移行に伴う、障害福祉サービス等の利用を勘案した基盤整備量の確保に取り組みます。

目標値	平成32年度末の精神病床における65歳未満の一年以上長期入院患者数	5人
目標値	平成32年度末の精神病床における65歳以上の一年以上長期入院患者数	4人

(4) 地域生活拠点等の整備(新規)

国の指針では、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」を、市町村または障がい福祉圏域内に少なくとも1つを整備することとしています。

アンケート調査では、主な介助者の悩みとして「本人の将来の介助や暮らし」が50.9%と最も高く、障がい者自身も「将来の生活や介助」で悩んでいる割合が35.5%と3番目に高くなります。こうした地域の実情を勘案しながら、自立支援協議会等で拠点の機能や整備に関する検討を行い、関係機関と連携しながら、整備に向けて取り組みます。

2. 障害福祉サービス等の見込量(活動指標)及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度ごとの障害福祉サービス等の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス等提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス等の提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

過去 3 年間の実績はほぼ横ばいで、平成 32 年度まで同じ傾向にあると判断し、過去 3 年間の実績の平均で見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護	利用者数(人/月)	52	53	53	53	53
	利用量(時間分/月)	764.5	829	829	829	829

②重度訪問介護

新規の利用が見込めず、平成 28 年度の利用者が継続して利用すると見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度訪問介護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(時間分/月)	12	12	12	12	12

③行動援護

新規の利用が見込めず、平成 28 年度の利用者が継続して利用すると見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
行動援護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(時間分/月)	8.5	10	10	10	10

④同行援護

利用者数は過去 3 年間は減少傾向にありましたが、平成 29 年度以降は微増で推移すると見込みます。

利用量は、平成 28 年度の 1 人あたり平均利用時間(24.79 時間)を、平成 29 年度以降の利用者の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
同行援護	利用者数(人/月)	17	18	19	20	20
	利用量(時間分/月)	412.5	367.2	387.6	408	408

⑤重度障害者等包括支援

これまで利用実績がなく、事業者の参入も厳しいと思われるため、今後も利用が見込めないと判断しました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0

[見込量確保の考え方]

いずれのサービスについても、利用者数はほぼ現状と同程度を見込んでいるため、現状維持で対応できると思われます。但し、「居宅介護」については親の高齢化などにより、見込み以上にニーズが増える可能性が考えられるため、必要に応じて事業所の受入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

利用者は増加傾向にあり、過去の平均伸び率(0.0176%)を基に、平成 29 年度以降の利用者数を見込みました。

利用量は、過去 3 年間の 1 人あたり平均利用日数(18.4 日)を、平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	利用者数(人/月)	88	90	92	94	96
	利用量(人日分/月)	1,652	1,656	1,692.8	1,729.6	1,766.4

②自立訓練（機能訓練）

新規の利用が見込めず、平成 28 年度の利用者が継続して利用すると見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(人日分/月)	10	7	7	7	7

③自立訓練（生活訓練）

利用者は、過去 3 年間の実績の平均で見込みました。また、利用量も過去 3 年間の実績の平均で見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	6	5	5	5	5
	利用量(人日分/月)	109	81	81	81	81

④就労移行支援

利用者は増加傾向にあり、平成 31 年度までは、過去 3 年間の平均の伸び率(0.291%)を基に見込みましたが、平成 32 年度はやや増加が抑えられると見込みました。

利用量は、過去 3 年間の 1 人あたり平均利用日数(16.9 日)を平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	利用者数(人/月)	14	15	20	25	28
	利用量(人日分/月)	215	253.5	338.0	422.5	473.2

⑤就労継続支援（Ａ型）

新規利用者が少ないことや現利用者の高齢化等により微減で推移すると見込みました。

利用量は、過去３年間の間の１人あたり平均利用日数を、平成２９年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 (Ａ型)	利用者数(人/月)	25	25	24	23	23
	利用量(人日分/月)	446	460	441.6	423.2	423.2

⑥就労継続支援（Ｂ型）

利用者は増加傾向にありますが、これまでのように大きく増えることはなく、微増で推移するものと思われ、毎年度２人増を見込みます。

利用量は、平成 28 年度の１人あたり平均利用日数(16.5 日)を、平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援 (Ｂ型)	利用者数(人/月)	127	129	131	133	135
	利用量(人日分/月)	2,096	2,128.5	2,161.5	2,194.5	2,227.5

⑦就労定着支援(新規)

これまでの一般就労移行の状況を踏まえて、平成 30 年度は事業所確保のため、年度後半以降の利用となると予測し、１人だけを見込み、平成 31 年度と平成 32 年度は３人を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労定着支援	利用者数(人/月)			1	3	3

⑧短期入所(福祉型)

利用者数は、年度によって増減があるため、平成 29 年度以降の見込みは、過去 3 年間の実績の平均(10 人)で見込みました。

利用量も同じく過去 3 年間の実績の平均で見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所	利用者数(人/月)	12	10	10	10	10
	利用量(人日分/月)	47	43	43	43	43

⑨短期入所(医療型)

これまで利用実績がなく、また、少なくとも平成 32 年度までは利用が想定される者が見込めません。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
短期入所	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0

⑩療養介護

新規の利用が見込めず、平均 28 年度の利用者が継続して利用すると見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
療養介護	利用者数(人分/月)	8	8	8	8	8

[見込量確保の考え方]

「就労移行支援」、「就労継続支援(B型)」については、就労を希望する障がい者が多く、利用の動向を注視しながら、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大について調整を図るほか、新たな事業所の確保に取り組みます。また、「生活介護」も増えると見込んでおり、必要に応じて量の確保に取り組みます。

一方、「短期入所(福祉型)」については、現状で対応できると思われませんが、障がい者の家族の高齢化、障がいの重度化等により、見込み以上に増える可能性があるため、相談業務等を通して障がい者や家族のニーズを踏まえながら、必要に応じて量の確保に取り組みます。

そのほかのサービスについては、利用者はほぼ横ばいであるため、現状で対応できると思われ

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助(新規)

これまでのグループホームの利用者の状況や施設等退所者の状況を踏まえて、平成 31 年度から 1 人の利用を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	利用者数(人分/月)			0	1	1

② 共同生活援助

これまでの利用実績から、平成 30 年度以降毎年度 1 人増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
共同生活援助	利用者数(人分/月)	23	23	24	25	26

③ 施設入所支援

過去 2 年間は利用者数の変動はありませんが、施設から地域生活への移行を促進するため、やや減少すると見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
施設入所支援	利用者数(人分/月)	60	60	59	58	58

[見込量確保の考え方]

「自立生活援助」は新たなサービスであるため、事業所への新規開設を促し、サービスの確保を図ります。また、「共同生活援助」の利用者はやや増えると見込んでいますが、現状で対応できると思われます。「施設入所支援」も減少する方向で取り組むため、現状で対応できると思われます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

平成 27 年度以降の利用者はほとんど横ばいであるため、毎年度 1 人増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
計画相談支援	利用者数(人分/月)	35	36	37	38	39

②地域移行支援

これまで利用実績はありませんが、施設から地域生活への移行を考慮し、平成 31 年度に 1 人を見込んでおきます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域移行支援	利用者数(人分/月)	0	0	0	1	0

③地域定着支援

これまで利用実績はありませんが、地域移行支援に伴い平成 32 年度に 1 人を見込んでおきます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	1

[見込量確保の考え方]

「計画相談支援」については、年々増えると見込んでおり、これに対応できるよう、必要に応じてサービス利用計画作成の適正化・効率化を支援するほか、計画相談支援を担う職員の増を促すとともに、新たな事業所の確保に取り組めます。

「地域移行支援」、「地域定着支援」については、現状で対応できると思われれます。

●障害福祉サービス見込量一覧●

サービス名	区分(単位)	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護	利用者数(人/月)	52	53	53	53	53
	利用量(時間分/月)	764.5	829	829	829	829
重度訪問介護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(時間分/月)	12	12	12	12	12
行動援護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(時間分/月)	8.5	10	10	10	10
同行援護	利用者数(人/月)	17	18	19	20	20
	利用量(時間分/月)	412.5	367.2	387.6	408	408
重度障害者等包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(時間分/月)	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人/月)	88	90	92	94	96
	利用量(人日分/月)	1,652	1,656	1,692.8	1,729.6	1,766.4
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1
	利用量(人日分/月)	10	7	7	7	7
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人/月)	6	5	5	5	5
	利用量(人日分/月)	109	81	81	81	81
就労移行支援	利用者数(人/月)	14	15	20	25	28
	利用量(人日分/月)	215	253.5	338.0	422.5	473.2
就労継続支援(A型)	利用者数(人/月)	25	25	24	23	23
	利用量(人日分/月)	446	460	441.6	423.2	423.2
就労継続支援(B型)	利用者数(人/月)	127	129	131	133	135
	利用量(人日分/月)	2,096	2,128.5	2,161.5	2,194.5	2,227.5
就労定着支援	利用者数(人/月)			1	3	3
短期入所(福祉型)	利用者数(人/月)	12	10	10	10	10
	利用量(人日分/月)	47	43	43	43	43
短期入所(医療型)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数(人分/月)	8	8	8	8	8
自立生活援助	利用者数(人分/月)			0	1	1
共同生活援助	利用者数(人分/月)	23	23	24	25	26
施設入所支援	利用者数(人分/月)	60	60	59	58	58
計画相談支援	利用者数(人分/月)	35	36	37	38	39
地域移行支援	利用者数(人分/月)	0	0	0	1	0
地域定着支援	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	1

●障害福祉サービスの内容●

サービス名		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で、身体介護や家事援助などの支援を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に、入浴・排せつ・食事などの介護を総合的に 行います。
	行動援護	行動障がいのある知的障がい者・精神障がい者に、移動介護や危 険回避の援護等を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時 に同行し、移動の援護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする障がい者に、居宅介護などのサービスを包 括的に提供します。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、施設などで介護や創作的活動 などの機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、必要な 訓練などを行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する障がい者に、就労に必要な知識・能力向上の ための訓練を行います。
	就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）	一般就労が難しい障がい者に、生産活動などの訓練を行います。
	就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連 絡調整等を行い、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
	短期入所（福祉型・医療型）	介助者が病気等のときに、短期間施設に入所して必要な介護等の 支援を行います。
	療養介護	医療を要する障がい者に、病院などで機能訓練や看護、介護など を行います。
居住系サービス	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望 する知的障がい者や精神障がい者などを対象に、定期的な巡回訪問 や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行 います。
	共同生活援助	地域での生活に支障のない障がい者に対し、共同生活を営む住居 で、日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	施設入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行 います。
相談支援サービス	計画相談支援	サービス利用計画案を作成し、サービス事業者等との連絡調整の うえ、同計画を作成します。また、サービスの利用状況等の検証を 行い、同計画の見直しを行います。
	地域移行支援	住居の確保や地域生活移行のための活動に関する相談支援などを 行います。
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた 緊急の事態等に対処するための相談支援などを行います。

3. 地域生活支援事業の見込量及び実施方策

地域生活支援事業について、これまでの実績や地域の実情を勘案して、平成 29 年度から平成 32 年度までの各年度ごとの見込量を定めるとともに、事業実施の方向性を定めます。

(1) 障害者相談支援事業

相談支援は、役場窓口と町内の委託相談支援事業所(1 箇所)で実施しており、平成 32 年度までこの 2 箇所で対応します。

利用者は増える傾向にあり、これまでの実績から平成 29 年度以降、毎年度 5 人ずつ増えると見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	125	130	135	140	145

(2) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められる障がい者が、経済的な理由により利用できない場合に、本事業による利用支援を行います。

これまで利用実績はありませんが、障がい者の高齢化等によりニーズが出てくる可能性があるため、平成 29 年度以降毎年度 2 人を見込んでおきます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	2	2	2	2

(3) 意思疎通支援事業

① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

本町に登録された手話通訳者・要約筆記者を障がい者からの要請により派遣します。また、生活、労働、教育等の関係機関からの要請に応じて斡旋します。

利用目的は、通院や教育活動(家庭訪問含む)、講演会、講和、会議等と多岐に渡ります。

利用者は固定化してきており、現時点では新規の利用が見込めないため、平成 28 年度の利用者が平成 32 年度まで利用すると見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	8	8	8	8	8

②手話通訳者設置事業

聴覚障がい者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、今後も手話通訳者を町の担当課窓口に配置します。また、配置した手話通訳者は手話通訳者派遣の際のコーディネートを行います。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
②手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1

(4)日常生活用具給付等事業

重度障がい者の日常生活の便宜を図るために、今後も必要な日常生活用具の購入費を公費で援助します。

利用者数は、年度によって変動があるため、過去 3 年間の平均利用者数を平成 29 年度以降の利用者数として見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
①介護・訓練支援用具	実利用者数	1	3	3	3	3
②自立生活支援用具	実利用者数	9	11	11	11	11
③在宅療養等支援用具	実利用者数	15	16	17	18	19
④情報・意思疎通支援用具	実利用者数	10	12	12	12	12
⑤排泄管理支援用具	実利用者数	45	45	45	45	45
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数	2	1	1	1	1

(5)手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等の意思疎通支援による社会参加促進及び情報提供の充実を図るために、今後も手話奉仕員としての技術と知識を有する人材を養成する、手話奉仕員養成講座を沖縄聴覚障害者情報センターに委託して実施します。

利用者数(養成講座修了見込み者数)は、平成 29 年度以降毎年度 8 人を見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	5	8	8	8	8

(6) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うために登録事業所よりガイドヘルパーを派遣します。

利用者は増加傾向にあるため、これまでの実績から毎年度 3 人の増を見込みます。延べ利用時間は、平成 28 年度の 1 人あたり延利用時間(84.9 時間)を、平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
移動支援事業	実利用者数	43	46	49	52	55
	延利用時間	3,651.5	3,905	4,160	4,415	4,670

(7) 地域活動支援センター

障がい者等の社会参加や日常生活の自立を支援するために、今後も沖縄県精神障害者福祉会連合会に委託(機能強化事業Ⅲ型)し、通所による創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

利用者数の増は現状では見込んでいませんが、自宅に閉じこもりがちな障がい者も多いことから、事業の周知活動を行うとともに、地域活動支援センターとの情報交換や相談支援事業との連携を図り、利用促進に取り組みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	15	16	16	16	16

(8) その他の事業

① 日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援、介護者の一時的な休息を確保するため、登録事業者による障がい者等の日中における活動の場を提供します。

実施箇所数は平成 30 年度以降毎年 1 箇所ずつ増えると見込んでおり、利用者数は、これまでの利用実績より、平成 29 年度から平成 31 年度までは毎年度 5 人～6 人の増を見込み、平成 32 年度では新規利用はないと見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
日中一時支援事業	実施箇所数	18	18	19	20	21
	実利用者数	43	49	54	60	60

②福祉機器リサイクル事業

不要になった福祉機器を再利用できるよう修繕等を行い貸し出すことにより、今後も在宅療養者の日常生活のサポート、一時的に制度活用が困難な者に対しての応急的支援を行うために、今後も町社会福祉協議会に事業を委託します。利用者数は平成 29 年度以降横ばいで推移すると見込みます。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
福祉機器リサイクル事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	82	105	105	105	105

③声の広報等発行事業

今後も町社会福祉協議会に委託し、文字による情報の入手が困難な方を対象に、町広報誌や社協だよりを音訳し、希望者に音訳テープや音訳CDを定期的に無料で提供します。

新規の利用が見込めないため、現利用者が平成 32 年度まで継続して利用すると見込みました。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
声の広報等発行事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	17	17	17	17	17

④本人活動支援事業

障がい者等が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援するための事業で、町内の相談支援事業所に委託し、サークル活動等を行います。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
本人活動支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	23	23	23	23	23

⑤自動車運転免許取得費・改造費助成事業

今後も身体障害者手帳を所持する満 18 歳以上の者が、自動車の運転免許を取得しようとする場合の取得費用(上限 10 万円)及び自動車を改造しなければ自分で運転できない者に対し、自分で運転するための改造費用(上限 10 万円)を助成します。

利用者数は過去の 3 年間の実績を基に見込みました。

事業名	区分	第 4 期計画		第 5 期計画		
		実績	見込	見込		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	1	4	3	3	3

●地域生活支援事業の見込量一覧●

事業名	区分	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込	見込		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
(1) 障害者相談支援事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	2	2	2	2	2
	実利用者数	125	130	135	140	145
(2) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	0	2	2	2	2
(3) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	8	8	8	8	8
② 手話通訳者設置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
(4) 日常生活用具給付等事業						
① 介護・訓練支援用具	実利用者数	1	3	3	3	3
② 自立生活支援用具	実利用者数	9	11	11	11	11
③ 在宅療養等支援用具	実利用者数	15	16	17	18	19
④ 情報・意思疎通支援用具	実利用者数	10	12	12	12	12
⑤ 排泄管理支援用具	実利用者数	45	45	45	45	45
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用者数	2	1	1	1	1
(5) 手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	5	8	8	8	8
(6) 移動支援事業	実利用者数	43	46	49	52	55
	延利用時間	3,651.5	3,905	4,160	4,415	4,670
(7) 地域活動支援センター	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	15	16	16	16	16
(8) その他の事業						
① 日中一時支援事業	実施箇所数	18	18	19	20	21
	実利用者数	43	49	54	60	60
② 福祉機器リサイクル事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	82	105	105	105	105
③ 声の広報等発行事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	17	17	17	17	17
④ 本人活動支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	23	23	23	23	23
⑤ 自動車運転免許取得費・改造費助成事業	実施箇所数	1	1	1	1	1
	実利用者数	1	4	3	3	3

第 2 章 第 1 期障がい児福祉計画

1. 成果目標

障がいのある子を健やかに育成できるよう、国の基本指針の内容と本町の実情を踏まえて、障害児支援の提供体制の整備等に係る成果目標を設定します。また、目標の達成に向けて関係機関等と連携した取り組みを行います。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置(新規)

障がいのある子の発達支援において重層的な地域支援体制を構築するために、児童発達支援の機能に加え、保育所等訪問支援や障害児相談支援などの機能を持ち、ワンストップで対応できる拠点として、児童発達支援センターがあります。

本町では、町立保育所(1 箇所)、親子通園事業、子育て支援センターの 3 つの機能を合わせるとともに、新たに保育所等訪問支援との連携機能を加えて、児童発達支援センターとして設置します。

設置方法としては町単独で、平成 32 年までの設置を目指します。

設置方法		設置時期			備 考
単独設置	共同設置	平成30年	平成31年	平成32年	
○				○	国指針：各市町村に少なくとも 1 箇所以上設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援の充実(新規)

本町では、近隣市町村の保育所等訪問支援事業所と連携し、利用できる体制は構築されており、さらに児童発達支援センターの設置に合わせて支援の充実を図ります。また、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と連携した、事業の周知とニーズの掘り起こしを図ります。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(新規)

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援センター及び放課後等デイサービス事業所の確保については、町単独での確保は困難なため、近隣市町村と連携し圏域内での確保を目指します。また、確保時期は平成 32 年とします。

確保方法		確保時期			備 考
単独確保	圏域確保	平成30年	平成31年	平成32年	
	○			○	国指針：各市町村に少なくとも 1 箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置(新規)

アンケート調査では、医療的ケアを受けている子が8人(11.3%)います。実際にはもう少し多いと思われますが、こうした、医療を必要とする状態にある障がい児の実情を踏まえた上で、心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉等の支援を受けられるよう、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図る必要があります。

そのため、対象者の把握、関係機関との調整等、町単独では難しい課題もありますが、支援体制の構築、課題の共有のために、南風原町自立支援協議会等を活用した協議の場を平成32年に設置します。

設置方法		設置時期			備 考
単独設置	共同設置	平成30年	平成31年	平成32年	
○				○	国指針：各市町村において設置。市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

2. 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

これまでの実績や地域の実情を勘定して、平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度ごとの障害児通所支援等の見込量(活動指標)を定めるとともに、サービス提供体制の確保に取り組みます。

なお、実際のサービス提供にあたっては、サービスの量を見込まなかったことを理由に、サービスを受けることができないということではなく、必要なサービスについては、適時確保・提供に取り組みます。

①児童発達支援

利用者数は増加傾向にあり、過去 3 年間の実績では年に平均で 6 人の増となっていることから、平成 28 年度の利用者数から毎年度 6 人の増を見込みます。

利用量は、過去 3 年間の 1 人あたり平均利用日数(14.9 日)を、平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	28	34	40	46	52
	利用量(人日分/月)	417	506.6	596	685.4	774.8

②医療型児童発達支援

これまで利用実績がなく、少なくとも今後 3 年間は利用が見込めないと思われます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0

③放課後等デイサービス

利用者数は増加傾向にあり、過去 3 年間の実績では年に平均で 11 人の増となっていることから、平成 28 年度の利用者数から毎年度 11 人の増を見込みます。

利用量は、過去 3 年間の 1 人あたり平均利用日数(14.8 日)を、平成 29 年度以降の利用者数の見込みに乗じて見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	87	98	109	120	131
	利用量(人日分/月)	1,287	1,450.4	1,613.2	1,776	1,938.8

④保育所等訪問支援

平成 30 年度からの利用を目指し、毎年度 2 人が利用すると見込みます。

利用量は 1 人あたり月に 2 日として見込みました。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	0	0	2	2	2
	利用量(人日分/月)	0	0	4	4	4

⑤居宅訪問型児童発達支援(新規)

新規のサービスですが、利用が想定される児童がいないため、見込んでいません。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)			0	0	0
	利用量(人日分/月)			0	0	0

⑥障害児相談支援

利用者数は増加傾向にあり、過去 3 年間の実績では年に平均で 4 人の増となっていることから、平成 28 年度の利用者数から毎年度 4 人の増を見込みます。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	22	26	30	34	38

⑦医療的ケア児に対するコーディネーターの配置(新規)

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を通じて、コーディネーターを平成 32 年度に 1 人配置します。

サービス名	区分(単位)	実績	見込量	見込量		
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数(人)			0	0	1

[見込量確保の考え方]

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」については、利用者の増を大きく見込んでおり、これに対応していけるよう、必要に応じて事業所の受け入れ枠の拡大や新たな事業所の確保に取り組めます。

「保育所等訪問支援」については、近隣市町村の事業所を利用する方向で考えますが、必要に応じて町内事業所の確保に取り組めます。

「障害児相談支援」についても、増えると見込んでおり、これに対応できるよう、サービス利用計画作成の適正化・効率化を支援するほか、サービス利用計画を担う職員の増を促すとともに、必要に応じて新たな事業所の確保を図ります。

●障害福祉サービス見込量一覧●

サービス名	区分(単位)	第4期計画		第5期計画		
		実績	見込量	見込量		
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	28	34	40	46	52
	利用量(人日分/月)	417	506.6	596	685.4	774.8
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0
	利用量(人日分/月)	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	87	98	109	120	131
	利用量(人日分/月)	1,287	1,450.4	1,613.2	1,776	1,938.8
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	0	0	2	2	2
	利用量(人日分/月)	0	0	4	4	4
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)			0	0	0
	利用量(人日分/月)			0	0	0
福祉型 & 医療型児童入所施設	利用者数(人分/月)	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用者数(人分/月)	22	26	30	34	38
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数(人)			0	0	1

●障がい児サービス（障害児通所支援等）の内容●

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作・知識・集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由のある児童について、医療型児童発達支援センター又は指定医療機関等に通わせ、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校授業終了後又は休日において生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を行います。
保育所等訪問支援	保育所やその他の児童が集団生活する施設等に通う障がい児について、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
福祉型&医療型児童入所施設	障がいのある児童を入所させて、日常生活の支援を行うと共に、地域生活への移行自立に向けての支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が通所支援を利用する際、利用計画を作成し、必要に応じて計画の変更、事業者との調整、情報提供などの支援を行います。

3. 子ども・子育て支援の提供体制の整備

障がいのある子の健やかな育成のためには、障害児通所支援等の障がいのある子に対応したサービスの提供だけではなく、障がいのない子と共に成長できるよう地域社会への参加・包容(インクルーシブ)を進める必要があります。また、子ども・子育て支援法では、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されています。そのため、子ども・子育て支援の利用を希望する障がいのある子が、希望に沿った利用が可能となるよう、提供体制の整備に努める必要があります。

提供体制の整備にあたっては、保育所(園)、放課後児童健全育成事業について、障がいのある子のこれまでの利用実績を踏まえつつ、平成30年度から平成32年度までの各年度ごとの利用人数を見込み、計画的に提供体制の構築を図ります。

(1) 子ども・子育て支援の見込み量

「保育所」、「放課後児童健全育成事業」については、年々増える傾向にあるため、平成30年度以降「保育所(園)」が毎年度5人増、「放課後児童クラブ」が毎年度6人増を見込みます。「認定こども園」については、町内に施設がないため、見込んでいません。

事 項	平成28年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所	20	25	30	35
認定こども園	0	0	0	0
放課後児童健全育成事業	14	20	26	32

(2) 提供体制の整備に係る方策

1) 保育所(発達支援児保育)

全ての公立保育所、認可保育園で発達支援保育を継続実施し、対象となる子に追加の保育士を配置します。また、切れ目のない支援となるよう、関係機関との協議や幼稚園・小学校との連携を強化します。

専門家による巡回指導を継続し、対象となる児(障がいのある子や発達等が気になる子)の保育観察及び保護者や保育士等と面談・相談を行い、児童の成長発達支援についてきめ細かい助言・指導等を行います。また、保育士等の資質向上を図る取り組みを進めます。

2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

放課後児童クラブにおいて、今後も障がいのある子を受け入れてもらえるよう連携を図るとともに、放課後児童クラブからの相談等に対し、障がいの多様性に配慮しながら、必要な支援を行います。

資料編

■主なアンケート調査結果

(1) 調査の目的

「第4次南風原町障がい者計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がい者及び障がい児の実情やニーズ等必要な基礎資料を得ることを目的に、調査を実施しました。

(2) 調査対象

調査は、障がい児(18歳未満)と障がい者(18歳以上)に分けて行いました。

①障がい者

南風原町に住所を有し、平成29年4月1日現在で年齢が18歳以上～65歳未満の障害者手帳の交付がある者を調査対象としました。

②障がい児

南風原町に住所を有し、平成29年4月1日時点で年齢が18歳未満の障害者手帳の交付がある子及び手帳の交付はないが、障害児通所支援等のサービスを利用している子の保護者を調査対象としました。

また、1世帯に複数の障がい児(兄弟姉妹)がいる場合は、年齢が1番下の子について調査しました。

(3) 調査方法

調査票(アンケート)の郵送による配布・回収としました。

(4) 配布・回収状況

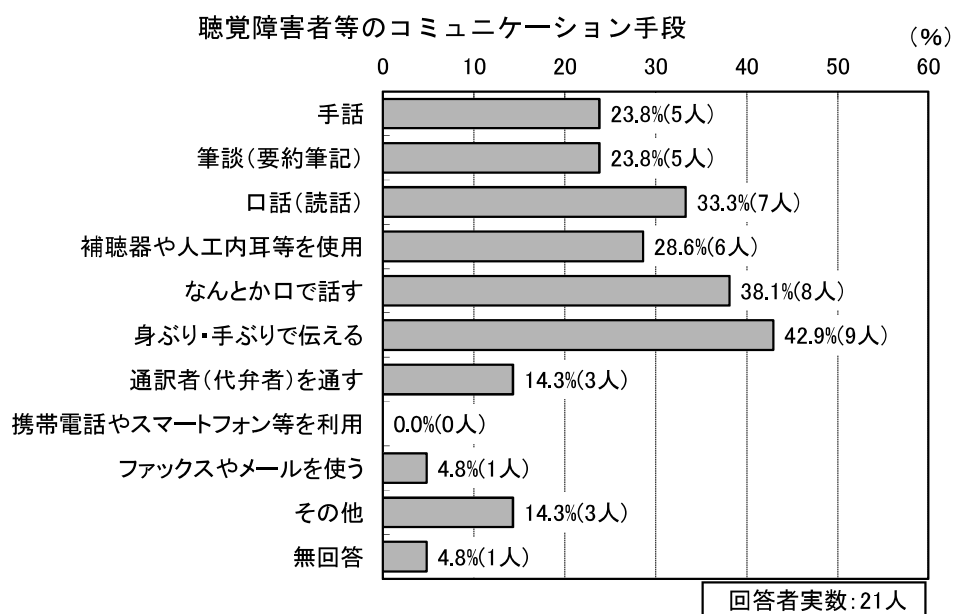
障がい者については、調査票の配布数が1,042件、回収数が403件で、回収率は38.7%となります。また、障がい児については、配布数が152件、回収数が71件で、回収率は46.7%となります。

	配布数	回収数	回収率
障がい者	1,042 件	403 件	38.7%
身体	372 件	166 件	44.6%
知的	112 件	46 件	41.1%
精神	558 件	191 件	34.2%
障がい児	152 件	71 件	46.7%
計	1,194 件	474 件	39.7%

【障がい児調査結果】

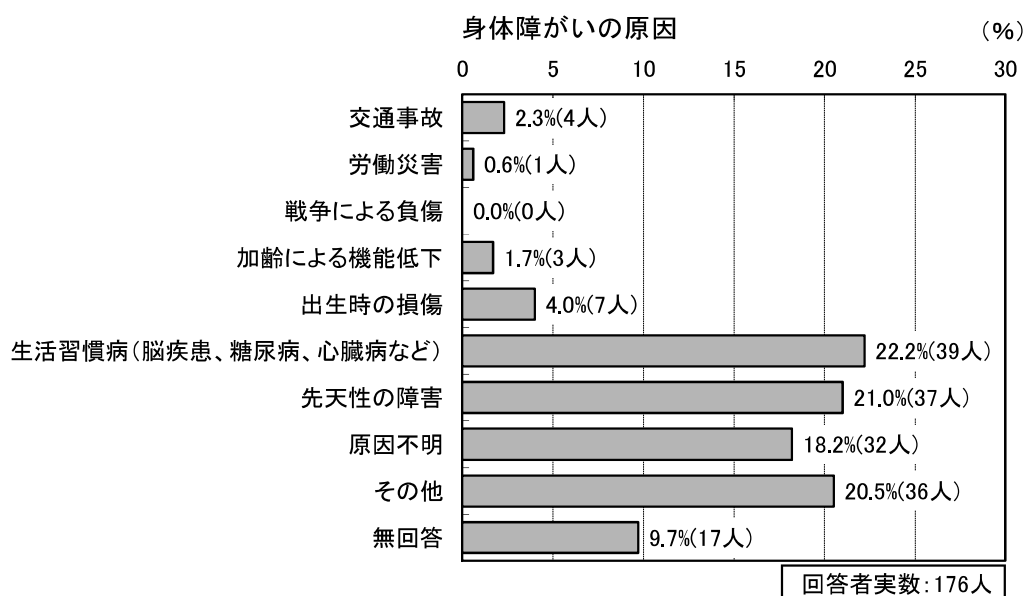
(1) 聴覚障害者等のコミュニケーション手段（複数回答）

前項で「聴覚障害」「音声・言語・そしゃく機能障害」と答えた人のコミュニケーション手段については、「身ぶり・手ぶりで伝える」が42.9%と最も高く、次に「なんとか口で話す」が38.1%、「口話（読話）」が33.3%となる。また、「手話」と「筆談（要約筆記）」がともに23.8%となる。



(2) 身体障がいの原因

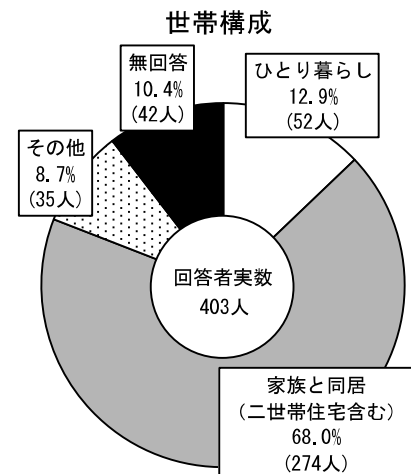
身体障がいとなった原因については、「生活習慣病（脳疾患、糖尿病、心臓病など）」が22.2%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題であると言える。



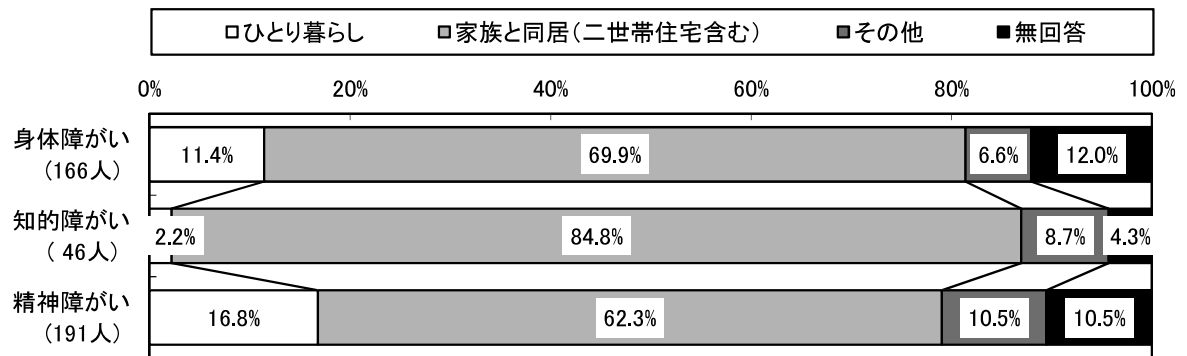
(3) 世帯構成

世帯構成については、「家族と同居（二世帯住宅含む）」が68.0%と大半を占め、次に「ひとり暮らし」が12.9%となる。

障がい別にみると、「ひとり暮らし」は「精神障がい」が16.8%と最も高く、「知的障がい」が2.2%と最も低い。

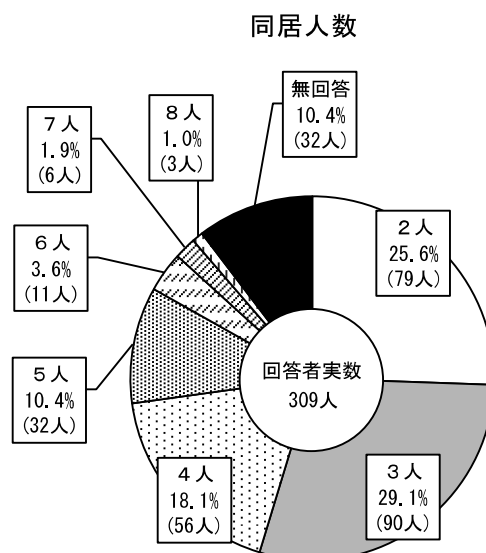


世帯構成（障がい別）



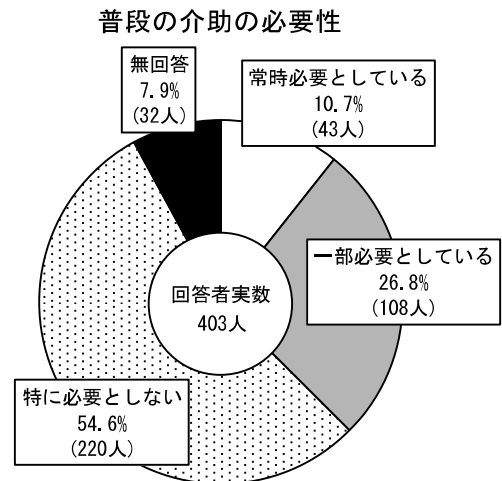
(4) 同居人数

世帯構成で「家族と同居（二世帯住宅含む）」または「その他」と答えた方の、本人を含む同居者の人数は、「3人」が29.1%と最も高く、次に「2人」が25.6%で、合わせると「2人」から「3人」の少人数世帯が54.7%を占める。また、「4人」以上では同居者の人数が増えるほど、割合は低くなる。



(5) 普段の介助の必要性

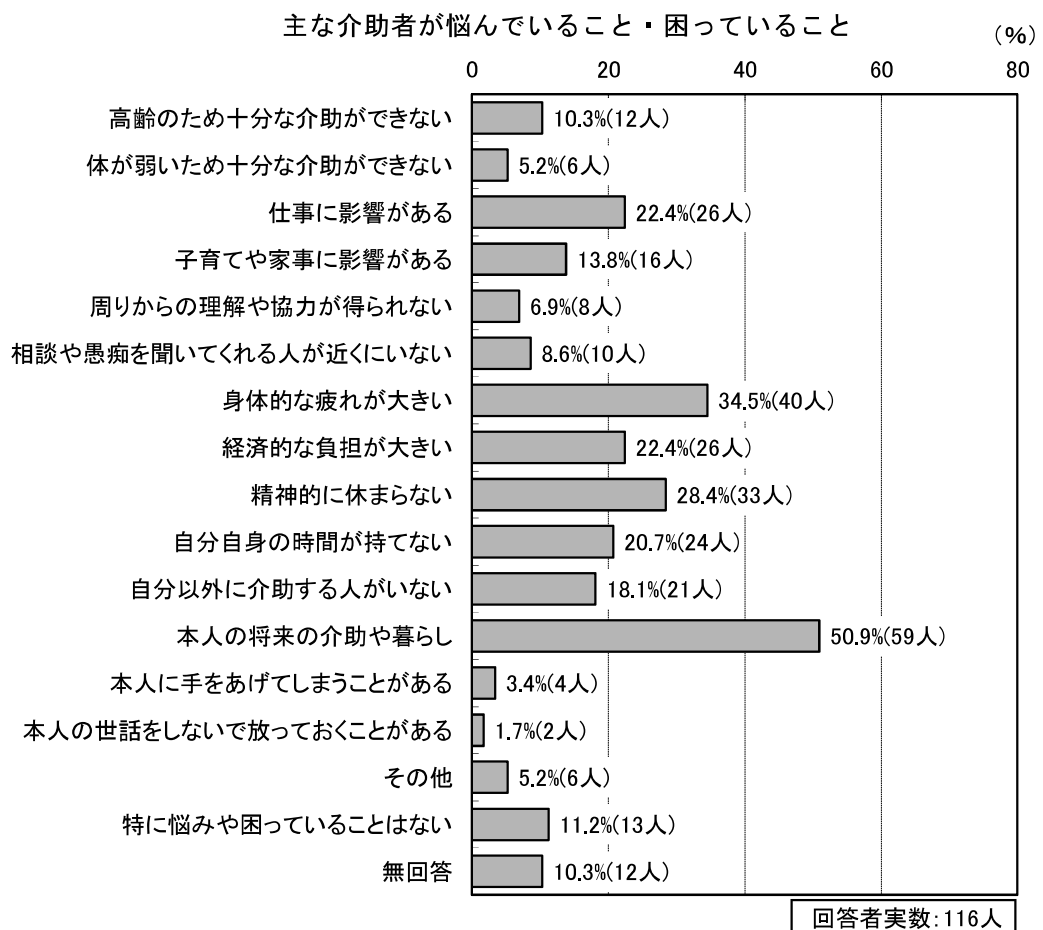
普段の生活における介助の必要性については、「常時必要としている」が10.7%、「一部必要としている」が26.8%で、合わせると37.5%が介助を必要としている。一方、「特に必要としない」が54.6%と半数以上を占める。



(6) 主な介助者が悩んでいること・困っていること（複数回答）

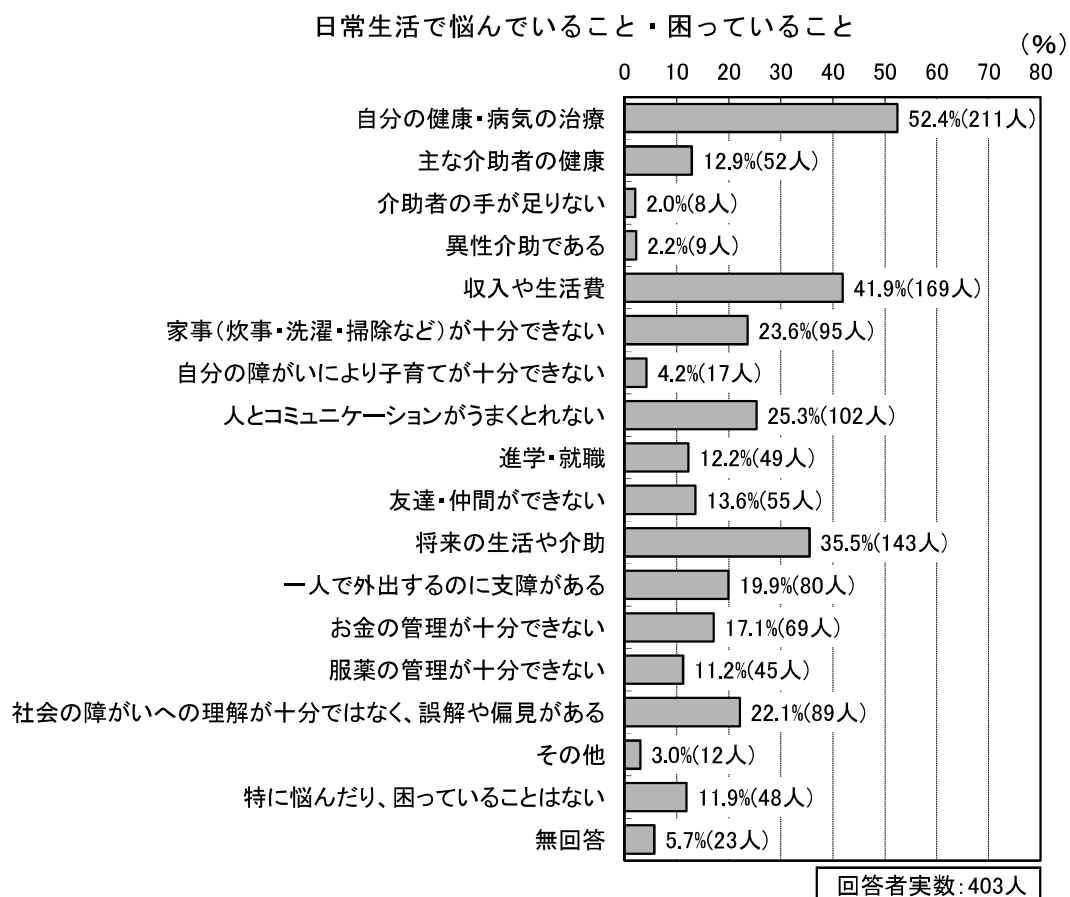
主な介助者が悩んでいること・困っていることについては、「本人の将来の介助や暮らし」が50.9%と最も高く、次に「身体的な疲れが大きい」が34.5%となる。また、「精神的に休まらない」「経済的な負担が大きい」「仕事に影響がある」「自分自身の時間が持てない」が各20%台と比較的高い。

一方、「本人に手をあげてしまうことがある」と「本人の世話をしないで放っておくことがある」の回答があるが、介助等のストレスが直接本人に向けられている可能性があると思われる。



(7) 日常生活で悩んでいること・困っていること（複数回答）

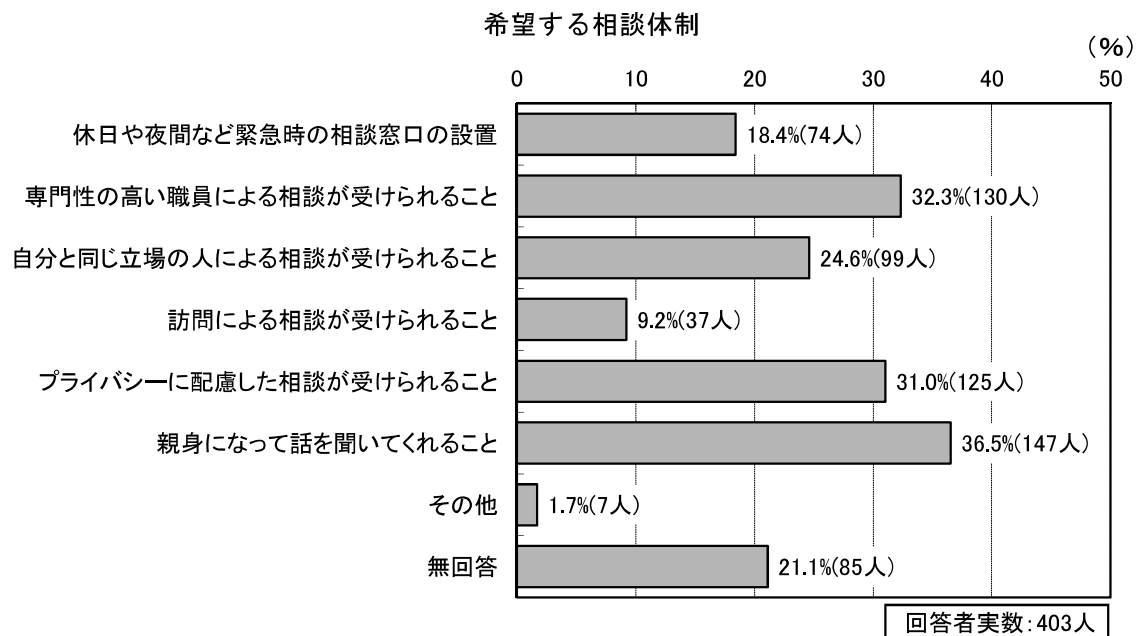
障がい者本人が、日常生活で悩んでいること・困っていることについては、「自分の健康・病気の治療」が 52.4%と最も高く、次に「収入や生活費」が 41.9%、「将来の生活や介助」が 35.5%となる。また、「家事（炊事・洗濯・掃除など）が十分できない」「人とコミュニケーションがうまくとれない」「社会の障がいへの理解が十分ではなく、誤解や偏見がある」が各 20%台と比較的高い。



(8) 希望する相談体制（複数回答）

相談体制に望むことは、「親身になって話を聞いてくれること」が 36.5%と最も高く、次に「専門性の高い職員による相談が受けられること」が 32.3%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が 31.0%となる。

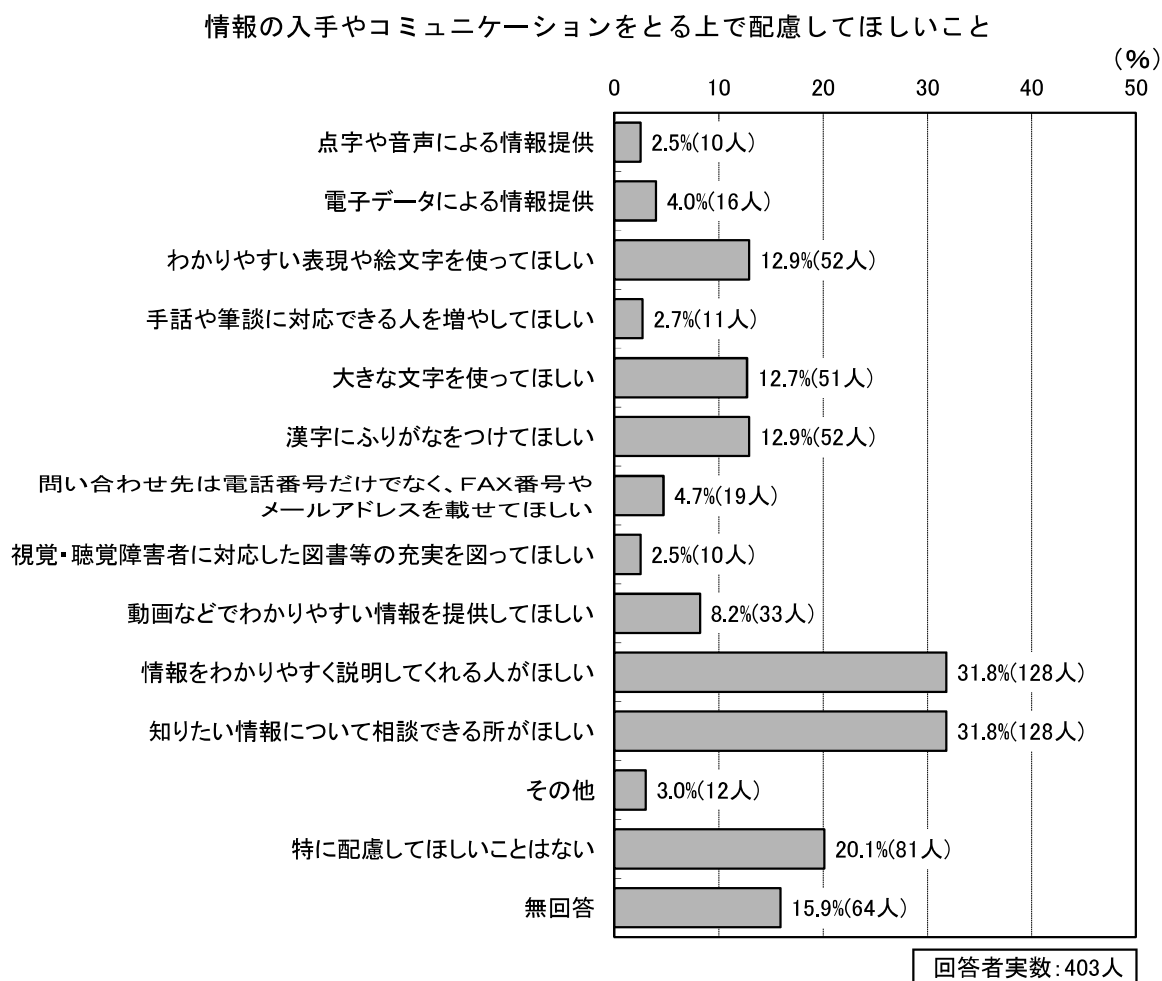
なお、「無回答」が 21.1%と高いが、これについては、「家族・親族」に相談する障がい者が多く、専門員等に対する相談体制の希望は特にない者が多いと思われること、また、「特に相談するほどではない」や「誰にも相談したいと思わない」とする障がい者が含まれているためと考えられる。



(9) 情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいこと（複数回答）

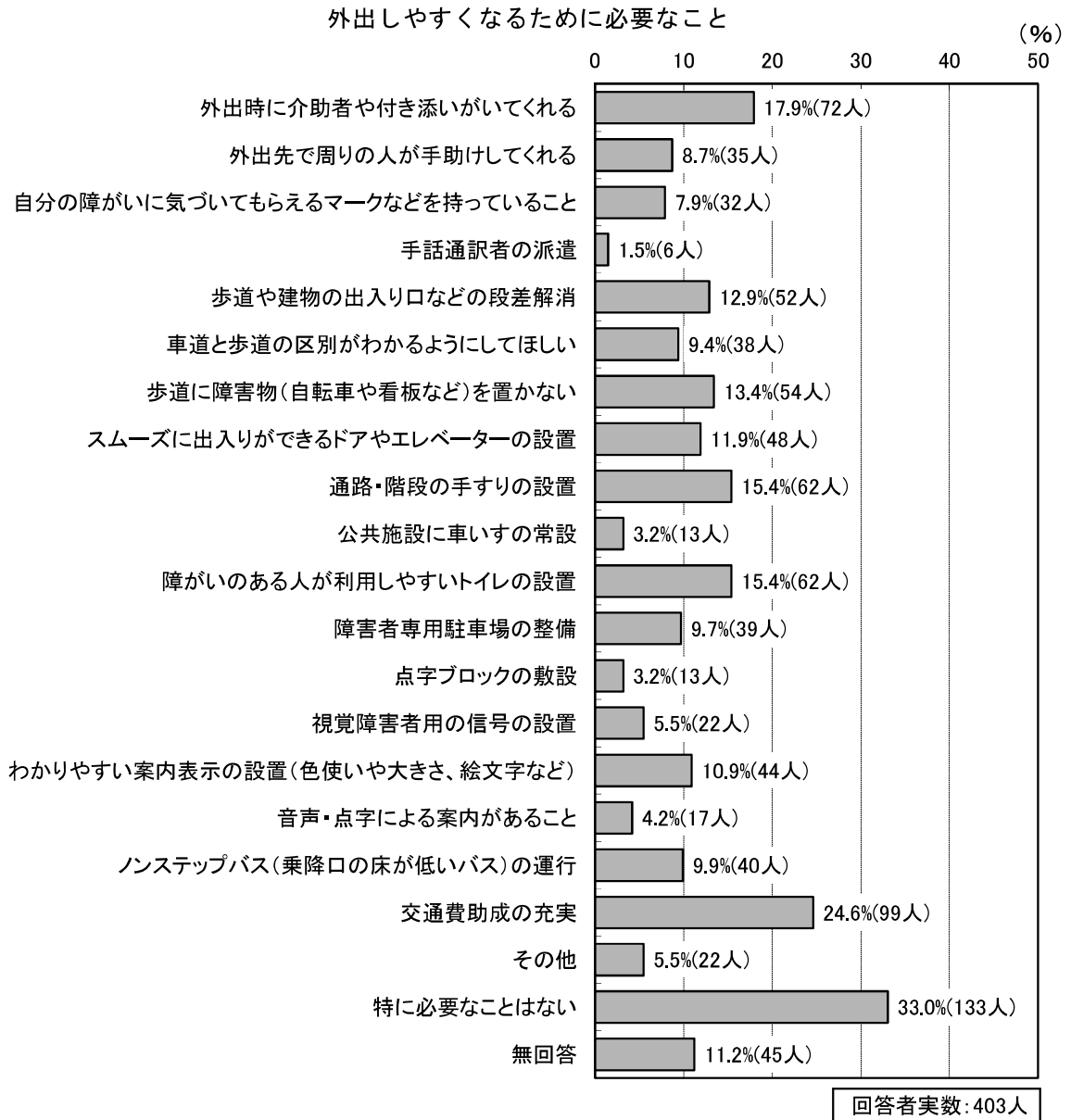
情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことについては、「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」「知りたい情報について相談できる所がほしい」がともに31.8%で、以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなる。

また、「わかりやすい表現や絵文字を使ってほしい」「大きな文字を使ってほしい」「漢字にふりがなをつけてほしい」が各12%程度となる。



(10) 外出しやすくなるために必要なこと（複数回答）

外出しやすくなるために必要なことについては、「交通費助成の充実」が 24.6%と最も高い。次に「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が 17.9%、「通路・階段の手すりの設置」と「障害のある人が利用しやすいトイレの設置」がともに 15.4%と比較的高い。

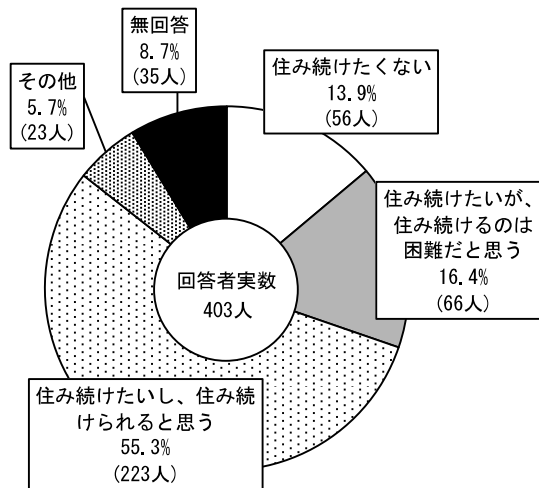


(11) 現在の住まいに住み続ける意向

現在の住まいに住み続けることについては、「住み続けたいし、住み続けられると思う」が55.3%と最も高く、次に「住み続けたいが、住み続けるのは困難だと思う」が16.4%で、合わせると71.7%が住み続けたいと考えている。

一方、「住み続けたくない」が13.9%となる。

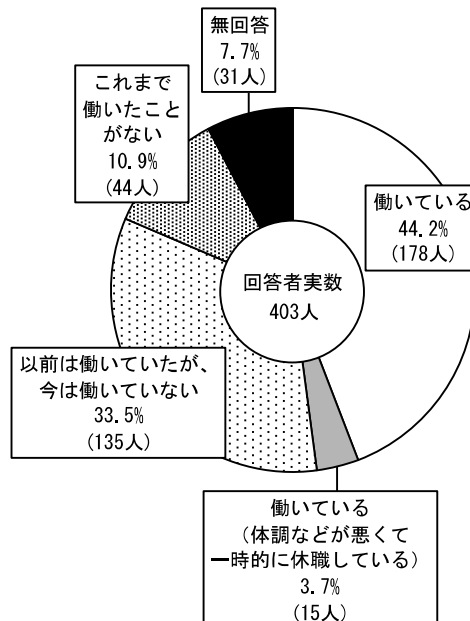
現在の住まいに住み続ける意向



(12) 就労状況

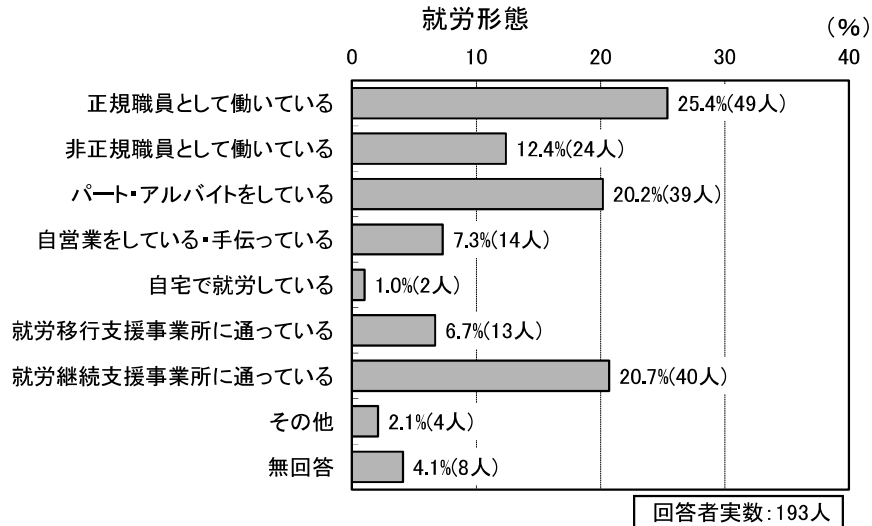
現在の就労状況については、「働いている」が44.2%と最も高く、「働いている(体調などが悪くて一時的に休職している)」の3.7%を合わせると、47.9%が現在働いている。また、「以前は働いていたが、今は働いていない」が33.5%、「これまで働いたことがない」が10.9%となる。

就労状況



(13) 就労形態

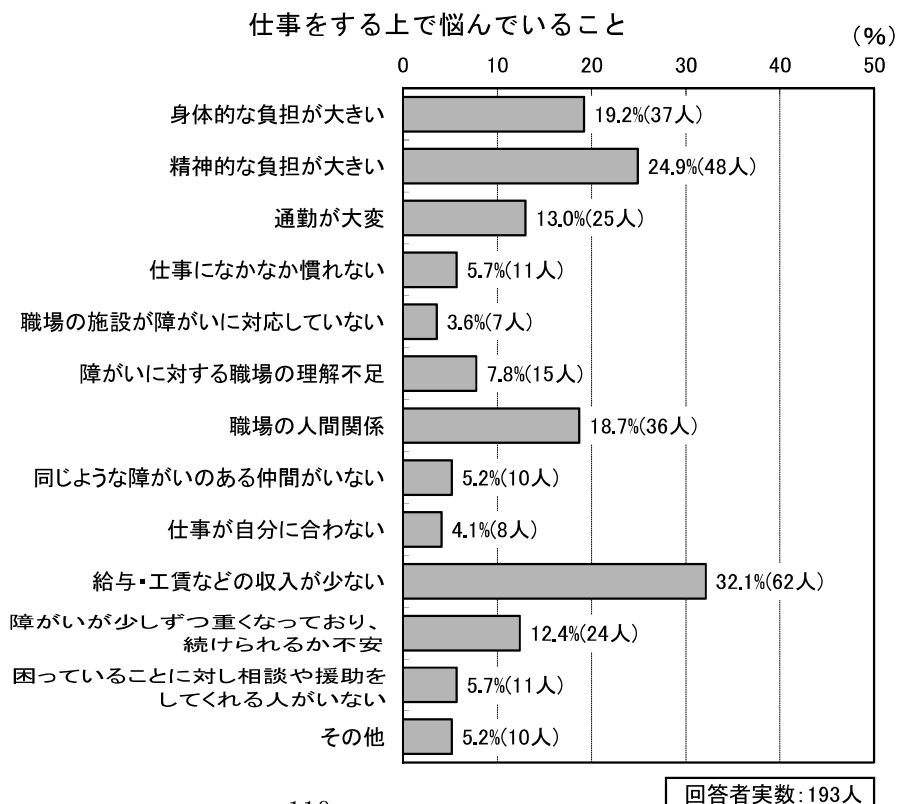
「働いている」または「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」と答えた障がい者の就労形態は、「正規職員として働いている」が 25.4%と最も高く、次に「就労継続支援事業所に通っている」が 20.7%、「パート・アルバイトをしている」が 20.2%となる。



(14) 仕事をする上で悩んでいること（複数回答）

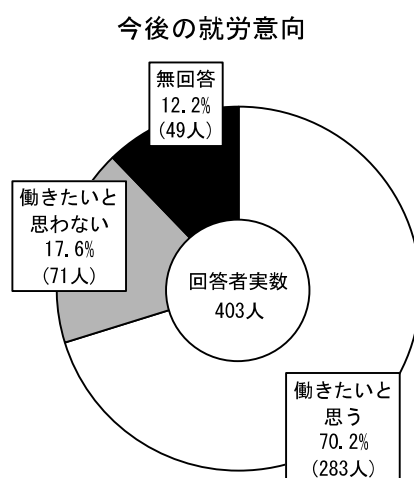
「働いている」または「働いている（体調などが悪くて一時的に休職している）」と答えた障がい者が、仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が 32.1%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が 24.9%、「身体的な負担が大きい」が 19.2%、「職場の人間関係」が 18.7%となる。

また、「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が 5.7%いる。



(15) 今後の就労意向

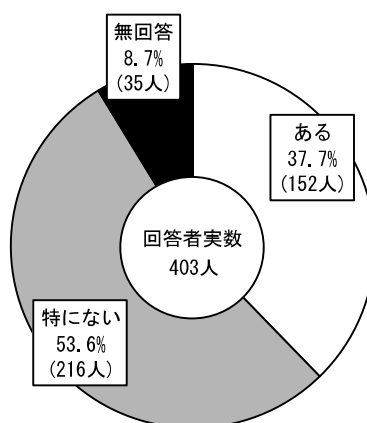
今後の就労意向については、「働きたいと思う」が70.2%と大半を占め、「働きたいと思わない」が17.6%となる。



(16) 災害時の避難に対する不安の有無

台風や地震、大雨などの際、避難することへの不安感については、「不安がある」が37.7%、「特にない」が53.6%となる。

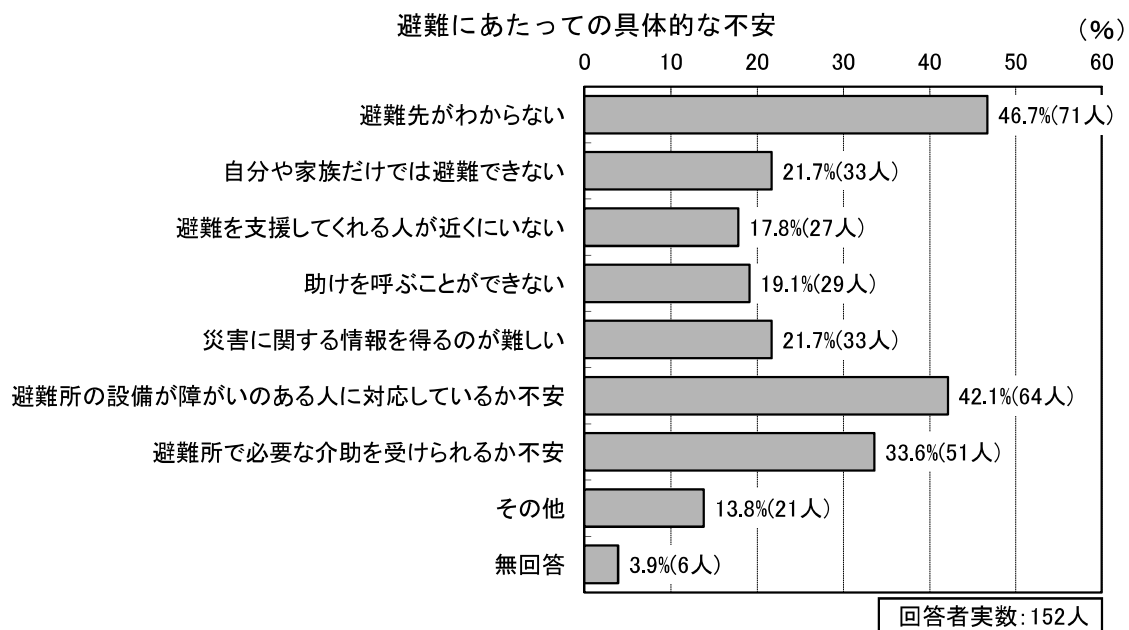
災害時の避難に対する不安の有無



(17) 避難にあたっての具体的な不安（複数回答）

災害時の避難に不安が「ある」と答えた障がい者の、具体的な不安については、「避難先がわからない」が46.7%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要がある。次に「避難所の設備が障害のある人に対応しているか不安」が42.1%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が33.6%となる。

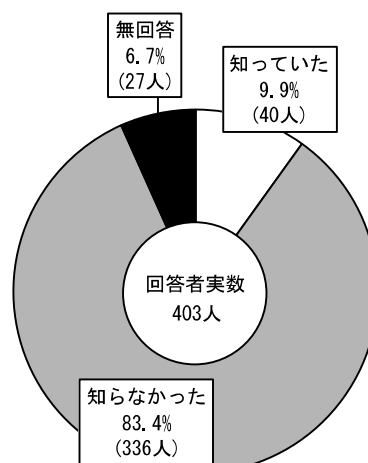
避難所における設備や介助に不安を感じている障がい者が多いことから、避難所の設備や対応等についても周知を図るとともに、安心して避難できるよう避難所における設備や介助体制の充実を図る必要がうかがえる。



(18) 町の避難支援体制の周知状況

南風原町では災害時に避難の手助けが必要な者は、避難のための支援を受けることができるが、これについては、「知らなかった」が83.4%とほとんどを占め、「知っていた」は9.9%となる。このため、避難支援体制の周知強化に努める必要がある。

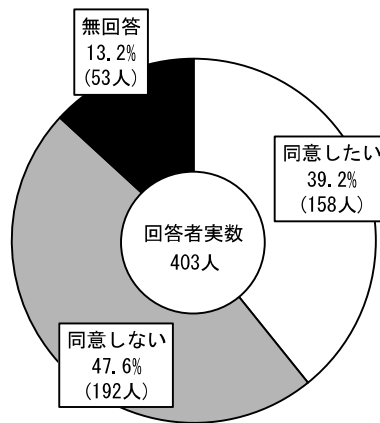
町の避難支援体制の周知状況



(19) 避難支援を行うための個人情報共有の意向

災害時の避難支援を行うためには、本人の情報を関係機関で共有することになるが、これについては、「同意したい」が39.2%、「同意しない」が47.6%となる。

避難支援を行うための個人情報共有の意向

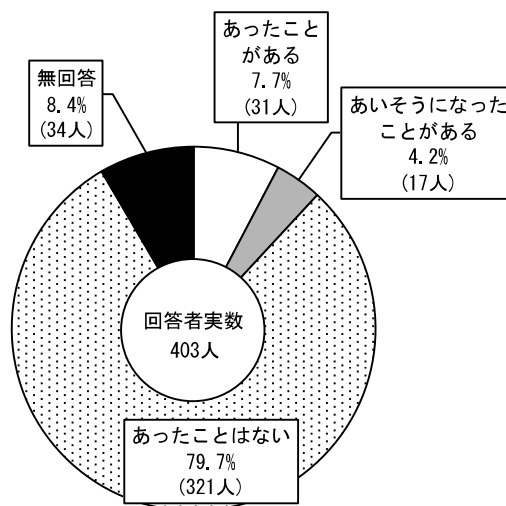


(20) 消費者被害・詐欺被害の状況

高額な商品の販売などの消費者被害や、振り込め詐欺などの詐欺被害にかかる状況については、「あったことはない」が79.7%とほとんどである。

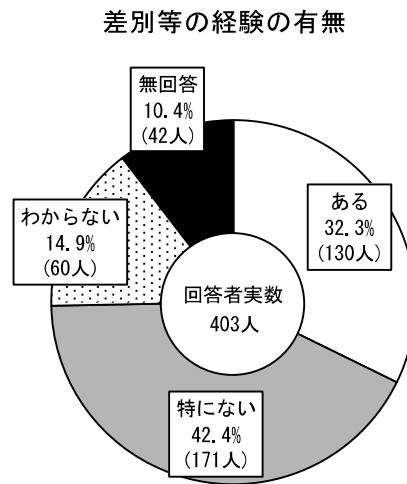
一方、「あったことがある」と「あいそうになったことがある」を合わせると11.9%で、1割程度が被害にかかる状況を経験したことがある。

消費者被害・詐欺被害の状況



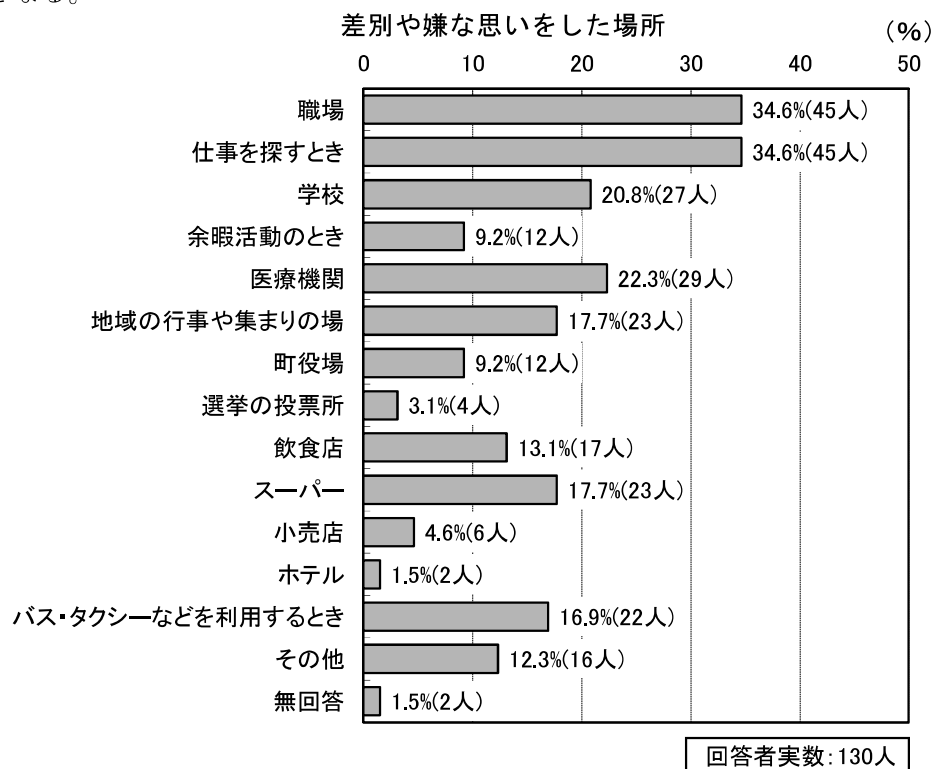
(21) 差別等の経験の有無

障害があることで、差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が 32.3%、「特にない」が 42.4%となる。



(22) 差別や嫌な思いをした場所

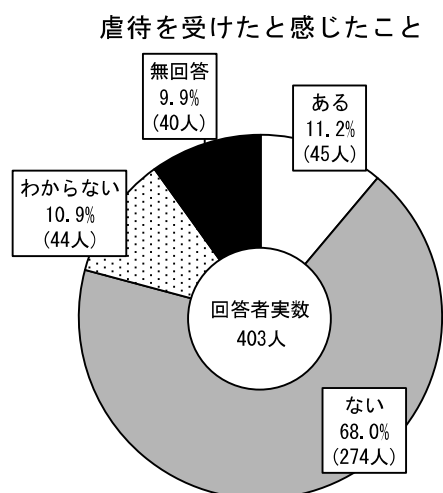
差別や嫌な思いをしたことが「ある」と答えた障がい者の、その場所については「職場」と「仕事を探すとき」がともに 34.6%と最も高く、次に「医療機関」が 22.3%、「学校」が 20.8%となる。



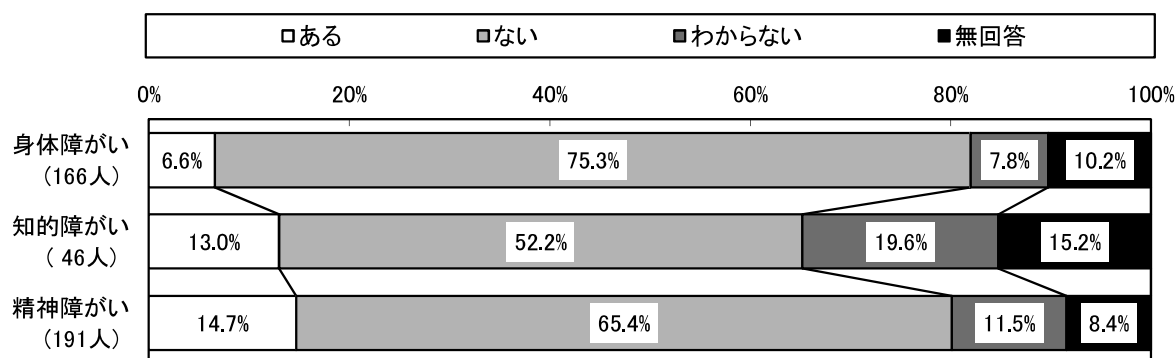
(23) 虐待を受けたと感じたこと

虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が11.2%、「ない」が68.0%となる。また、「わからない」が10.9%となる。

障がい別にみると、「ある」は「精神障がい」が14.7%、「知的障がい」が13.0%と高く、「身体障がい」が6.6%と低い。



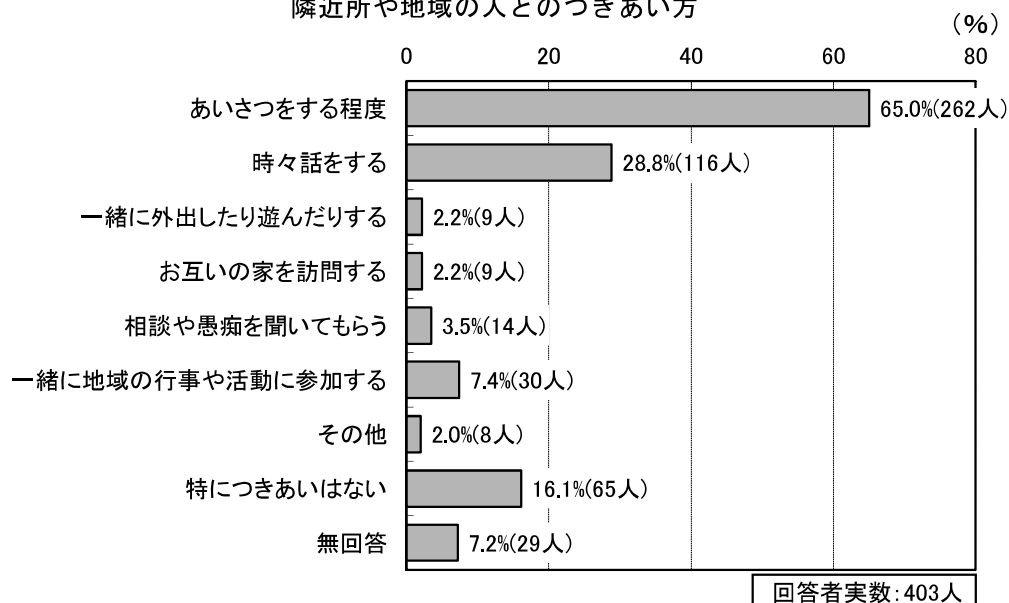
虐待を受けたと感じたこと（障がい別）



(24) 隣近所や地域の人とのつきあい方（複数回答）

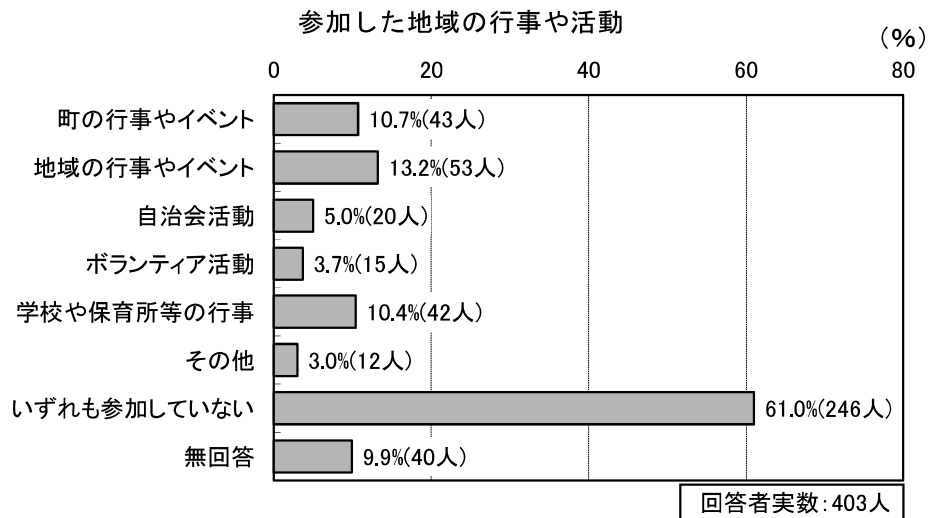
隣近所や地域の人とのつきあい方については、「あいさつをする程度」が65.0%と最も高く、次に「時々話をする」が28.8%で、「一緒に地域の行事や活動に参加する」などの深いつきあい方をしている障がい者は少ない。また、「特につきあいはない」が16.1%となる。

隣近所や地域の人とのつきあい方



(25) 参加した地域の行事や活動（複数回答）

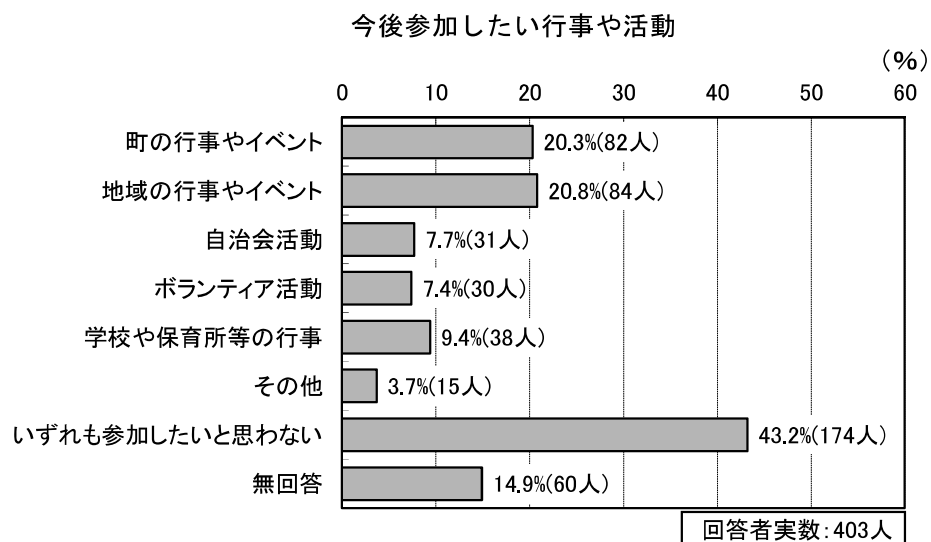
この1年間に参加した地域の行事や活動については、「いずれも参加していない」が61.0%と最も高く、「いずれも参加していない」と「無回答」を除くと、参加したことがある障がい者は29.1%と約3割となる。



(26) 今後参加したい行事や活動（複数回答）

今後、参加したい行事や活動については、「いずれも参加したいと思わない」が43.2%を占めるが、この1年間で「いずれも参加していない」とする割合（61.0%）よりも17.8ポイント低く、今は参加していないが、今後参加したいと考えている障がい者が多い。

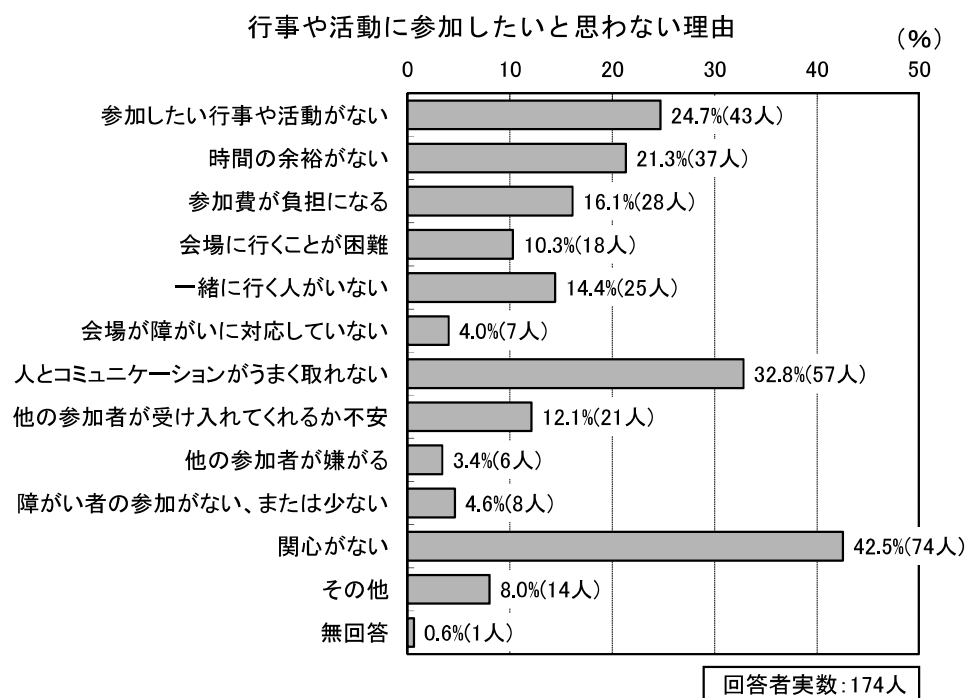
また、参加したい行事や活動のほとんどについて、いずれもこの1年間に参加したとする割合よりも高い。



(27) 行事や活動に参加したいと思わない理由（複数回答）

行事や活動に「いずれも参加したいと思わない」と答えた障がい者の、その理由については、「関心がない」が42.5%と最も高く、次に「人とコミュニケーションがうまく取れない」が36.9%となる。参加促進のためにはコミュニケーションが取れることが大きなポイントになると思われる。

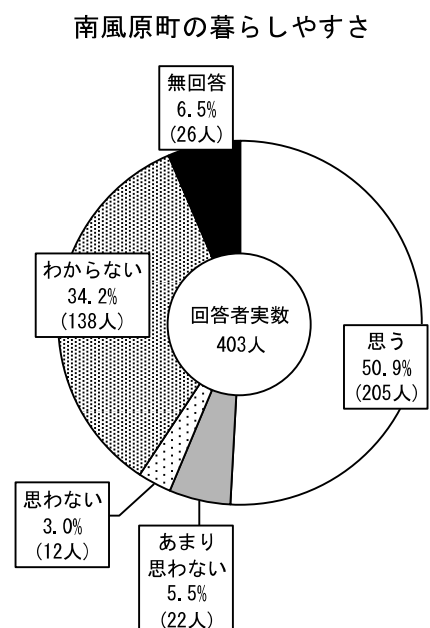
一方、「一緒に行く人がいない」「他の参加者が受け入れてくれるか不安」「会場に行くことが困難」「他の参加者が嫌がる」「障がい者の参加がない、または少ない」「会場が障がい者に対応していない」といった理由があり、障がい者が参加しやすいよう一緒に行ってくれる人がいることや会場への移動支援及び、障がい者を受け入れる環境づくり・配慮が大切であると思われる。



(28) 南風原町の暮らしやすさ

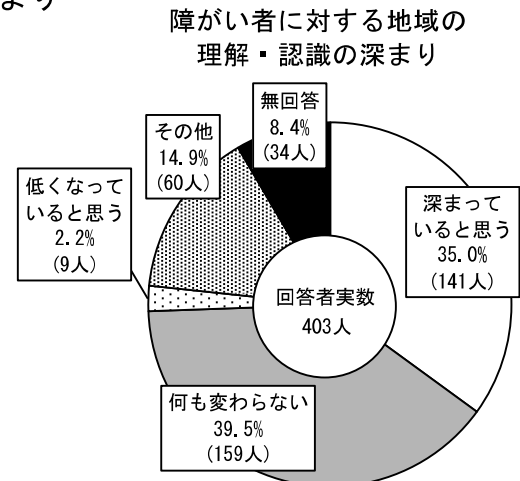
南風原町は障がい者にとって暮らしやすいと思うかについては、「思う」が50.9%と過半数を占め、次に「わからない」が34.2%となる。

一方、「あまり思わない」が5.5%、「思わない」が3.0%で、合わせると8.5%が暮らしやすいとは思っていない。



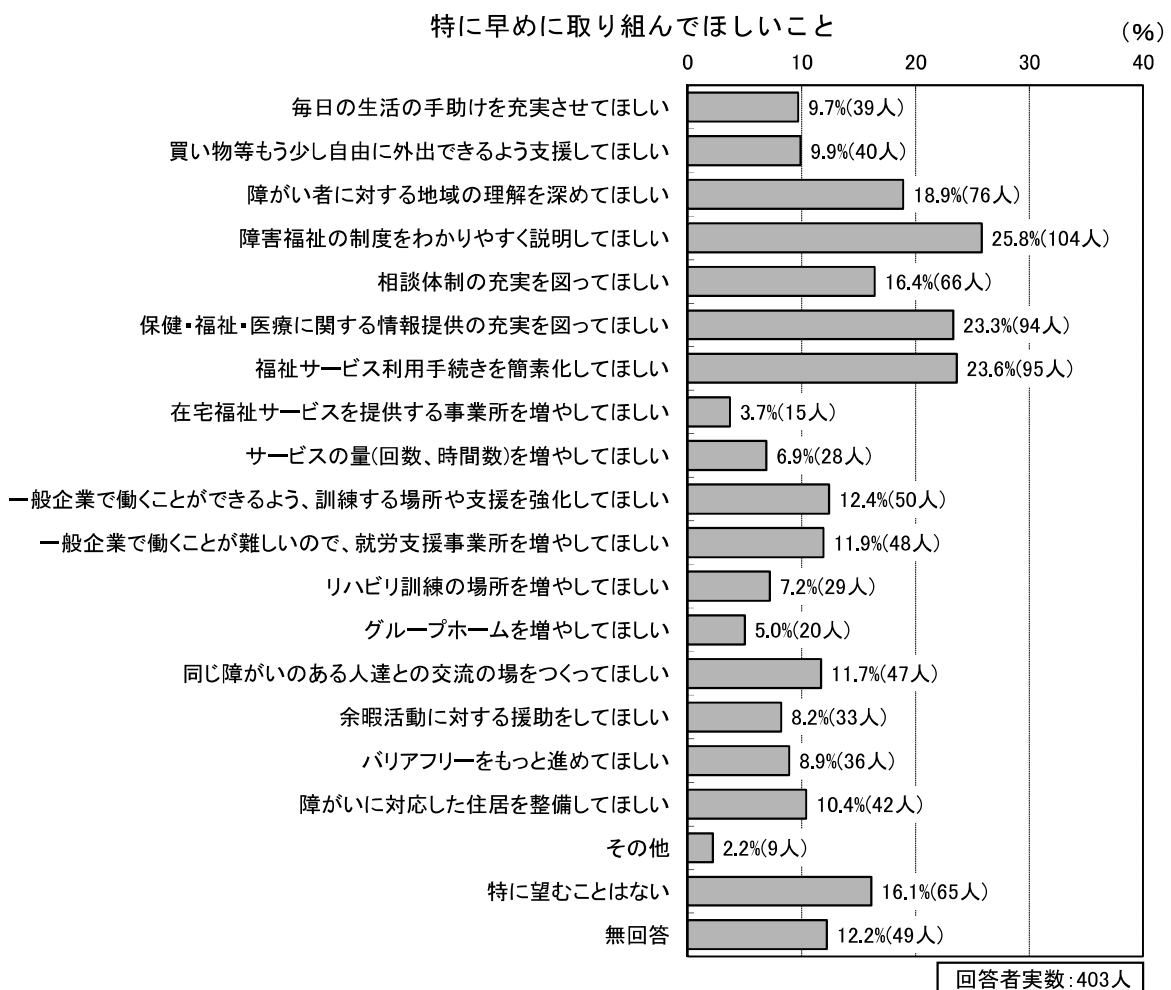
(29) 障がい者に対する地域の理解・認識の深まり

5年前と比べて、障がい者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「何も変わらない」が39.5%と最も高く、次に「深まっていると思う」が35.0%となる。



(30) 特に早めに取り組んでほしいこと（複数回答）

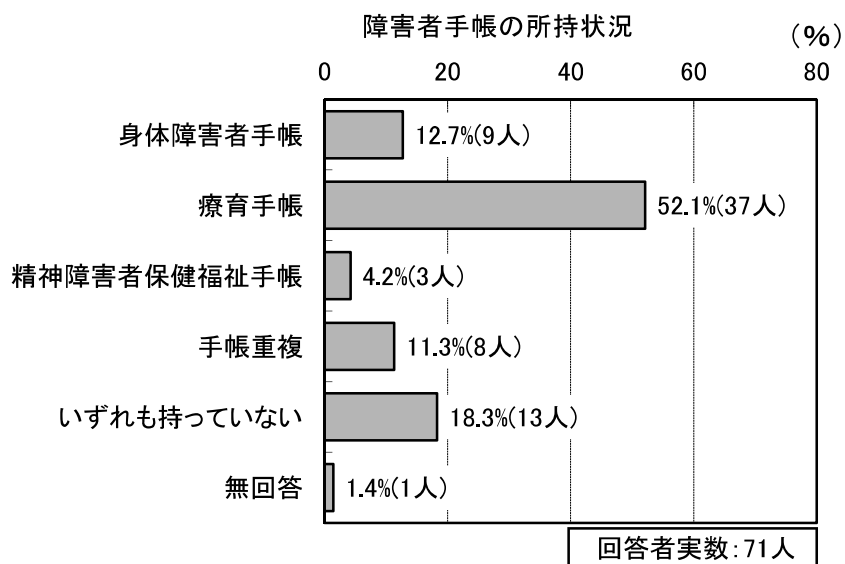
暮らしやすくなるために、特に早めに取り組んでほしいことについては、「障害福祉の制度をわかりやすく説明してほしい」が25.8%と最も高く、次に「福祉サービス利用手続きを簡素化してほしい」が23.6%、「保健・福祉・医療に関する情報提供の充実を図ってほしい」が23.3%で、制度の理解に対する支援とともに、情報提供の充実やサービス利用手続きの簡素化を求める者が多い。続いて、「障がい者に対する地域の理解を深めてほしい」が18.9%、「相談体制の充実を図ってほしい」が16.4%と比較的高い。



【障がい児調査結果】

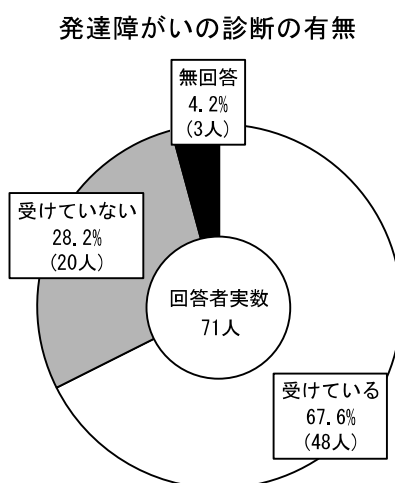
(1) 障害者手帳の所持状況（複数回答）

障害者手帳の所持状況については、「療育手帳」が52.1%と最も高く、次に「いずれも持っていない」が18.3%となる。また、一人で複数の手帳を所持する「手帳重複」が11.3%と1割程度となる。



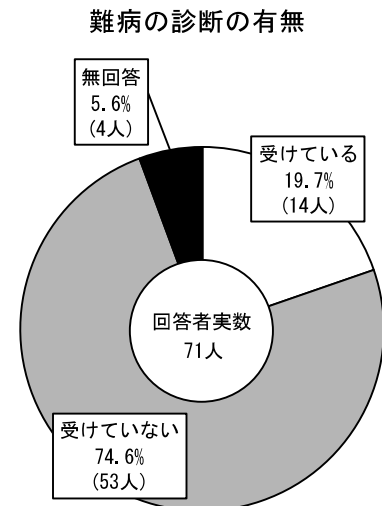
(2) 発達障がいの診断の有無

発達障がいの診断については、「受けている」が67.6%を占める。



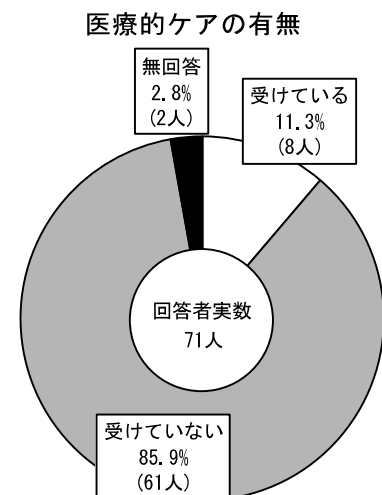
(3) 難病の診断の有無

難病の診断については、「受けている」が19.7%となる。



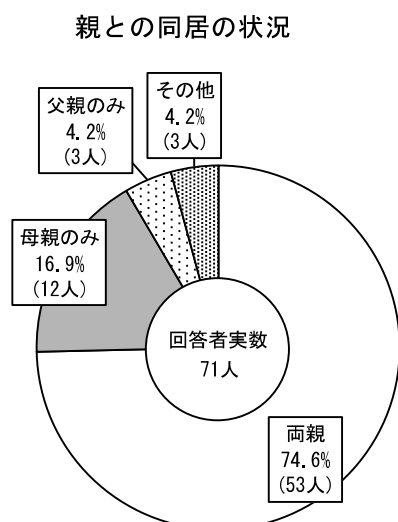
(4) 医療的ケアの有無

日常的な医療的ケアについては、「受けている」が11.3%と1割程度を占める。また、医療的ケアを「受けている」子のほとんど(7人)が、難病の診断を「受けている」子である。



(5) 親との同居

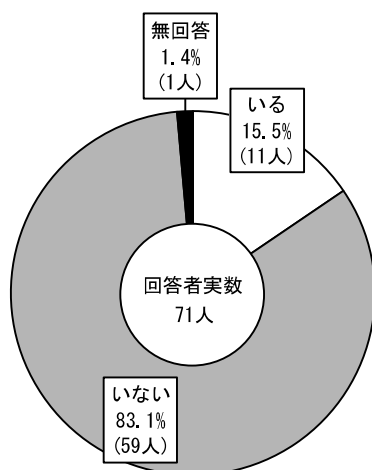
親との同居については、「両親」と同居が74.6%とほとんどであるが、「母親のみ」が16.9%、「父親のみ」が4.2%で、21.1%がひとり親の家庭である。



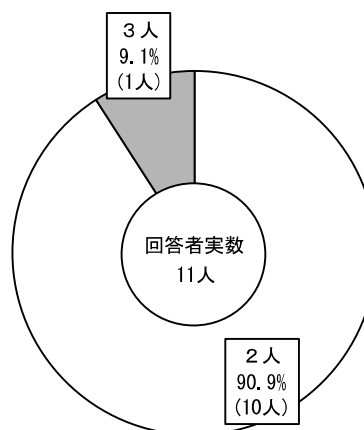
(6) 障がいのある兄弟姉妹

調査対象の障がいのある子以外に、障がいの認定や難病の認定等を受けている兄弟姉妹の存在については、「いる」が15.5%(11世帯)となる。また、障がいの認定等を受けている兄弟姉妹の人数は、「2人」が90.9%、「3人」が9.1%となる。

障がいのある兄弟姉妹



障がいのある兄弟姉妹の人数

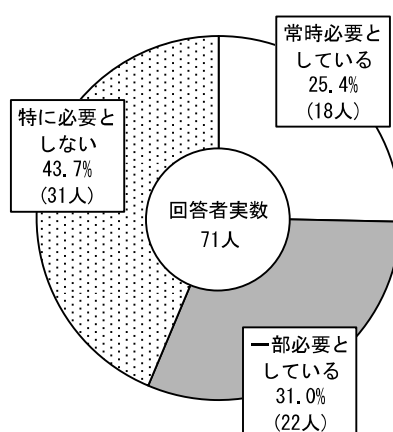


(7) 子どもの介助の必要性

障がいのある子の普段の生活における介助の必要性については、「特に必要としない」が43.7%と最も高い。

一方、「一部介助を必要としている」が31.0%、「常時必要としている」が25.4%で、合わせると56.4%の子が介助を必要としている。

子どもの介助の必要性



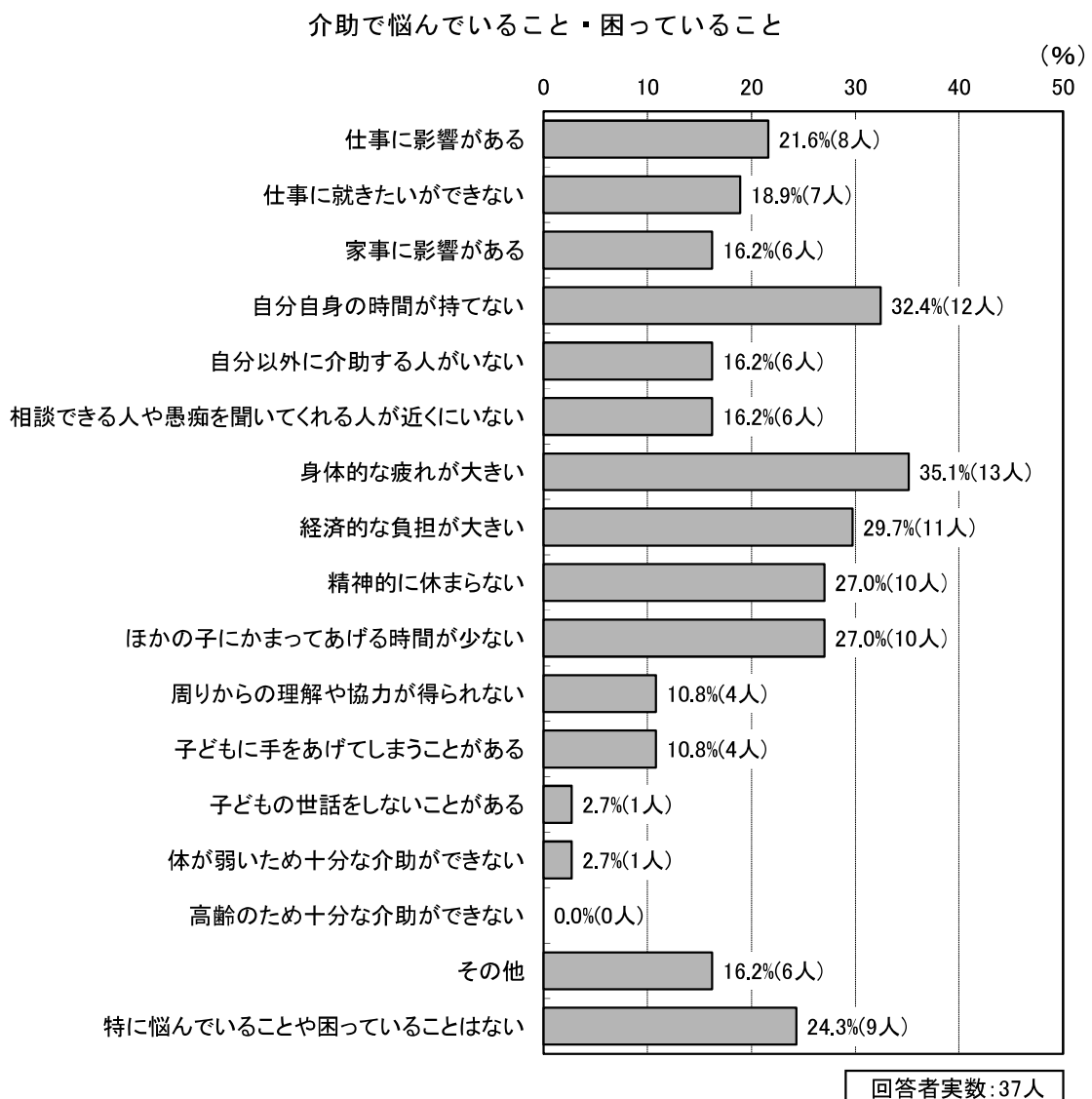
(8) 介助で悩んでいること・困っていること（複数回答）

主な介助者が介助する上で悩んでいることや困っていることについては、「身体的な疲れが大きい」が35.1%と最も高く、次に「自分自身の時間が持てない」が32.4%、「経済的な負担が大きい」が29.7%で、身体的な負担や自分の時間をつくれないうこと及び経済面で悩んでいる介助者が多く、介助を継続していく上で、こうした悩みの軽減を図ることが大きなポイントになると思われる。また、「精神的に休まらない」と「ほかの子にかまってあげる時間がない」がともに27.0%と高く、子育てに関する相談支援も大切なポイントになる。

一方、「周りからの理解や協力が得られない」(10.8%)、「自分以外に介助する人がいない」(16.2%)、「相談できる人や愚痴を聞いてくれる人が近くにいない」(16.2%)といった回答があり、介助の孤立化がうかがえる。

そのほか、「子どもに手をあげてしまうことがある」が10.8%、「子どもの世話をしないことがある」が2.7%と、子育てや介助のストレスが直接子どもに向けられているとうかがえるケースがある。

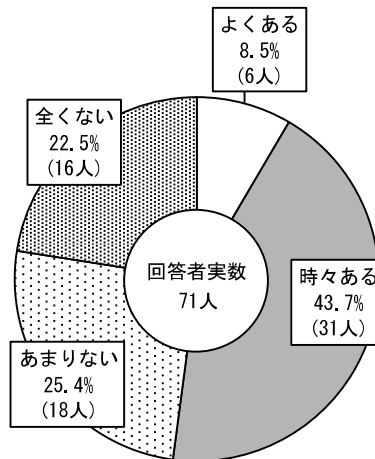
こうした主な介助者の悩みや困りごとに対する、相談支援のあり方を今後考えていく必要がある。



(9) 親子交流の機会

同じ障がいのある子の親と交流する機会については、「時々ある」が 43.7%と最も高く、「よくある」の 8.5%を合わせると、52.2%は交流があると答えている。

親子交流の機会

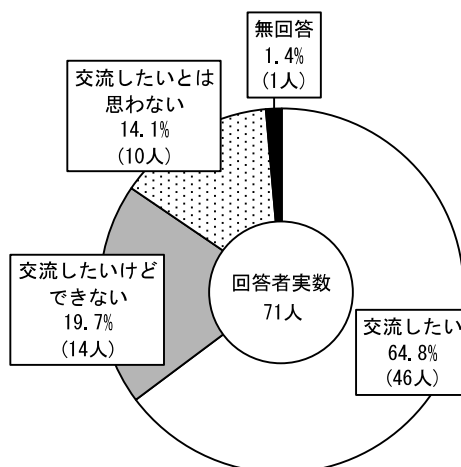


(10) 今後の親子交流の意向

今後あるいは今後とも、同じ障がいのある子の親と交流することについては、「交流したい」が 64.8%と最も高く、前項の現状で「よくある」と「時々ある」を合わせた割合 (52.2%) より 12.6 ポイント高い。

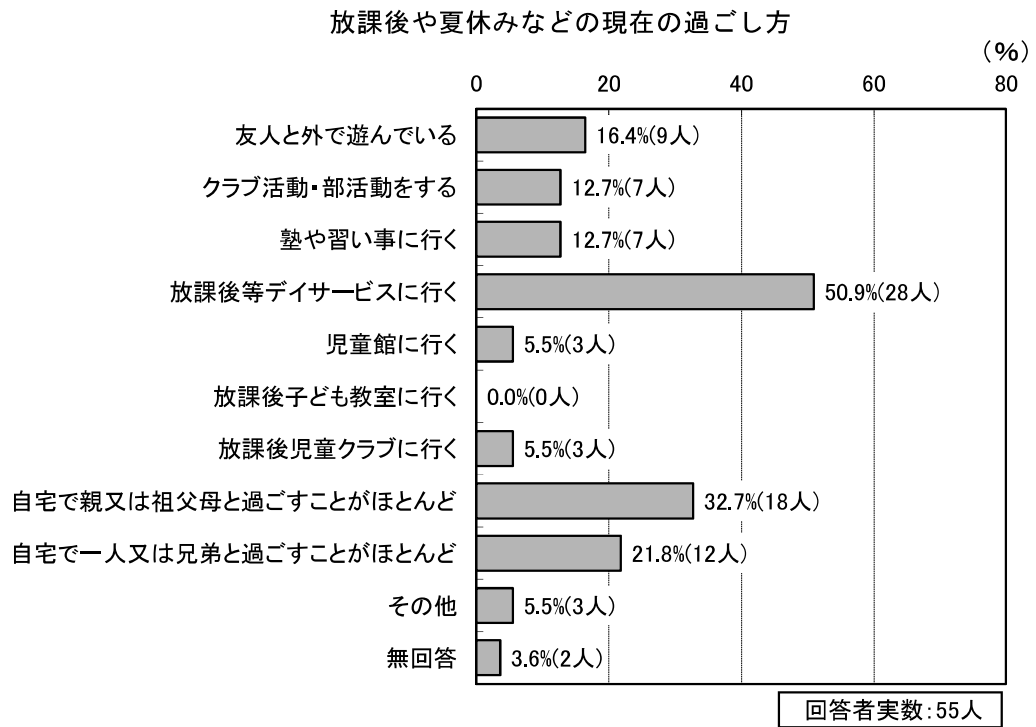
また、「交流したいけどできない」が 19.7%で、「交流したい」と合わせると、84.5%とほとんどの親が交流を望んでいる。交流機会の確保に向けた取り組みの充実を図る必要性が高いと思われる。

今後の親子交流の意向



(11) 放課後や夏休みなどの過ごし方（複数回答）

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方は、「放課後等デイサービス」が 50.9%と最も高く、次に「自宅で親又は祖父母と過ごすことがほとんど」が 32.7%、「自宅で一人又は兄弟と過ごすことがほとんど」が 21.8%となる。そのほかでは、「友人と外で遊んでいる」が 16.4%、「クラブ活動・部活動をする」と「塾や習い事に行く」がともに 12.7%となる。



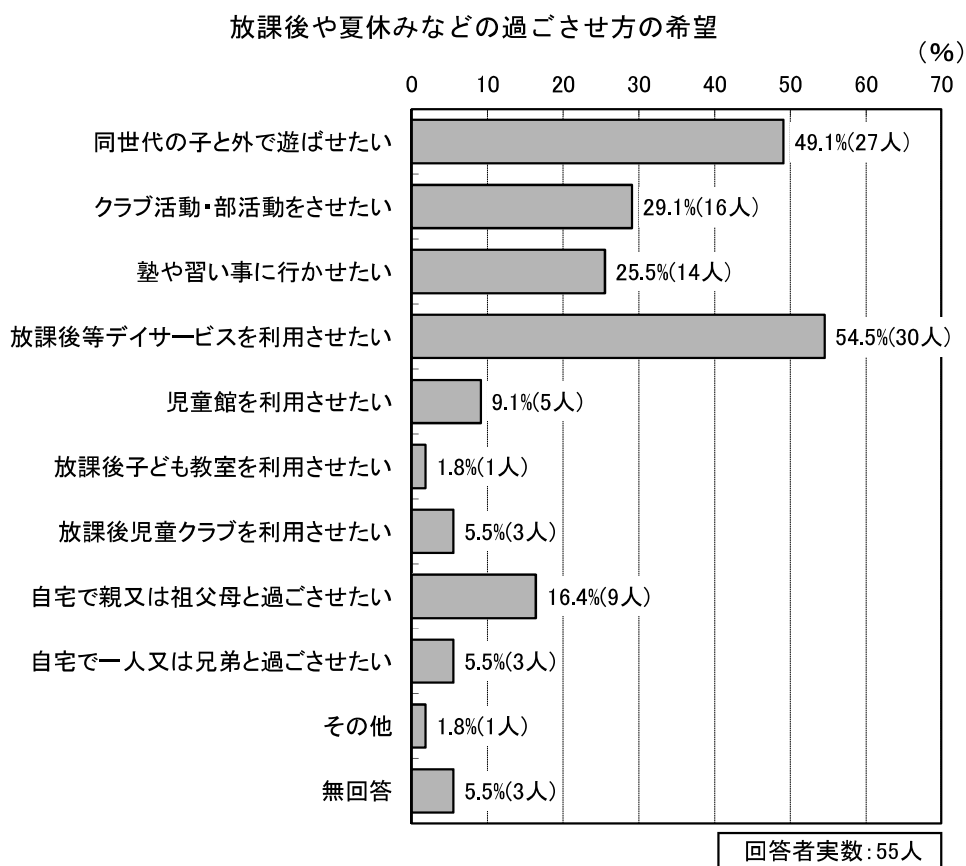
(12) 放課後や夏休みなどの過ごしませ方の希望（複数回答）

放課後や夏休みなど長期休業中において、保護者が希望する子どもの過ごしませ方については、現状の過ごし方と同じく、「放課後等デイサービスを利用させたい」が54.5%と最も高い。また、現状の利用率（50.9%）より3.6ポイント高い。次に「同世代の子と外で遊ばせたい」が49.1%で、現状（16.4%）を大きく上回る。

さらに、「塾や習い事に行かせたい」や「クラブ活動・部活動をさせたい」についても、希望が現状を大きく上回る。

以上のことから、利用希望はあるものの、現在利用していないのは、障がいがあることで利用できなかった、あるいは利用するのに躊躇した可能性が考えられる。

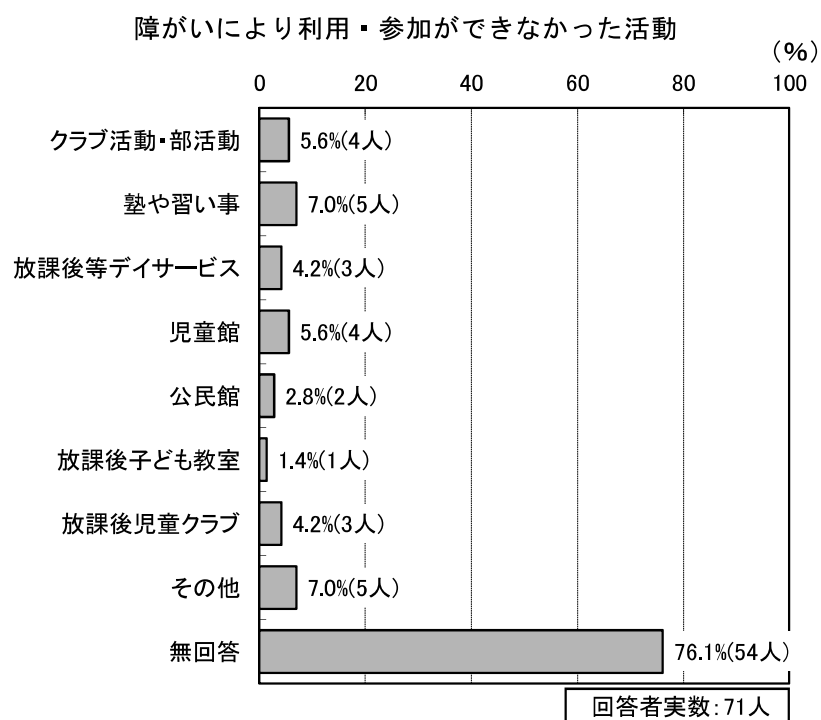
一方で、「自宅で親又は祖父母と過ごさせたい」が16.4%、「自宅で一人又は兄弟と過ごさせたい」が5.5%で、現状より割合は低いが、自宅で過ごすことを望む保護者が約2割程度いる。



(13) 障がいにより利用・参加ができなかった活動（複数回答）

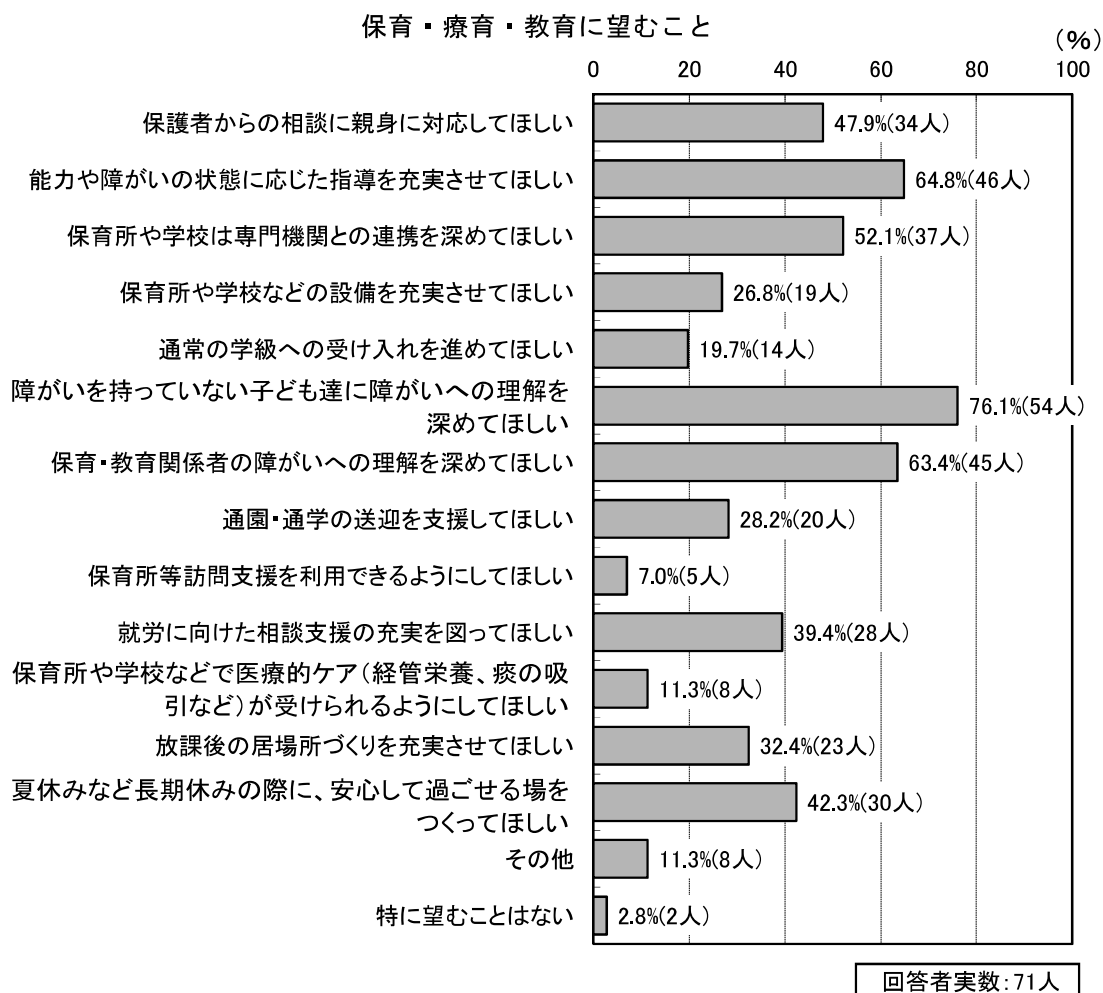
利用を希望したが、子どもの障がいに対応できないことを理由に、利用できなかった活動等については、全体から「無回答」を除いた、23.9%が利用できなかった活動等をあげている。具体的には、「塾や習い事」が7.0%と最も高く、次に「クラブ活動・部活動」「児童館」「放課後等デイサービス」などがある。利用できなかった活動等について実態把握を行い、利用が可能となるよう必要な支援について考えていく必要がある。

なお、「無回答」の割合が高いが、その多くは、利用できた、または利用を希望しなかったと捉えることができると思われる。



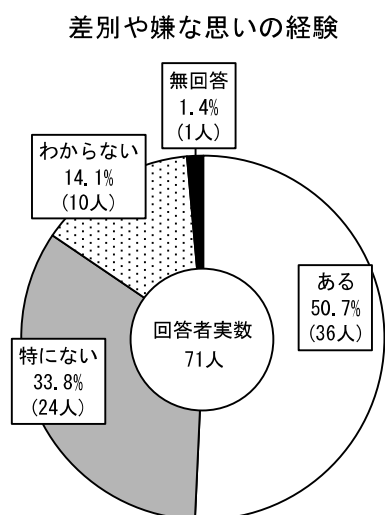
(14) 保育・療育・教育に望むこと（複数回答）

保護者が望む子どもの保育・療育・教育については、「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が76.1%と最も高く、次に「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が64.8%、「保育・教育関係者の障がいへの理解を深めてほしい」が63.4%となる。



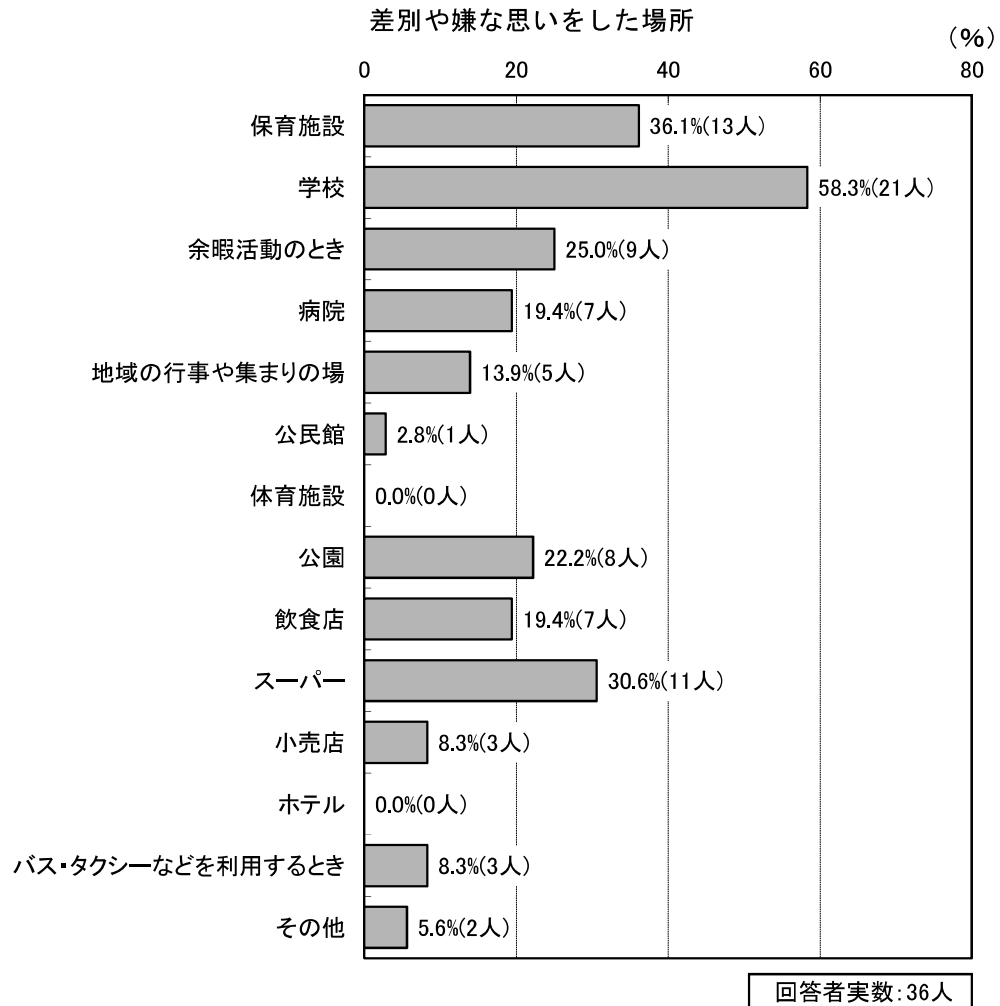
(15) 差別や嫌な思いの経験

障がいがあることで、保護者や子どもが差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ある」が50.7%と半数以上を占め、「特にない」が33.8%となる。



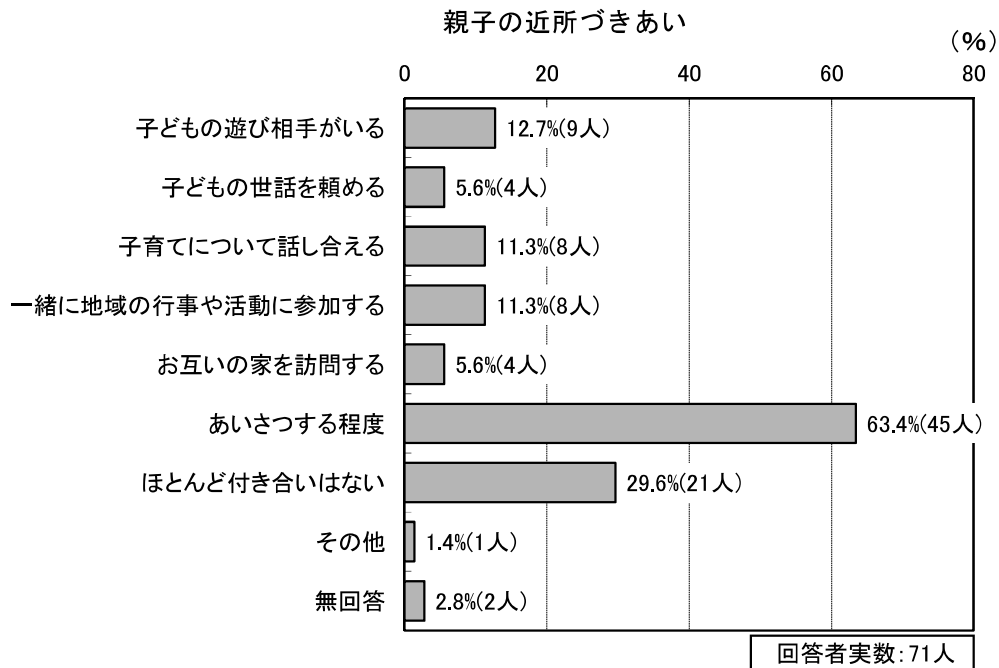
(16) 差別や嫌な思いをした場所

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことが「ある」と答えた、その場所については、「学校」が58.3%と最も高く、次に「保育施設」が36.1%、「スーパー」が30.6%となる。
 そのほか、「余暇活動のとき」「病院」「公園」など多くの場所があがっている。



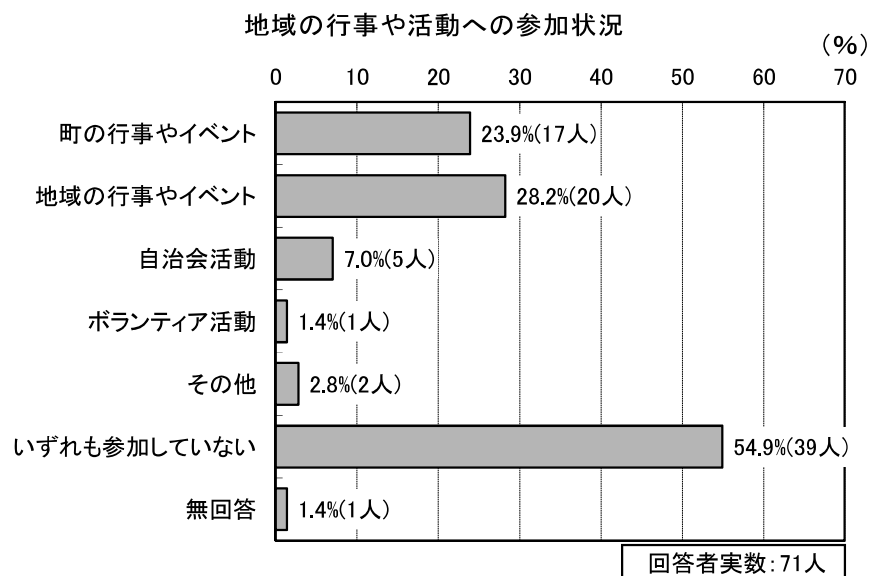
(17) 親子の近所づきあい（複数回答）

親子の隣近所との付き合いについては、「あいさつする程度」が 63.4%と最も高く、次に「ほとんど付き合いはない」が 29.6%で、隣近所との付き合いは希薄な家庭が多い状況がうかがえる。但し、地域全体としても近所付き合いが希薄な傾向にある可能性が考えられる。



(18) 地域の行事や活動への参加状況（複数回答）

最近 1 年間の、障がいのある子の地域行事や活動への参加については、「いずれも参加していない」が 54.9%と最も高い。一方、参加している中では「地域の行事やイベント」が 28.2%、次に「町の行事やイベント」が 23.9%と高い。

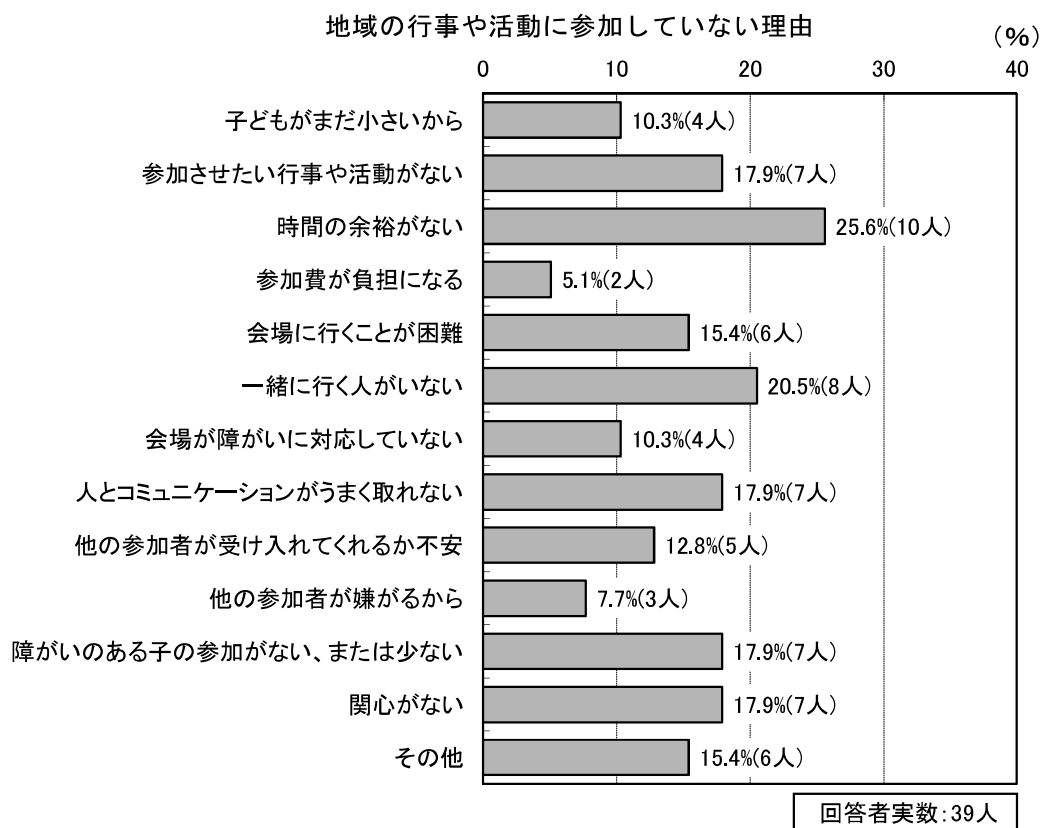


(19) 地域の行事や活動に参加していない理由（複数回答）

地域の行事や活動に「いずれも参加していない」と答えた理由については、「時間の余裕がない」が25.6%と最も高く、次に「一緒に行く人がいない」が20.5%となる。行事等への参加にあたっては、一緒に行ってくれる人がいることが、大きなポイントとなる。

また、「参加させたい行事や活動がない」「人とコミュニケーションがうまく取れない」「障がいのある子の参加がない、または少ない」がともに17.9%で、コミュニケーションの支援や他の障がいのある子の参加が必要なケースが比較的多い。

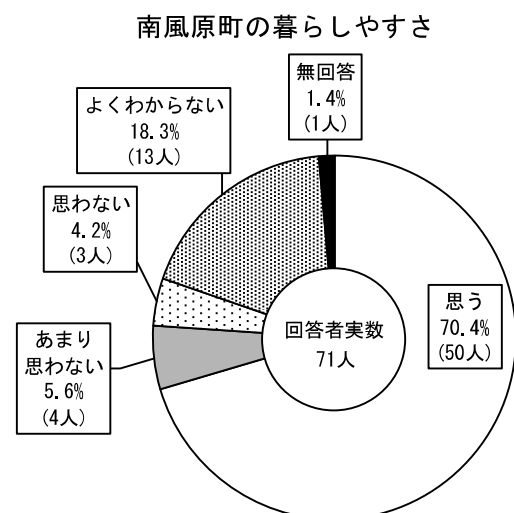
さらに、「会場に行くことが困難」「他の参加者が受け入れてくれるか不安」「他の参加者が嫌がるから」「会場が障がいに対応していない」といった理由があり、移動の支援とともに、地域の障がい児の参加に対する理解や配慮が十分ではない様子が見えてくる。



(20) 南風原町の暮らしやすさ

南風原町は暮らしやすいまちと思うかについては、「思う」が70.4%と最も高く、次に「よくわからない」が18.3%となる。

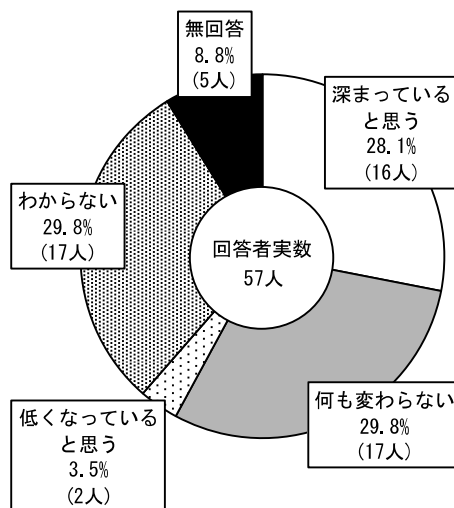
一方、「あまり思わない」が5.6%、「思わない」が4.2%で、合わせると9.8%が暮らしやすいとは思っていない。



(21) 地域の障がいのある子に対する理解の深まり

就学後の子どもの保護者に対する質問として、5年前と比べて障がいのある子に対する、地域の理解・認識は深まっているかについては、「何も変わらない」と「わからない」がともに29.8%と最も高く、次に「深まっていると思う」が28.1%となる。

地域の障がいのある子に対する理解の深まり



■南風原町障がい者計画策定委員会設置条例

平成19年10月 1 日条例第21号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、南風原町障がい者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画の策定に関すること。
- (2) その他障がい者計画の策定に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 識者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 障がい者
- (4) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、委員会を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、民生部保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

■南風原町障がい者計画策定委員会名簿

N0	条例に基づく代表者(順不同)	氏名	事業所等名(職種等)	備考
1	身体障がい者代表	金城 則文	南風原町身体障害者福祉会(会長)	会長
2	聴覚障がい者代表	前里 桃子	沖縄大学(法経学部 法経学科 法律専攻)	副会長
3	その他町長が必要と認める者	翁長 彰	南風原町第2民生委員児童委員 協議会(会長)	
4	識者	真栄平 勉	沖縄県精神保健福祉士会(平成 20年度～平成28年度(会長))	
5	視覚障がい者代表	大城 保夫	沖縄県立沖縄盲学校 (教育支援部 専攻科教諭)	
6	関係行政機関の職員	島袋 康史	南風原町社会福祉協議会(局長)	
7	障がい者の福祉に関する事業 に従事する者	比嘉 むつ子	公益社団法人 沖縄県精神保健福 祉会連合会(相談支援専門員)	
8	その他町長が必要と認める者	屋良 朝広	ハートライン沖縄 児童デイサ ービス(医療福祉部長)	
9	障がい者の福祉に関する事業 に従事する者	屋良 忠	社会福祉法人 育成福祉会 (支援課長兼総務課長)	

南 保 第 2387 号
平成29年12月22日

南風原町障がい者計画策定委員会
委員長 金城 則 文 殿

南風原町長 城 間 俊 安

第4次南風原町障がい者計画・第5期障がい福祉計画及び
第1期南風原町障がい児福祉計画の策定について（諮問）

南風原町は、平成27年度に策定した「第3次南風原町障がい者計画・南風原町第4期障がい福祉計画」を基とし、また、平成30年度に改正される「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」及び「児童福祉法」をふまえて、障がい者・児の安心した生活や生きがいつくり等の強化、地域で継続して暮らしていけるような共生社会を実現させるための施策整備を図っております。

つきましては、南風原町の今後における障がい者・児の福祉施策のために、貴委員会のご意見を求めます。

平成30年3月22日

南風原町長 城 間 俊 安 殿

南風原町障がい者計画策定委員会
会 長 金 城 則 文

「第4次南風原町障がい者計画」「南風原町第5期障がい福祉計画」
「南風原町第1期障がい児福祉計画」の策定について（答申）

平成29年12月22日付け、南保第2387号で諮問のありました、みだしの件について、本策定委員会で慎重に審議を重ねた結果、「第4次南風原町障がい者計画」「南風原町第5期障がい福祉計画」「南風原町第1期障がい児福祉計画」としてまとめましたので、別紙の通り答申いたします。

本計画の推進にあたっては、広く町民に普及させ、共生社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい児の健やかな育成に向けた支援体制の構築を計画的に推進できるように要望します。

記

1. 「第4次南風原町障がい者計画」「南風原町第5期障がい福祉計画」
「南風原町第1期障がい児福祉計画」・・・・別添のとおり

第 4 次南風原町障がい者計画・
南風原町第 5 期障がい福祉計画・
南風原町第 1 期障がい児福祉計画

平成 30 年 3 月

発 行：南風原町役場 民生部 保健福祉課
〒901-1195
沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地
電話：098-889-4416

